

国東市地域防災計画

(地震・津波対策編)

国東市防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格と内容	1
第3節 計画の理念	2
第4節 計画の位置づけ	3
第5節 計画の修正	4
第6節 計画の周知	4
第2章 国東市の地勢	6
第1節 地形・地質	6
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	7
第3章 災害・津波の特性	10
第1節 地域ごとの特性	10
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性	12
第3節 被害を及ぼした地震・津波	15
第4章 地震・津波の想定	20
第1節 地震・津波想定	20
第2節 被害想定	25
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	27
第2部 災害予防	33
第1章 災害予防の基本方針等	33
第1節 災害予防の基本的な考え方	33
第2節 災害予防の体系	35
第2章 災害に強いまちづくり	36
第1節 被害の未然防止事業	37
第2節 災害危険区域等の対策	40
第3節 防災施設の災害予防管理	42
第4節 防災環境整備	43
第5節 建築物等の安全性の確保	45
第6節 公共施設等の災害予防	46
第7節 特殊災害の予防	48
第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進	51
第9節 防災調査研究の推進	52
第10節 社会資本の老朽化対策	52

第3章 災害に強い人づくり	53
第1節 自主防災組織	54
第2節 防災訓練	59
第3節 防災教育	65
第4節 消防団・ボランティアの育成・強化	70
第5節 要配慮者の安全確保	72
第6節 市民運動の展開	77
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	78
第1節 初動体制の強化	80
第2節 活動体制の確立	82
第3節 津波からの避難に関する事前の対策	87
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	90
第5節 救助物資の備蓄	93
第3部 災害応急対策	95
第1章 災害応急対策の基本方針等	95
第1節 災害応急対策の基本方針	95
第2節 市民に期待する行動	96
第3節 災害応急対策の体系	98
第2章 活動体制の確立	99
第1節 組織	99
第2節 動員配備	111
第3節 通信連絡手段の確保	116
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	118
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	132
第6節 災害救助法の適用及び運用	133
第7節 広域的な応援要請・応援活動	137
第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立	141
第9節 技術者、技能者及び労務者の確保	147
第10節 ボランティアとの連携	150
第11節 帰宅困難者対策	152
第12節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	153
第13節 交通確保	154
第14節 緊急輸送	157
第15節 広報活動・災害記録活動	161
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動	163
第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等	163
第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導	168
第3節 津波からの避難	172

第4節 救出救助	174
第5節 救急医療活動	177
第6節 消防活動	179
第7節 二次災害防止活動	180
第4章 被災者の保護・救護のための活動	182
第1節 避難所運営活動	182
第2節 避難所外被災者の支援	187
第3節 食料供給	188
第4節 給水	191
第5節 被服寝具その他生活必需品供給	193
第6節 医療活動	196
第7節 保健衛生活動	198
第8節 廃棄物処理	199
第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	200
第10節 住宅の供給確保等	204
第11節 文教対策	207
第12節 社会秩序の維持・物価の安定等	210
第13節 義援物資の取扱い	211
第14節 被災動物対策	212
第5章 社会基盤の応急対策	213
第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	213
第2節 道路、河川、港湾、漁港の応急対策	214
第4部 災害復旧・復興	215
第1章 災害復旧・復興の基本方針	215
第2章 公共土木施設等の災害復旧	216
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	217
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	219
第1節 経済・生活面の支援	219
第2節 住まいの確保・再建のための支援	224
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	232
第5章 激甚災害の指定	238
第1節 激甚災害指定の手続	239
第2節 特別財政援助	243
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	247
第1章 総則	247
第1節 推進計画の目的	247
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務	

又は業務の大綱	247
第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	248
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	248
第2節 津波に関する情報の伝達等	248
第3節 避難指示等の発令基準	249
第4節 津波対策等	249
第5節 消防機関等の活動	249
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	250
第7節 交通対策	251
第8節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	251
第9節 迅速な救助	253
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	254
○概要	254
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害 応急対策に係る措置	254
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	254
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	255
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒 本部等の設置等	255
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	255
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	256
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	256
第5節 避難対策等	256
第6節 消防機関等の活動	257
第7節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	257
第8節 交通対策	258
第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	259
第10節 滞留旅客等に対する措置	260
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	261
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、 災害警戒本部等の設置等	261
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	261
第3節 市のとるべき措置	261
第4章 関係者との連携協力の確保	262
第1節 資機材、人員等の配備手配	262
第2節 他機関に対する応援要請	262

第3節 帰宅困難者への対応	262
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	263
第6章 防災訓練	264
第7章 地震防災上必要な教育及び広報	265
第8章 南海トラフ地震防災対策計画	266

第1部 総 則

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、国東市における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総合的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

- (1) 国東市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 各種災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

この計画は、添付資料を作成し、一体として効果的な活用を図るものとする。

第3節 計画の理念

「国東市民の生命、身体及び財産をすべての災害から守る」という防災の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

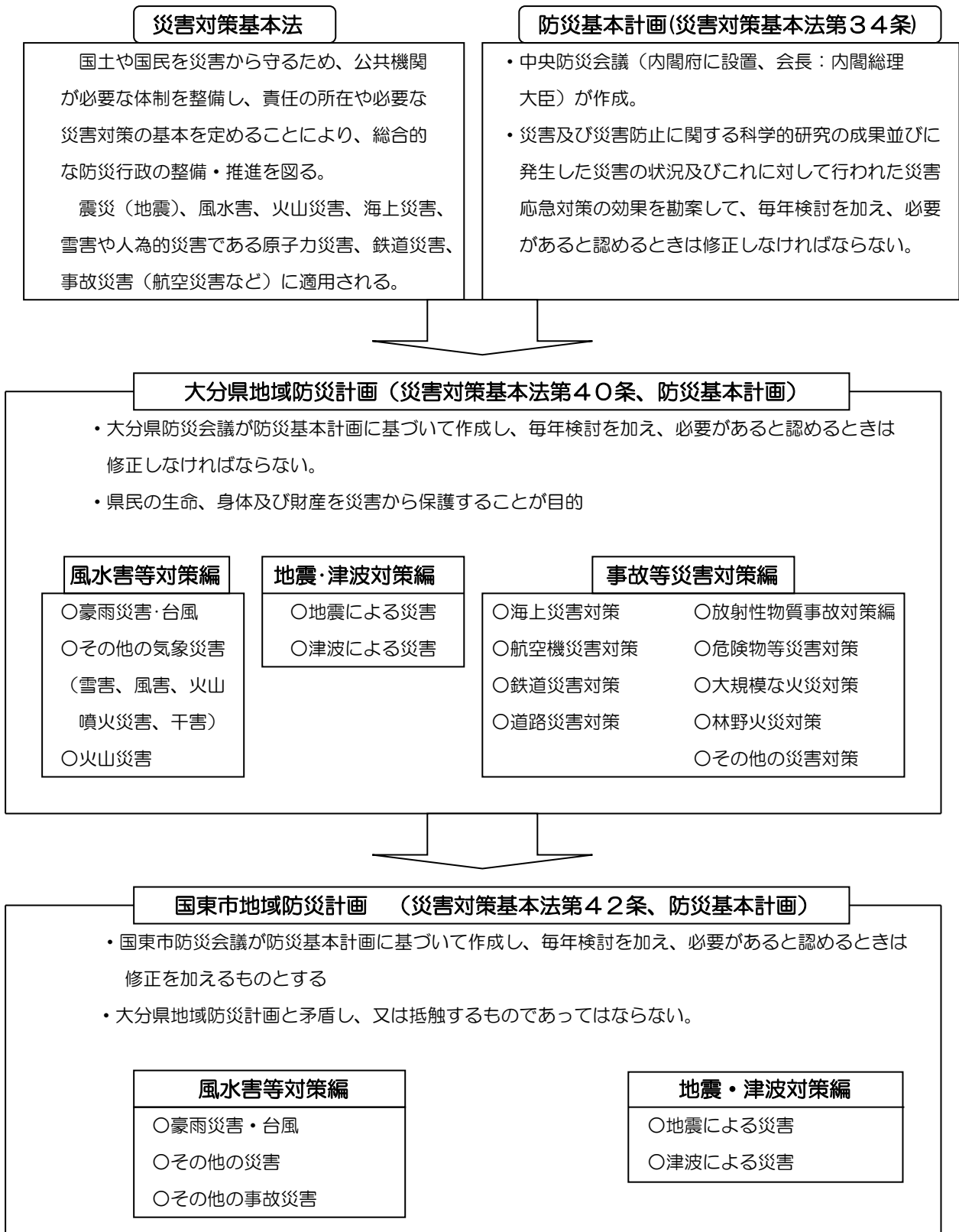
- (1) すべての災害に強いまちづくり
- (2) すべての災害に強い人づくり
- (3) 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策のための事前措置

2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- (1) 初動体制の確立
- (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための応急活動の展開
- (3) 被災者の保護及び救援のための応急活動の展開
- (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

3 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



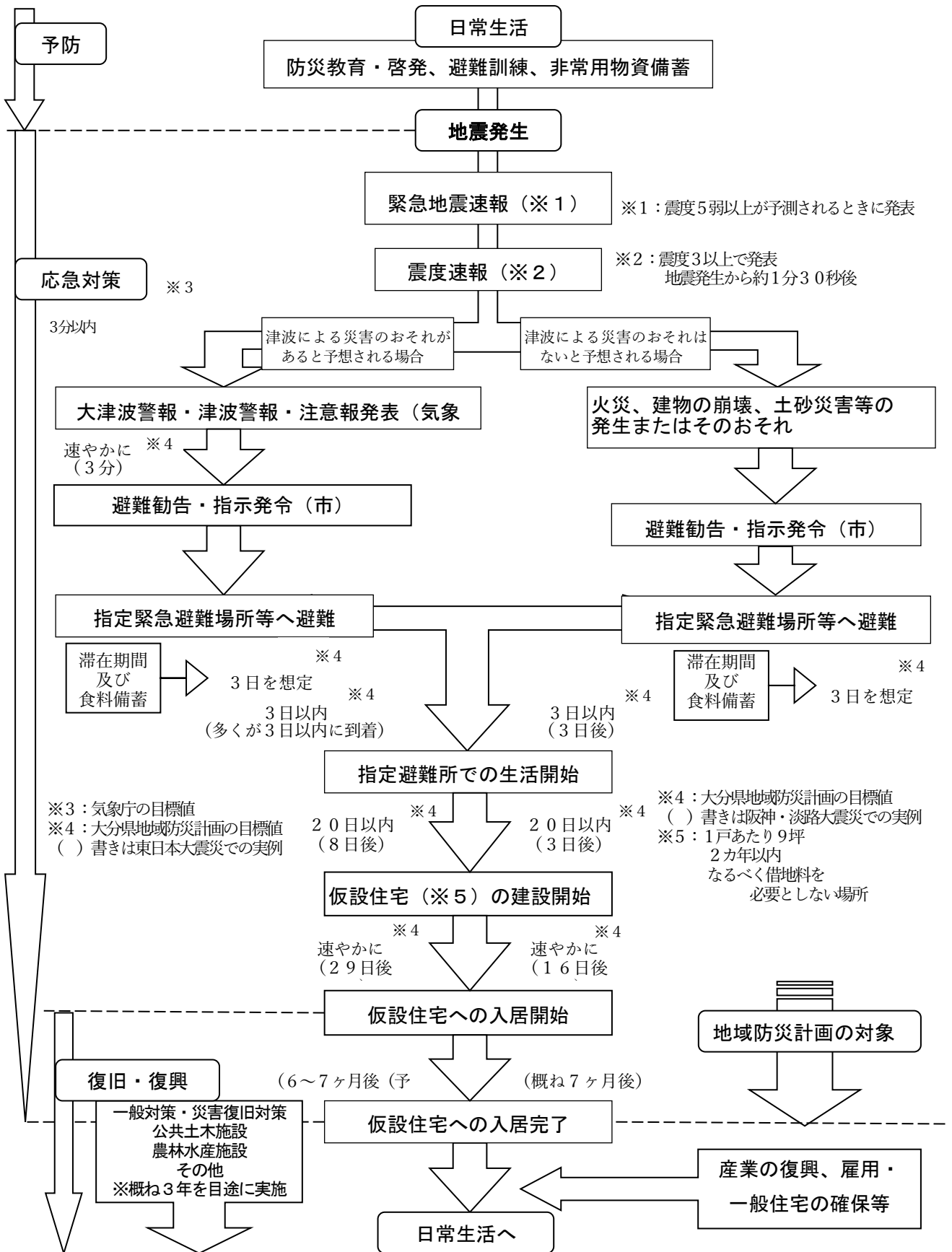
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民に広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】 災害発生時等の基本的な行動

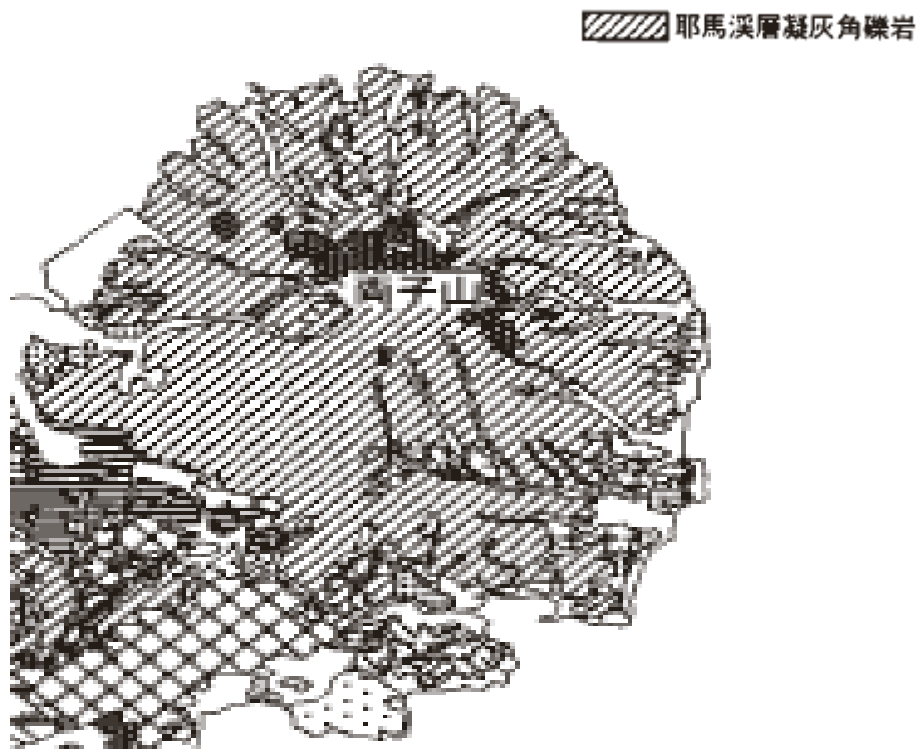


第2章 国東市の地勢

第1節 地形・地質

国東半島の地形は、両子山（標高 721m）を中心とした半径 15km の同心円状の等高線をもって、ゆるやかに広がっている。中心から谷は放射状に向かって伸びているが、その密度は小さく、ゆるやかな尾根がこれまた四方へ伸びて末端に近づくと、その上部の平坦面は広がり、果樹園や農耕地となっている。

地質は、「日本の地質 9 九州地方(1982)」によれば、周辺の地質は、第四紀系から新第三紀系ではあるが、おおむね第四紀・完新世の①河川性堆積物、②崖錐性堆積物、更新世の③旧段丘堆積物、及び④両子火山凝灰角礫岩が分布する。また、調査では主に第四紀・完新世の②崖錐性堆積物と更新世の④両子火山凝灰角礫岩が分布している。



第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

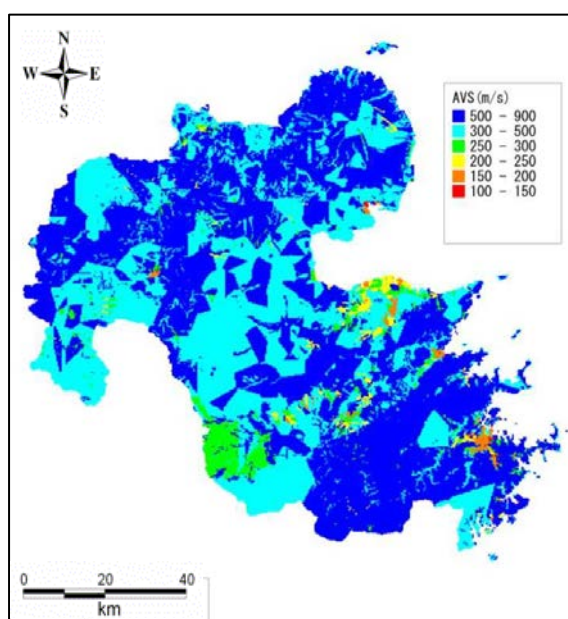
(1) 災害の素因（地盤環境）

- 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。
- 災害に対応する場合は、特に自然環境を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

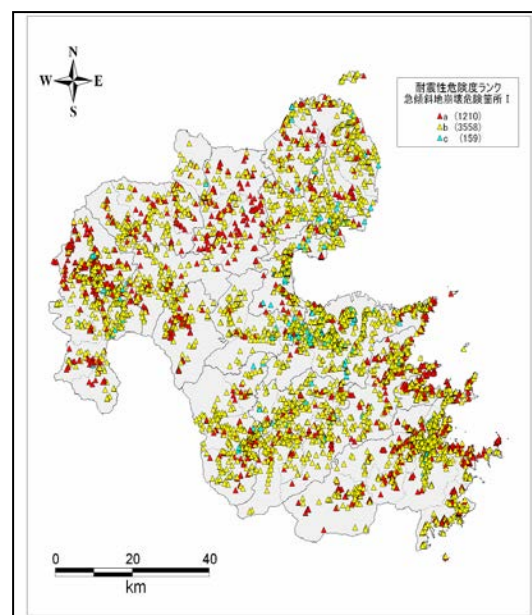
(基本的な視点の例)

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム的基础に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- ・長時間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

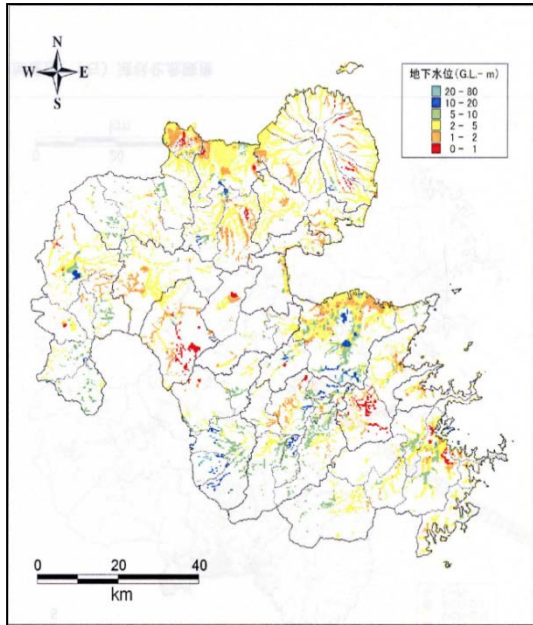
(参考関連図)



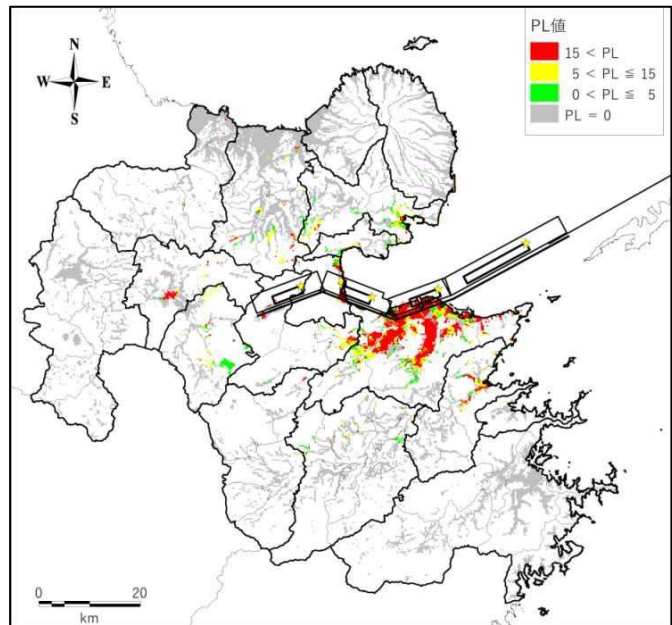
表層地盤モデル（AVS30）図
（AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる）



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性
危険度ランク分布図



地下水位の状況



液状化危険度分布図（別府地溝南縁断層帯の地震の場合）

（2）災害の誘因（地震環境）

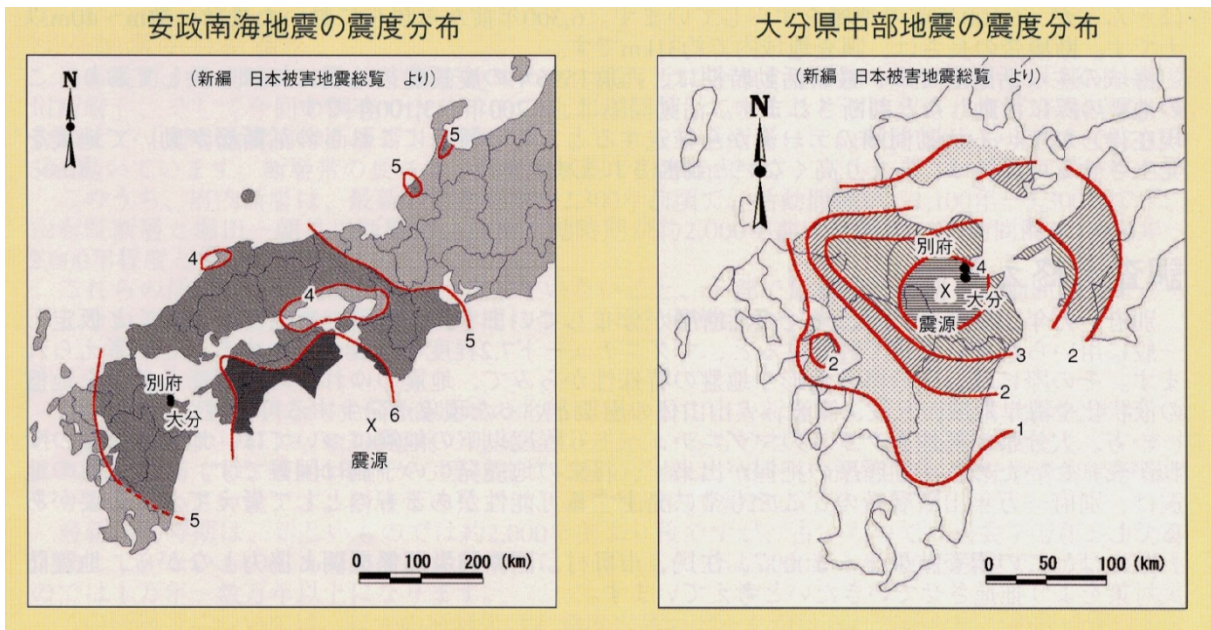
- 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。
- どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。
- 災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、津波は引いても繰り返し来るので、数日間は経過をみる必要がある。また、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのことは、災害史からも知ることができ、参考にする必要がある。
- なお、風化・侵食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間侵食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

2 災害に対する基本的な考え方

- 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、それらの認識を持つことが重要である。
- 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）

を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

- 県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。
- 例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。県内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



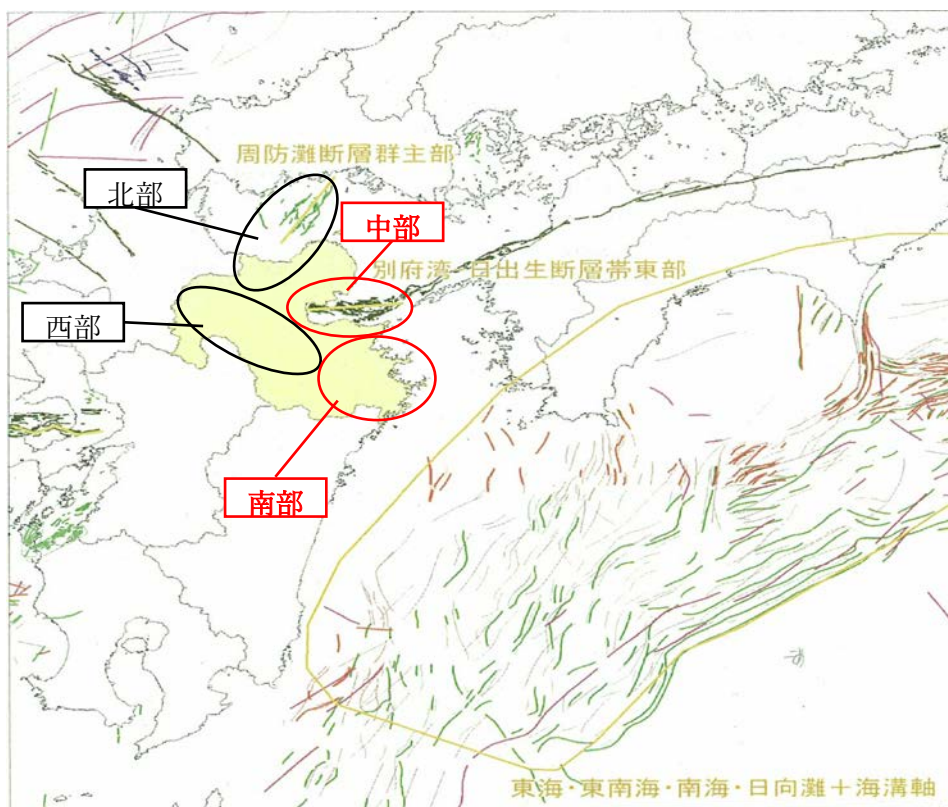
海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（平成 16 年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

第3章 災害・津波の特性

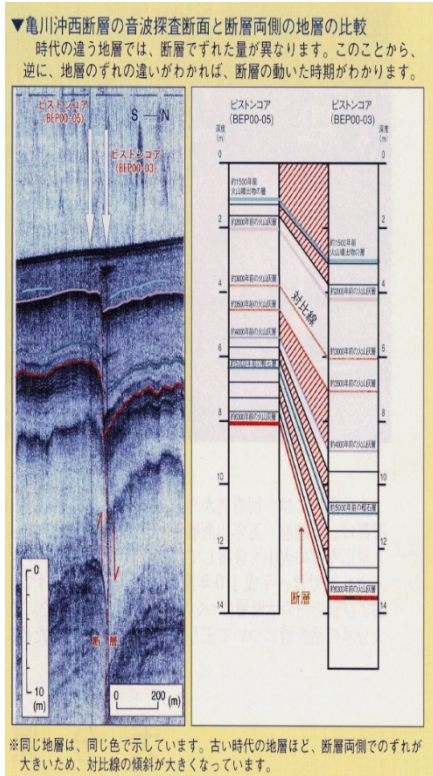
第1節 地域ごとの特性

県内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	別府湾～日出生断層帯 (別府湾断層帯、別府地溝北縁断層帯) 大分平野～湯布院断層帯 (別府地溝南縁断層帯)
北部地域	(活断層型)	周防灘断層群 (主部)
西部地域	(活断層型)	野稻岳～万年山断層帯 (崩平山～万年山地溝北縁断層帯)
		崩平山～亀石山断層帯 (崩平山～万年山地溝南縁断層帯)



南海トラフ、日向灘周辺活断層図 (応用地質 (株) 調査報告資料引用編集)



左：地層がずれた例（平成 16 年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）
 右：県内の活断層図（産業技術総合研究所活断層データベース図を引用編集）

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

○ 南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震が同時に発生した場合はM7.9～M8.6であったとされている。今後南海トラフを領域としてM8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70～80%とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

○ 日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M7.6前後のクラスの地震が約200年に1回の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は10%程度とされている。また、ここでは、M7.1前後のクラスの地震が約20年～27年に1回の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。

○ 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4のクラスの地震が過去約400年間で6回（およそ67年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

○ 海溝型地震は、津波に対して注意（深い海底で起こる海溝型地震による津波は、東北地方太平洋沖地震のように10分から数十分程度の間、海面が上昇しつづけ、したがって浸水範囲が広がると考えられている。）が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、集中効果などにより、津波の高さが高くなる可能性がある。

また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として中央構造断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

- 「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-由布院区間）」は過去の活動時期は、17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百-1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- 「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約7千3百前以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万-2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- 「万年山-崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百-3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.003%以下とされ、Zランクに評価されている。
- 周防灘断層帯主部区間は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2%~4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループ（Sランク）に属する。
- 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-由布院区間）、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。
- 海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。

なお、活断層型地震による津波は、浅い海底で起き、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定される。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。

また、海溝型地震と同様に第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

3 その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因も

その一因となりうる。

県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が、粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液状化が発生する可能性がある。なお、大分市などに見られる谷を埋めて造成した土地では、地震動による不等沈下、すべり等が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

第3節 被害を及ぼした地震・津波

1 地震による災害

県内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵―八代構造線と中央構造線及び別府―島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。

国東市においては、平成18年9月26日伊予灘を震源とするM5.3の地震が発生し震度4を観測している。また翌年の平成19年6月6日に大分県中部を震源とするM4.9の地震が発生し、同じく震度4を観測した。

2 津波による災害

県内に被害を及ぼした津波は、表2のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

なお、国東市において津波及びそれに伴う被害に関する歴史古文書の確認はできていない。

表 1 県内に被害を及ぼした地震

発生日月	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	大分城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16)	油布院、庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院、大分郡26ヶ村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に來襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6 3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7 3/4 ±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内で石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、 南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。大分藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100件
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月11日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。

発生年月日	地震発地域	県内の被害の概要
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7 1/4± 0.5	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れる。
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
2001年3月24日 (平成13) 芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸
2002年11月4日 (平成14)	日向灘 M=5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。 国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損
2005年3月20日 (平成17)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。
2006年3月27日 (平成18)	日向灘 M=5.5	佐伯市で震度5弱。佐伯市で道路被害。
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害。
2007年6月7日 (平成19)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。
2009年6月25日 (平成21)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損の被害。日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014年3月14日 (平成26)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28) 平成28年熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、県内全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）

日本被害地震総覧 [416] -2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

表2 県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生日月	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	室戸岬沖 M=8 1/4	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0±1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失。
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M=7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に来襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で1.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2~2.5mと推定される。
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) チリ地震津波	チリ沖 M=9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 M=7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、TP上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分(鶴ヶ崎)22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 M=6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1969年8月12日 (昭和44)	北海道東方沖 M=7.8	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で26cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 M=6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 M=7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	チリ中部沿岸 M=8.8	津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M=7.4	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M=7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 東北地方太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。 大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。 津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cmであった。

第4章 地震・津波の想定

第1節 地震・津波想定

平成 29 年 12 月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するために行った、平成 30 年 2 月に大分県有識者会議での有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成 30 年度大分県地震被害想定調査に基づき、本市において被害が想定される次の地震・津波を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するに当たっては、最大の被害が予想される地震・津波を対象とするが、大分県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国及び県の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

1 想定する地震・津波

(1) 想定する地震・津波被害（震源）

- ① 南海トラフ
- ② 中央構造線断層帯
- ③ 周防灘断層群（主部）
- ④ 日出生断層帯
- ⑤ 万年山-崩平山断層帯
- ⑥ プレート内

平成 19 年度 大分県地震被害想定調査
想定地震
日向灘
東南海・南海
中央構造線
別府地溝南縁断層帯
別府湾断層帯
周防灘断層帯
別府地溝北縁断層帯
崩平山-万年山地溝北縁断層帯
プレート内

平成 24 年度 大分県地震津波被害想定調査
想定地震
南海トラフの巨大地震
別府湾の地震 (慶長豊後型)
周防灘断層群主

平成 30 年度 大分県地震被害想定調査
想定地震
①南海トラフの巨大地震
②中央構造線断層帯
③周防灘断層群主部
④日出生断層帯
⑤万年山-崩平山断層帯
⑥プレート内

(2) 想定する津波浸水予測（平成 24 年度大分県津波浸水予測調査）

- ① 南海トラフ
- ② 別府湾の地震（慶長豊後型地震）
- ③ 周防灘断層群(主部)

2 地震動

上記1の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度6弱以上が想定される地域	国東市震度
(1) - ①	6強	大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市	5強
- ②	7	大分市、別府市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	6弱
- ③	6強	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市	6強
- ④	7	大分市、別府市、中津市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、九重町、玖珠町	5弱
- ⑤	7	大分市、日田市、竹田市、豊後高田市、由布市、九重町、玖珠町	4
- ⑥	6強	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見、竹田市、豊後大野市、日出町	5強

3 津波高及び津波到達時間等

平成24年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく国東市における津波高及び津波到達時間は次のとおりである。

(1) 津波高

市町村	地点名	南海トラフの巨大地震 (2012年内閣府モデルケース11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群（主部）		
		最大津波高 (地殻変動前) ① (T. P. m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ④ (T. P. m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T. P. m)	地殻変動量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
中津市	小祝新町	2.74	△ 0.01	2.75	2.34	△ 0.01	2.35	2.17	0.02	2.15
	大丸川河口	2.89	△ 0.02	2.91	2.57	△ 0.01	2.58	2.29	0.01	2.28
宇佐市	郡中新田	2.68	△ 0.04	2.72	2.28	△ 0.02	2.30	2.22	△ 0.01	2.23
	和間海浜公園	2.70	△ 0.05	2.75	2.23	△ 0.01	2.24	2.24	△ 0.01	2.25
豊後高田市	高田港	2.71	△ 0.06	2.77	2.21	△ 0.02	2.23	2.26	△ 0.03	2.29
	真玉町浜下	2.70	△ 0.07	2.77	2.17	△ 0.01	2.18	2.61	△ 0.08	2.69
	香々地町見目	2.72	△ 0.08	2.80	2.25	△ 0.02	2.27	2.90	△ 0.19	3.09
姫島村	南浦	2.89	△ 0.08	2.97	2.77	△ 0.01	2.78	2.57	△ 0.11	2.68
	西浦漁港	2.73	△ 0.08	2.81	2.23	△ 0.01	2.24	4.94	△ 0.12	5.06
	東浦漁港（稲積）	2.88	△ 0.08	2.96	2.40	△ 0.02	2.42	2.58	△ 0.08	2.66
国東市	国見町伊美港	2.73	△ 0.09	2.82	2.28	△ 0.01	2.29	2.91	△ 0.13	3.04
	国東町国東港	2.87	△ 0.15	3.02	3.11	△ 0.04	3.15	2.06	△ 0.03	2.09
	武蔵町武蔵港	3.09	△ 0.17	3.26	2.62	△ 0.08	2.70	1.93	△ 0.03	1.96
	安岐町塩屋	5.04	△ 0.19	5.23	4.42	△ 0.14	4.56	1.74	△ 0.03	1.77
杵築市	奈多	3.12	△ 0.20	3.32	4.28	△ 0.20	4.48	1.66	△ 0.03	1.69
	守江字灘手	3.32	△ 0.19	3.51	3.28	△ 0.25	3.53	1.45	△ 0.03	1.48
	八坂川河口	3.45	△ 0.17	3.62	3.09	△ 0.23	3.32	1.50	△ 0.03	1.53
	熊野	4.05	△ 0.21	4.26	3.66	△ 0.41	4.07	1.39	△ 0.03	1.42
日出町	丸尾川河口	4.43	△ 0.18	4.61	3.59	△ 0.43	4.02	1.55	△ 0.03	1.58
	大神漁港	4.09	△ 0.19	4.28	3.04	△ 0.60	3.64	1.32	△ 0.03	1.35
	日出港	4.92	△ 0.09	5.01	4.35	△ 0.45	4.80	1.53	△ 0.03	1.56
別府市	亀川東町	4.71	△ 0.07	4.78	3.43	△ 1.70	5.13	1.52	△ 0.02	1.54
	北のヶ浜町（弓ヶ浜町）	4.47	△ 0.14	4.61	3.12	△ 2.30	5.42	1.39	△ 0.02	1.41
大分市	田ノ浦ビーチ	4.23	△ 0.21	4.44	3.74	△ 2.75	6.49	1.34	△ 0.02	1.36
	豊海五丁目	4.01	△ 0.29	4.30	3.30	△ 3.40	6.70	1.36	△ 0.02	1.38
	大野川河口	3.25	△ 0.35	3.60	2.98	△ 4.28	7.26	1.44	△ 0.02	1.46
	佐賀関港	3.53	△ 0.56	4.09	2.71	△ 0.25	2.96	1.46	△ 0.02	1.48
	佐賀関西町	7.75	△ 0.56	8.31	1.71	△ 0.20	1.91	1.43	△ 0.02	1.45
	上浦漁港	5.45	△ 0.52	5.97	1.98	△ 0.17	2.15	1.37	△ 0.01	1.38
臼杵市	深江泊ケ内	3.55	△ 0.71	4.26	1.65	△ 0.05	1.70	1.11	△ 0.01	1.12
	臼杵川河口	5.12	△ 0.63	5.75	2.06	△ 0.11	2.17	1.24	△ 0.01	1.25
津久見市	港町	4.56	△ 0.70	5.26	2.32	△ 0.03	2.35	1.29	△ 0.01	1.30
	長目	4.32	△ 0.71	5.03	2.31	△ 0.04	2.35	1.22	△ 0.01	1.23
	四浦字落の浦	4.86	△ 0.82	5.68	1.85	0.00	1.85	1.13	△ 0.01	1.14
佐伯市	上浦蒲戸	4.44	△ 0.82	5.26	1.42	△ 0.01	1.43	1.07	△ 0.01	1.08
	上浦津井	6.66	△ 0.75	7.41	1.35	△ 0.01	1.36	0.91	△ 0.01	0.92
	葛港	6.61	△ 0.79	7.40	1.59	△ 0.01	1.60	0.94	△ 0.01	0.95
	日向泊浦	5.45	△ 0.78	6.23	1.41	△ 0.01	1.42	0.90	△ 0.01	0.91
	鶴見地松浦	5.39	△ 0.90	6.29	1.84	△ 0.01	1.85	0.95	△ 0.01	0.96
	米水津浦代浦	11.90	△ 0.86	12.76	1.28	△ 0.01	1.29	0.91	△ 0.01	0.92
	米水津色利浦	10.71	△ 0.75	11.46	1.22	△ 0.01	1.23	0.89	△ 0.01	0.90
	蒲江新町	10.20	△ 0.83	11.03	1.42	△ 0.01	1.43	1.11	△ 0.01	1.12
蒲江丸市尾浦	12.79	△ 0.71	13.50	1.55	△ 0.01	1.56	1.12	△ 0.01	1.13	

注1 地殻変動量②、⑤、⑧におけるマイナス数値は、沈降を示している。

2 各地点において、3地震を比較し、最大となる津波高に着色している。

(2) 津波到達時間

市町村名	地点	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群 (主部)	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
中津市	小祝新町	-	3時間26分	-	4時間56分	-	1時間5分
	犬丸川河口	-	3時間20分	-	3時間6分	-	1時間54分
宇佐市	郡中新田	-	3時間14分	-	3時間7分	-	1時間47分
	和間海浜公園	-	3時間9分	-	4時間35分	-	30分
豊後高田市	高田港	-	3時間9分	-	4時間32分	-	28分
	真玉町浜下	-	5時間36分	-	3時間36分	-	19分
	香々地町見目	-	5時間43分	-	2時間40分	13分	13分
姫島村	南浦	-	2時間37分	-	1時間41分	-	23分
	西浦漁港	-	5時間31分	-	2時間17分	15分	16分
	東浦漁港 (稲積)	-	2時間39分	-	1時間39分	-	26分
国東市	国見町伊美港	-	5時間30分	-	1時間44分	18分	18分
	国東町国東港	1時間22分	2時間22分	24分	24分	-	43分
	武蔵町武蔵港	1時間15分	1時間20分	23分	51分	-	56分
	安岐町塩屋	1時間10分	1時間32分	17分	18分	-	1時間0分
杵築市	奈多	1時間13分	1時間27分	15分	18分	-	1時間2分
	守江字灘手	1時間20分	1時間45分	18分	20分	-	2時間4分
	八坂川河口	1時間25分	1時間52分	23分	1時間21分	-	2時間10分
	熊野	1時間18分	1時間41分	12分	14分	-	1時間57分
日出町	丸尾川河口	1時間23分	1時間39分	14分	1時間4分	-	1時間36分
	大神漁港	1時間29分	1時間41分	12分	46分	-	1時間35分
	日出港	1時間25分	1時間48分	28分	48分	-	1時間30分
別府市	亀川東町	1時間25分	1時間44分	30分	45分	-	1時間28分
	北のヶ浜町 (弓ヶ浜町)	1時間25分	1時間48分	24分	40分	-	1時間25分
大分市	田ノ浦ビーチ	1時間27分	1時間47分	18分	39分	-	1時間28分
	豊海五丁目	1時間27分	1時間41分	17分	57分	-	2時間1分
	大野川河口	1時間28分	1時間48分	18分	1時間3分	-	1時間45分
	佐賀関港	1時間3分	1時間15分	3分	5分	-	2時間13分
	佐賀関西町	53分	1時間9分	-	1時間25分	-	1時間34分
	上浦漁港	50分	1時間10分	-	1時間24分	-	2時間8分
臼杵市	深江泊ヶ内	51分	1時間6分	-	1時間29分	-	2時間13分
	臼杵川河口	58分	1時間5分	2時間15分	2時間16分	-	2時間20分
津久見市	港町	51分	1時間0分	1時間19分	1時間24分	-	1時間25分
	長目	50分	57分	1時間22分	1時間23分	-	1時間28分
	四浦字落の浦	46分	1時間6分	-	1時間26分	-	5時間13分
佐伯市	上浦蒲戸	37分	45分	-	1時間40分	-	5時間15分
	上浦津井	41分	50分	-	1時間40分	-	2時間27分
	葛港	46分	54分	-	1時間41分	-	3時間25分
	日向泊浦	40分	49分	-	1時間46分	-	5時間17分
	鶴見地松浦	41分	49分	1時間51分	1時間51分	-	3時間21分
	米水津浦代浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	米水津色利浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	蒲江新町	26分	32分	-	2時間41分	-	5時間49分
蒲江丸市尾浦	26分	34分	-	4時間5分	-	4時間29分	

注1 「1 m津波高」欄の「-」は、地震による津波の変動が1 m未満のため計測されない。

2 別府湾の地震 (慶長豊後型地震) の津波到達時間は、歴史記録の津波高を満たすために別府湾の断層を時間差で連動させた場合であり、同時に動いた場合の「1 m津波高」の到達時間は、数分となる地点が予想される。

(3) 防災対策の基準

国東市において設定する津波避難対策等の基準は次のとおりである。

対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成23年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m)
		国東市	県 (堤防が機能しない場合)	国東市	県 (最大浸水深)(m)	
南海トラフ 別府湾 周防灘	国東市全域	海拔 10m以上 ※近くに指定避難場所がない場合は、最低 6m以上	「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図(確定値)」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	海拔 6m以上	・安岐町 海拔 6m以上 ・それ以外 海拔 4m以上	海拔 10m以上

第2節 被害想定

1 人的・物的被害の想定

第1節で想定する地震・津波に対して、平成30年度大分県地震津波被害想定調査により、本市において想定される被害は次のとおりである。

○ 各地震の最大となる人的被害・物的被害量

1 人的被害（人）

地震名	季節・時刻	死者	重篤者	重傷者	軽傷者
南海トラフ巨大地震	冬5時	24		21	42
中央構造線断層帯	冬5時	28		25	49
周防灘断層群主部	冬5時	134		108	211

2 建物被害（棟）

地震名	全壊	半壊	床下浸水	
			うち床上浸水	
南海トラフ巨大地震	113	1,056	720	378
中央構造線断層帯	87	580	430	297
周防灘断層群主部	79	893	587	275

3 ブロック塀倒壊（件）

地震名	塀数	倒壊
南海トラフ巨大地震	16,039	319
中央構造線断層帯		186
周防灘断層群主部		361

※「－」はゼロ、「0」は0より大きく0.5未満を表す。以下同じ。

4 上水道

地震名	被害(箇所)	影響人口(人)	断水率(%)	
			直後	1週間後
南海トラフ巨大地震	1	62	－	－
中央構造線断層帯	3	97	5	2
周防灘断層群主部	1	179	1	1

5 避難所生活者（人）

地震名	1日後		1週間後		1ヵ月後	
	避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
南海トラフ巨大地震	462	249	460	248	459	247
中央構造線断層帯	318	171	315	170	314	169
周防灘断層群主部	431	232	410	222	405	218

6 仮設トイレ需要量

地震名	人数(人)	基数	
		(基/100人)	(基/50人)
南海トラフ巨大地震	459	5	9
中央構造線断層帯	316	3	6
周防灘断層群主部	419	4	8

7 瓦礫発生量

地震名	重量(t)	体積(m ³)
南海トラフ巨大地震	20,128	37,620
中央構造線断層帯	19,479	35,883
周防灘断層群主部	19,060	34,863

2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波対策アクションプラン」について進行管理を行うとともに県と目標を共有しながら推進するものとする。（平成26年3月策定、計画期間は平成26年度から30年度までの5年間。）

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 国東市

市は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 国東市防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事。
- (5) 被害状況の調査報告に関する事。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関する事。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関する事。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (11) その他防災に関し、所掌すべき事。

2 県の機関

県は、国東市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ国東市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- (1) 大分県防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、県の地域に係る防災の推進を図ること。
- (3) 被害状況の収集調査に関する事。
- (4) 水防その他の応急措置に関する事。
- (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- (6) 県営ダム等の防災管理に関する事。
- (7) 緊急輸送車両の確認に関する事。
- (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関する事。
- (11) その他防災に関し、県の所掌すべき事。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び国東市の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言し、処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

(1) 九州管区警察局

- イ 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
- ロ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
- ハ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
- ニ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- ホ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- ヘ 災害時における警察通信の運用に関する事。
- ト 津波警報等の伝達に関する事。

(2) 九州財務局（大分財務事務所）

- イ 公共事業等被災施設査定の立会に関する事。
- ロ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
- ハ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。
- ニ その他防災に関し財務局の所掌すべき事。

(3) 九州厚生局

- イ 被害状況の情報収集、通報に関する事。
- ロ 災害時における関係職員の現地派遣に関する事。
- ハ 災害時における関係機関との連絡調整に関する事。
- ニ その他防災に関し、厚生局の所掌すべき事。

(4) 九州農政局（大分県拠点）

- イ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関する事。
- ロ 災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。
- ハ 主要食料の安定供給対策に関する事。
- ニ その他防災に関し農政局の所掌すべき事。

(5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）

- イ 国有林野の治水事業の実施に関する事。
- ロ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事。
- ハ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。
- ニ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべき事。

(6) 九州経済産業局

- イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。
- ロ 被災した中小企業等に対する融資あっせんに関する事。
- ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべき事。

(7) 九州産業保安監督部

- イ 鉱山における災害の防止に関する事。
- ロ 鉱山における災害時の応急対策に関する事。
- ハ 危険物等の保全に関する事
- ニ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。

(8) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
- ロ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等をの適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれら

- の機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
- ハ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。
 - ニ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
 - ホ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
 - ヘ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
 - ト 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
- (9) 第七管区海上保安部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安室）
- イ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - ロ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - ハ 地震・津波警報等の伝達に関すること。
 - ニ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
 - ホ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
 - ヘ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。
 - ト 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
 - チ その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
- (10) 大阪航空局(大分空港事務所)
- イ 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。
 - ロ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関すること。
 - ハ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関すること。
 - ニ 航空機の安全運航の向上に関すること。
 - ホ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
 - ヘ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。
- (11) 九州運輸局（大分運輸支局）
- イ 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
 - ロ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
 - ハ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
 - ニ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
 - ホ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
 - ヘ その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。
- (12) 九州地方整備局（大分河川国道事務所）
- イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
 - ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
 - ハ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
 - ニ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
 - ホ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること。
 - ヘ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。
- (13) 九州総合通信局
- イ 非常通信体制の整備に関すること。
 - ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
 - ハ 災害時における通信機器及び移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。

- ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- ホ 非常通信の統制、管理に関すること。
- ハ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、防災に関し自ら防災活動を実施するとともに、県及び国東市の活動が円滑に行われるように協力するものとする。

- (1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）
- (2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）
- (3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）
- (4) KDDI株式会社（九州総支社）
- (5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（大分支店）
- (6) 日本銀行（大分支店）
- (7) 日本赤十字社（大分県支部）
- (8) 日本通運株式会社（大分支店）
- (9) 九州電力株式会社（大分支社）
- (10) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）
- (11) 日本放送協会（大分放送局）
- (12) 西日本高速道路株式会社(九州支社)

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、自ら防災活動を実施するとともに、県及び国東市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社
- (2) 公益社団法人大分県トラック協会
- (3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社
- (4) 一般社団法人大分県医師会
- (5) 一般社団法人大分県歯科医師会
- (6) 一般社団法人大分県LPガス協会
- (7) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大

分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局

- (8) 公益社団法人大分県看護協会
- (9) 公益社団法人大分県薬剤師会
- (10) 一般社団法人大分県建設業協会

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び国東市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

(1) 市農業公社・畜産公社・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等

- ① 農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。
- ② 農作物、林産物、水産物等についての指導に関する事。
- ③ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん並びに償還条件の変更に関する事。
- ④ 飼料、肥料、種苗、漁具の確保対策に関する事。

(2) 商工会・商工業関係団体等

- ① 商工業関係被害調査、融資、あっせん等の協力に関する事。
- ② 救助物資、衛生医薬品、復旧資機材等の確保に関する事。
- ③ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関する事。

(3) 市民病院等医療機関

- ① 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保・避難誘導に関する事。
- ② 災害時における医療班、防疫班の編成に関する事。

(4) 区長会・婦人会・日赤奉仕団・消防団

- ① 応急対策についての協力に関する事。
- ② 自主防災会活動に関する事。

(5) 一般建設業者

- ① 災害時における応急復旧の資材の確保、協力に関する事。

(6) 危険物関係施設の管理者

- ① 災害における危険物の保安措置に関する事。
- ② 危険物関係施設に関わる防災訓練実施に関する事

第2部 災害予防

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針

第1節 災害予防の基本的な考え方

地震・津波災害から市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。災害に強いまちづくりのための対策は、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害の拡大を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、擁壁等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害予防対策
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、職員や市民の防災行動力を強化・向上させ、災害発生に際して地域において適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 市民運動の展開

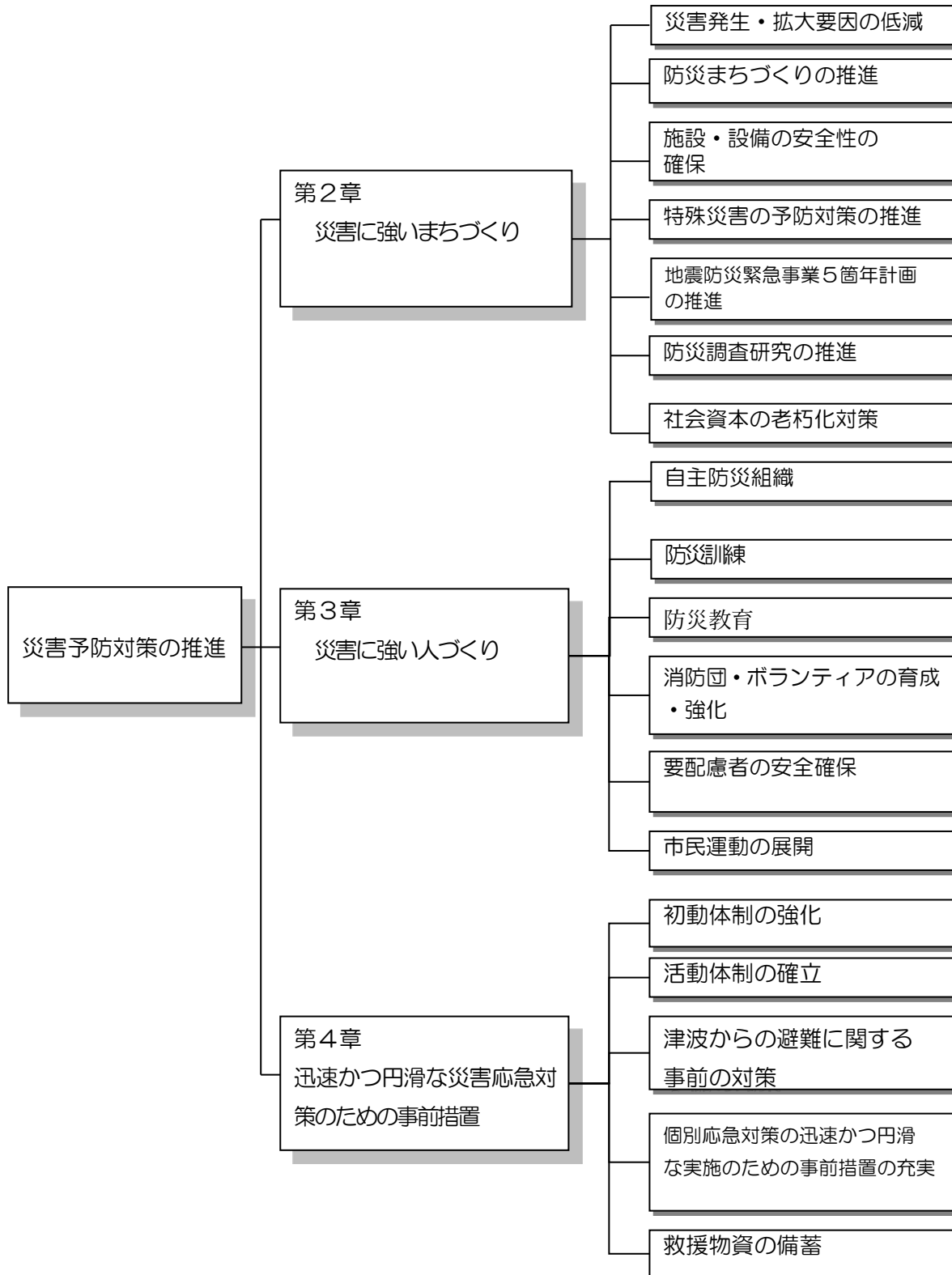
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための初動体制の強化、活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難場所の維持・運営、津波避難の意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限度とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (5) 救援物資の備蓄

第2節 災害予防の体系

国東市における災害予防の体系は、以下のとおりである。



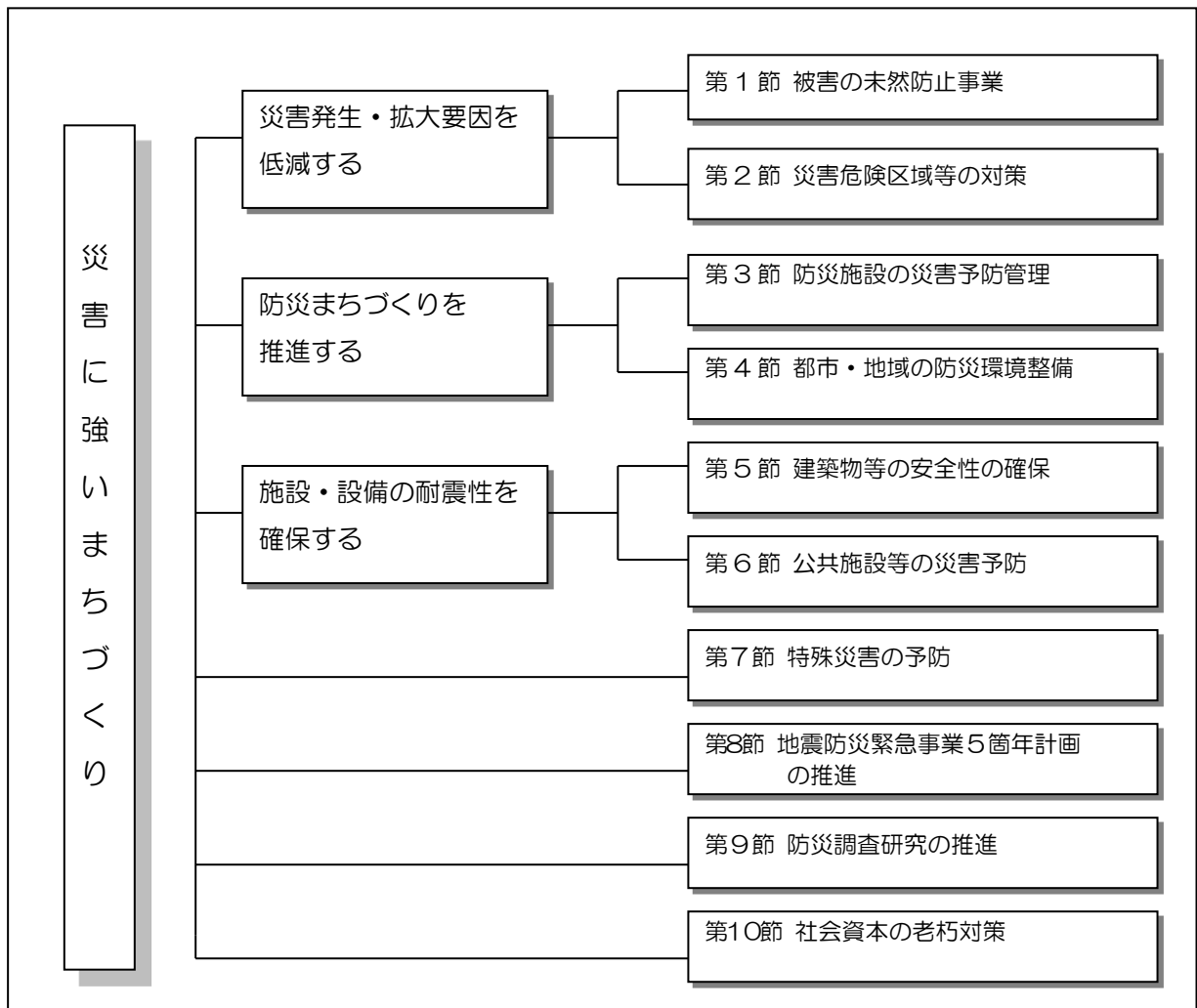
第2章 災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、港湾、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の市土保全事業、地域の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容として、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

津波災害対策として、最大クラスの津波に対しては市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、避難地・避難路の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて地域づくりを推進していく。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の確保、地域の経済活動の安定化等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、地震発生後の防護機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

災害に強いまちづくりのための体系は、以下のとおりである。



第1節 被害の未然防止事業

災害から市土を保全し市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施するものとする。

過去の災害履歴から国東市に関わる災害を念頭にした被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

1 土砂災害防止事業の促進（林業水産課・建設課・総務課）

（1）治山事業の促進

流出する多量の土砂を防ぐ治山事業は、崩壊土砂流失危険地区、山腹崩壊危険地区における災害の防止と保安林の整備・拡張に重点をおき事業の促進を図る。

（2）危険箇所の公表・周知

地区別災害想定区域図を自治会等に公表・配付しているが、今後も広報紙・HP等を通じて危険箇所等を周知し、崖崩れ、地すべり等への関心を高めていく。

（3）急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地危険箇所の崩壊による土砂災害から市民の生命財産を保護するため急傾斜地崩壊防止施設の整備を積極的に促進する。

（4）砂防事業等の実施

土砂災害に対処するために、砂防工事等を推進する。

（5）地すべり防止施設の整備

地すべり危険箇所の土砂災害から市民の生命財産を保護するため、地すべり防止施設の整備を積極的に促進する。

2 道路整備事業の促進（農政課・林業水産課・建設課）

（1）道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業の基礎施設として、地域の均衡ある発展を図る上で最も重要な社会資本であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害対策上重要な役割を發揮する。

そのため、市道の整備については災害応急対策の輸送対策などの障害とならないように、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

（2）道路整備事業の実施

① 生活道路の防災対策

道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を講ずる。

② 要配慮者への配慮

緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、身障者等の要配慮者にも配慮するものとする。

③ 農道、林道等の整備改良

農道、林道等の産業開発道路についても、積極的に防災的な整備改良を実施する。

3 農地防災事業の促進（農政課）

（1）農地防災事業の基本方針

これまで、洪水・高潮、土砂崩壊、湛水等に対してため池、用排水路、排水機等の施設整備に努めてきた。

地震時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。

対策としては、ため池整備事業（危険ため池緊急整備工事）を中心とする事業が実施されているが、その他の地震に対する農地防災事業についても計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

（2）農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路等の施設の整備を引続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

（3）地域防災施設整備事業の実施

地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枘、給水栓及びアクセス施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

4 地盤災害防止対策（建設課・上下水道課）

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等による対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設の時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

5 河川災害防止対策（建設課）

地震に対する河川堤防及び河川構造物の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など総合的に勘案し、各種防災保全事業との関連を保ちつつ推進するものとする。

6 海岸保全対策（農政課・林業水産課・建設課）

大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策等を実施し、防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす

大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備事業を実施し、併せて海岸浸食の防止等の事業を推進する。

7 漁港整備対策（林業水産課）

漁港施設の整備は、水産業の発展を促し市民生活の安定向上に寄与するとともに、船舶、施設等を高潮、波浪から防災するための重要な役割を担うものであり、これらのことから、年々漁港整備事業は推進されているが、引続き漁港整備計画等により未整備又は被害の発生しやすい箇所を整備促進するものとする。

地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送の拠点となることから、重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進する。

第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域などの災害危険区域、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波被害（特別）警戒区域）や、今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊、その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、土砂災害危険マップ等の作成、市民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

1 災害危険区域の調査

毎年防災関係機関の協力を得て、市内における災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、地震、その他の災害及び異常現象により災害の発生するおそれのある地域について、あらかじめ調査を実施し、実態を把握しておくものとする。

（1）実施時期

毎年6月に実施する。

（2）実施防災機関

大分県東部振興局、大分県国東土木事務所、国東警察署、自衛隊、国東市消防本部、国東市消防団、その他の防災関係機関

（3）実施方法

調査は、市役所職員が関係防災機関の協力を得て、予想される市内の災害危険箇所を災害危険予想地域調査要領に基づき調査するものとする。

（4）記録

調査の内容は、箇所ごとに災害危険予想地域調査表に記録するとともに調査終了後参加者で被害防止対策について検討し、その結果を併せて記録するものとする。

2 災害危険区域の指定

調査又はその他の方法により把握した災害危険区域で市長が特に必要があると認める区域を災害危険区域として、次により指定するものとする。

- （1）地震、津波危険区域
- （2）水害、高潮危険区域
- （3）土石流危険渓流
- （4）急傾斜地崩壊危険箇所
- （5）地すべり危険箇所
- （6）大火災危険区域

3 災害危険区域の周知公表（広報室）

災害危険区域を指定したときは、市長は、これを関係防災機関に通知するとともに、住民に対し市広報紙等により周知を図るものとする。

4 土砂災害の警戒避難体制の整備等（総務課）

市が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するに当たっては、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を次のように検討、整備に努める。

（1）土砂災害警戒区域等の指定

市内には、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び土砂災害危険箇所が指定されている。
資料編参照。

（2）避難勧告等の発令基準

大分県及び大分気象台から土砂災害警戒情報が発表され、被害が予想される場合は、警戒体制を発令し土砂災害警戒区域等をふまえ、自治会等の同一地域住民に避難勧告を発令する。第4部風水害等応急対策計画、3章「第4節避難の勧告・指示及び誘導に関する計画」参照。

（3）避難所の開設・運営

避難所の開設に当たっては、土砂災害などの二次災害のおそれがないかどうかを確認し、避難所の開設状況を伝達する。

（4）要配慮者への支援

災害時要援護者要配慮者への避難情報の伝達を円滑に実施するために、要配慮者関連施設、在宅の要配慮者情報の共有化に努める。第2部災害予防、第3章「第5節要配慮者の安全確保」参照

第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。

地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

1 地震時水害防止施設の予防管理（建設課）

（1）地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

（2）地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・国東市）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

2 土砂災害防止施設の予防管理（林業水産課・建設課）

（1）土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するため、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備により推進する。

（2）土砂災害防止施設の予防管理の実施

危険箇所が多く存在する国東市においては、土砂災害危険箇所の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れた時、直ちに関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう、事前に検討しておく。

第4節 防災環境整備

防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災構造化（建設課、関係課）

（1）防災構造化に関する基本方針

市街地の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化等を推進していく。

あわせて防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備を推進し、市街地の防災化対策を推進する。

（2）防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

① 市街地基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、幹線道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進していく。

② 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保、誘導標識等の設置

緊急避難場所（避難地）を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを利用した緊急避難場所（避難地）及び避難路を確保するとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

③ 防災拠点の確保

災害時における避難場所、災害応急対策活動、情報収集の場として、くにさき総合文化センター（アストくにさき）を防災拠点と位置づけ、災害対策本部施設が被災し使用できない場合の代替施設として確保する。

2 地震火災の予防（建設課・消防本部）

（1）地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、大規模地震の発生に際して、地震火災の防止を図り、市街地の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

① 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠である。今後土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、検討していく。

② その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、市街地の不燃化を推進するため、以下の事業を行う。

① 耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)及び同法に基づく大分県耐震改修促進計画(平成26年3月改訂)の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努める。

1 公共施設の安全性確保(関係課)

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

防災拠点の市庁舎・消防等の施設をはじめ、国東市民病院、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

① 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

② 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

③ 非常用電源設備等の整備

自家発電設備の整備を図り、燃料の備蓄等を行い平常時から点検に努める。

④ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

(3) 耐震化促進計画の促進

耐震化促進法に基づく、耐震化促進計画により、公共建物の耐震化を促進する。

2 一般建築物の安全性確保

(1) 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する集会場、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。

(2) 一般建築物に関する事業の実施

① 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、県等の開催する講習会等を紹介し、知識の啓発・普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

② 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、交通等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道施設の災害予防（上下水道課）

（1）上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引続き地震災害に強い施設の整備に努める。

そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

（2）上・下水道及び工業用水道施設の災害予防事業の実施

① 上水道

水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

② 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震・津波時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。

③ 工業用水道

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、社団法人日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針・解説」等によって施設の耐震化を推進する。また、供給機能が麻痺した時の経済的影響の大きさにかんがみ、隧道の内部点検や補修、管路補修資材の備蓄等を推進する。

2 道路施設の災害予防（建設課）

（1）道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

更に、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

（2）道路施設災害予防事業の実施

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性向上のため補強対策を推進する。

① 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を調査し道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を推進する。

② 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を推進する。

③ トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を推進する。

第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 危険物災害予防対策（消防本部）

（1）危険物の製造所、貯蔵所及び取扱い所

最近の産業経済の展開に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、また、これらの製造所、貯蔵所及び取扱い所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

（2）製造所等の維持管理の指導

市が規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ① 位置、製造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱い状況
- ④ 危険物取扱い者の立会状況

（3）危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

（4）危険物の保安全管理指導

製造所等の設置者又は危険物取扱い者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う製造所等については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ① 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- ② 危険物（少量、指定可燃物を含む。）の貯蔵及び取扱い基準の遵守
- ③ 休業、廃止の届出の励行
- ④ 製造所等保安全管理体制の確立
- ⑤ 危険物取扱い者立会の励行

（5）立入検査及び措置命令

市長は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災予防のため必要があると認められるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法にしたがっているか等について立入検査を行うとともに、政令に定める技術上の

基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ① 消防機関による立入検査の実施
- ② 現地指導による整備計画の推進
- ③ 貯蔵又は取扱いに係る基準の遵守
- ④ 指導に従わない者に対しては、施設の使用停止命令等の措置命令

2 高圧ガス保安対策（事業者）

（1）高圧ガスに係る保安

高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。

- ① 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
- ② 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ③ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

（2）その他の対策

① 液化石油ガス消費者保安対策

地震災害を防止し、軽減するためには、L P ガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制をあらかじめ整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。

- （イ）一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
- （ロ）一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
- （ハ）販売事業者に対し、法令に基づく L P ガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
- （ニ）業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

② 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

③ 耐震設備等の整備

国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、国東市地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年を初年度とする第5次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に推進する。

（1）消防防災施設整備事業

・耐震性貯水槽整備

事業主体	国東市
事業実施年度	平成28年度～32年度
事業内容	耐震性貯水槽（40t型）8基

（2）消防車両整備事業

・化学消防ポンプ車購入

事業主体	国東市
事業実施年度	平成28年度
事業内容	化学消防ポンプ車1台

・消防ポンプ車購入

事業主体	国東市
事業実施年度	平成28年度
事業内容	消防ポンプ車1台

第9節 防災調査研究の推進

市・関係機関が実施しておくべき地震・その他の災害上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この節の定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

地震・その他の災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火、延焼、ライフライン施設被害、人的被害等、また、風水害による河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流、その他の災害予想危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震等の災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要請、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第10節 社会資本の老朽化対策

市町村・関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

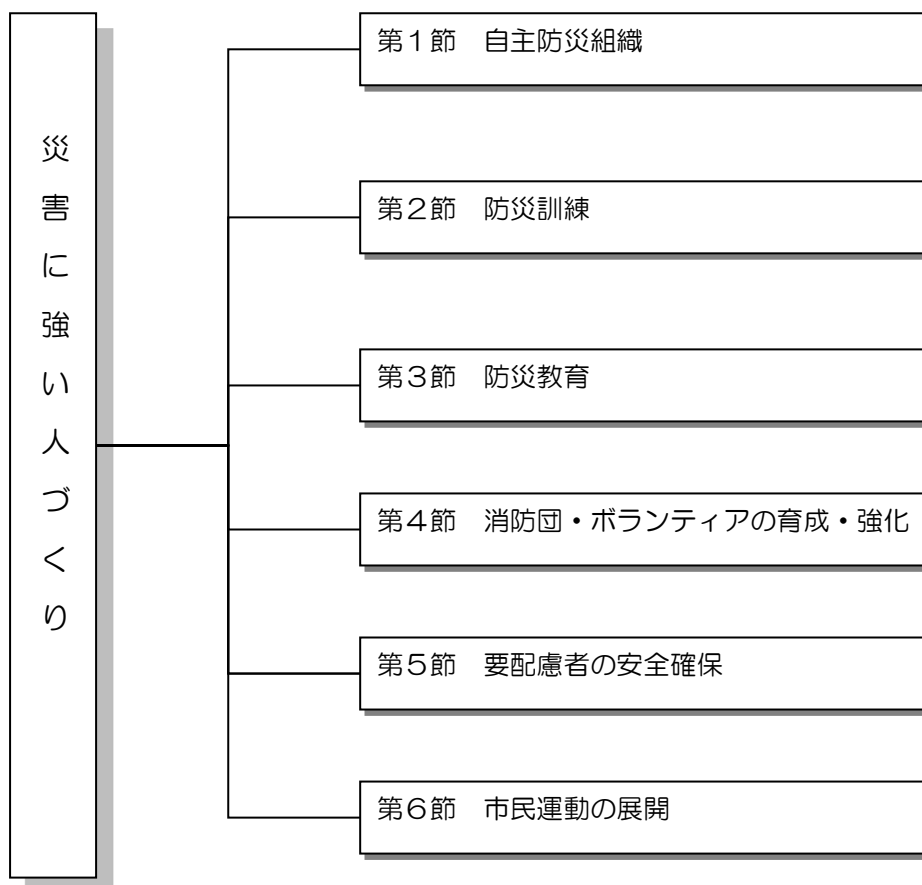
第3章 災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」は、国東市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の職員並びに市民の防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、国東市・消防機関職員並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進に当たっては、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にし、実施するものとする。

すべての災害に強い人づくりのための災害予防計画の体系は、以下のとおりである。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

大規模災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保共同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

2 国東市の現状と課題

市内においては、一部地域を除き行政区単位での組織となっている。また、防災訓練の実施状況は、地域により温度差があり、毎年自主的に訓練テーマを設定して実施する組織もみられるが、全般的に活動は低調であった。これは過去において災害を直に経験しているかどうかで大きく左右されるものと推察される。今後は市内全域で活動の活性化が課題である。

3 自主防災組織の活性化に向けて（総務課）

（1）東日本大震災の教訓から

（東日本大震災支援活動に関する大分県職員・国東市職員等からの報告より）

- 日ごろからの地域の関わりが活発な地域は、震災時も協力して避難し、その後の片付けや生活も協力して行っていた。
- 地区で助け合うことで、犠牲者を出すことなく安全に避難できた事例から、自主防災組織の重要性を認識した。
- 平素から強固なコミュニティを形成し、どのような課題に対しても協力し支え合っていくことができる地域を目指す必要がある。
- 有事の際は、消防団や自主防災組織等が行政と連携し、防災活動を展開しなければ、被害を最小限に食い止めることはできない。

（九州北部豪雨等の被災地域の自主防災組織からの意見より）

- 支援センターや市福祉部職員との連携で弱者避難誘導ができたことは日常の取組を進めてきた成果と感じている。
- 今回の水害を受けて、自主防災組織の役割が非常に大きいと感じている。
- 平日は、若い人が仕事で外出しており、自主防災組織が十分に機能しないことが想定される。
- 自主防災組織のマニュアルは公民館に掲示することも必要と感じた。

（2）県内地域防災リーダー等からの意見・提言

- 自治会と消防団と防災会の関係において、地域が防災力を高めていこうという気持ちがあつたことが大前提である。
- 地域一戸一戸の協力を積み重ねることが重要である。
- 地域住民一人ひとりの意識の高揚のためには、消防団、自治会（世話役になる人）、学校長等の協力と理解が必要である。
- 津波を知り、伝達する手段としてサイレンを鳴らさなければならぬなど、単純明快で危険と危機感をわかりやすく伝えることが有効である。

4 自主防災組織の果たす役割と活動（総務課）

（１）行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

（２）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

（３）自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

（４）防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては指定緊急避難場所、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動がとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。

なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

（５）防災教育

自主防災組織は、国東市防災担当や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのためには防災士の養成を含む人材育成が重要である。

（６）避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市民生部局や市社会福祉協議会の協力のもとに、地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を

図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員に参加していただき、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等に助言いただくとともに、助け合う隣保共同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して高台の指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

5 国東市の推進方針

自主防災組織が、自主的に防災活動を効果的に行えるよう、防災訓練を計画的に推進していくものとする。

(1) 自主防災組織の整備の促進

自主防災組織の役割や必要性を積極的に市民へ周知すると共に、自主防災組織の育成・強化を推進する。

また、自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに市民が自主防災組織単位の防災訓練を積重ねられるよう支援を行うとともに、地域の防災の担い手となるリーダーとして防災士を育成する。

(2) 自主防災組織における装備・資機材等の整備

自主防災組織による被災者救出等の活動をより効果的なものとするため、想定される地震被害に対応した装備や炊出しなどの資機材整備の支援を検討する。

(3) 自主防災組織防災計画書作成マニュアルの策定

既存の自主防災組織の強化育成を目的として、自主防災組織の活動計画作成支援のための防災計画書作成マニュアルを策定し、活動計画の内容の充実を図る。

自主防災組織防災計画書の作成においては、防災訓練に関わる項目と内容の明記を指導していくものとする。

自主防災組織の活動内容

(1) 平常時

- ① 防災知識の普及
- ② 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等の自主的点検
- ③ 装備・資機材等の整備点検
- ④ 防災訓練の実施

(2) 非常時

- ① 警戒活動
- ② 情報の収集・伝達

- ③ 避難誘導
- ④ 初期消火
- ⑤ 救出救護
- ⑥ 給食給水

6 地域における津波からの避難計画づくりについて（総務課）

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波からの避難計画づくりが求められる。

平成 25 年 9 月に策定された大分県津波避難行動計画策定指針に基づき、国東市津波避難行動計画を策定するとともに、津波による浸水が予想される地域においては、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画を策定するものとする。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるため、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

また、津波からの避難計画づくりにおいては、徒歩による避難が原則であるが、特に津波到達時間が短い地域での避難方法や避難行動要支援者の支援方法等を検討する場合、自動車による避難も考慮する必要がある。

ただし、東日本大震災では、自動車での避難により都市部で渋滞が発生しただけでなく、過疎地域であっても、海岸沿いの幹線道路で渋滞に巻き込まれて津波に飲まれた事例もあったことから、自動車による避難については、防災まちあるき等を通じて、地域の住民があらかじめ地域の状況（避難経路の状況、道路環境、昼夜の人口密度等）を把握し、災害時を想起して、様々な角度から検討し、合意形成した上で進めて行くことが必要である。

こうして策定した地域津波避難行動計画については、定期的に避難訓練を行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが大事である。

7 緊急避難場所及び避難所

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、

想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

8 地区防災計画

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は国東市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、国東地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災訓練

災害についての防災諸活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、自主防災組織、ボランティア団体、市民等と連携し、地震・津波災害に備えた防災訓練を実施するものとする。

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努める。
- 地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努める。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練の基本方針（総務課）

地震防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

（1）想定地震・津波及び地震動

第1部第4章第1節1及び2で想定する地震・津波、地震動とする。

（2）想定津波高・津波到達時間

第1部第4章第1節3で想定する津波高及び津波到達時間とする。

国東市の場合、南海トラフの巨大地震では高さ1mの津波が最も早い地域では1時間10分後に到達するものと想定されている。これに対し、活断層型地震が発生した場合、震源に近い地域では短時間で津波到達が予想される。これを踏まえ、避難に要する時間を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

（3）実践的な活動ノウハウ獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウ獲得を目指した訓練とすることを第一とする。

（4）地震防災シミュレーションの実施

様々な想定状況のもと、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指して地震防災シミュレーションを実施し、初動マニュアルの有効性の検証や対応の修正を行うものとする。

（5）訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに、想定される災害状況等をふまえ、目的、内容、方法（時期、場所等）を具体化した訓練とする。

2 防災訓練の実施（総務課・消防本部）

国東市及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

（1）住民等の防災訓練

国東市及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平

時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

3 総合防災訓練の内容

広域的に実施する「総合訓練」方式とする場合は、訓練実施要領、目標設定を具体化して、訓練の活性化を図るものとする。

4 訓練の成果の点検

防災訓練の実施後、必ず検討会を開催し、その成果を点検・評価し、その後の防災施策に反映していく。

5 各種防災訓練例

(1) 地震・津波共通訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	訓練実施計画の策定訓練	防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレーイング方式での訓練。
	広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレーイング方式の訓練。
	民間企業・ボランティア等の活用訓練	各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレーイング方式の訓練。
	避難所運営訓練	参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足厳禁、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。
実 働 訓 練	ヘリコプター運用による救出訓練	山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び緊急避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）
	教育施設における訓練	理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。

医療施設、福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	複数の医療施設・福祉施設間で、災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の避難（受入れ）・患者等搬送訓練。 複数施設間で連携することにより、受け入れ先の分散が可能となる。
避難所における避難者名簿作成訓練	事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。
避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。 ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。 避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。

(2) 地震対応訓練

訓練名		内 容
図 上 （ 実 働 ） 訓 練	市街地（家屋密集地域）における避難路検討訓練	隣保班単位で緊急避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。
	安否確認・情報伝達訓練	地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。
	負傷者の救出・搬送訓練	倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。 更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。

(3) 津波対応訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	<p>地区の公民館等に集合の上、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、緊急避難場所を検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 <p>上記で確認した集合場所から避難路を經由し、緊急避難場所までの実働避難訓練。</p>
	海溝型地震想定避難訓練（地震発生後、20分以内の避難完了を目指した訓練）	<p>自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な浸水想定区域外にある緊急避難場所を検討しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>県内への高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦26分となっている。ただし、安全性を担保するためには、できる限り短い時間での避難が肝要であることから、訓練では、20分以内での避難完了を目指すものとする。</p> <p>なお、徒歩20分以内の距離に適切な緊急避難場所がない所においては、津波到達予想時間内に徒歩避難が可能な緊急避難場所を選定し、訓練を実施するものとする。</p> <p>また、避難行動要支援者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく必要がある。</p>
実 働 訓 練	避難広報・情報伝達訓練	<p>夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練。</p> <p>半鐘（寺の鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練。</p>
	沿岸の観光施設における避難誘導訓練	<p>予め、地震発生時の指定緊急避難場所を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練。</p> <p>また、海水浴客等への警報・避難場所の周知、避難誘導を実施する訓練。</p>
	教育施設における防災訓練	<p>学校でのPTA授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者に対しても、実際に子供の避難路、指定緊急避難場所を確認しておくことで安心感を与えることができる。）。</p> <p>宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの指定緊急避難場所の確認等）を受け、体育館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練。</p>

		<p>昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練。</p> <p>前提として、事前に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、避難路を周知するための避難訓練 ・教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導） <p>を行った上で実施する。</p> <p>クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施するものとする。</p> <p>なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要。</p>															
	<p>避難行動要支援者及び医療施設等での安全確保訓練</p>	<p>社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、指定緊急避難場所、避難手段を検討の上行う実働避難訓練。</p>															
	<p>船舶等の安全確保訓練</p>	<p>種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練。</p>															
<p>実働訓練</p>	<p>活断層型地震想定避難訓練（地震発生後、5分以内での避難完了を目指した訓練）</p>	<p>自治会内において話し合い、予め各戸の緊急避難場所（それぞれができる限り短時間の内5分以内（概ね300mの距離）に徒歩避難可能な、ある程度安全性を確保できる高度を有する場所）を設定しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>緊急避難場所としては、裏山、高台、高層ビル等で大分県津波浸水予想図（以下「浸水予想図」という。）の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす場所が望ましいが、「5分以内」という条件の中では、適当な避難場所がない場合も考えられる。このような場合には次善の避難場所として、低層であっても鉄筋コンクリート作りの家屋等も考慮する。</p> <p>なお、緊急避難場所の高度が上記に満たない場合は、更なる避難が必要となることも考えられるので、緊急避難場所は、できる限り海岸から離れる方向での選定が必要である。</p> <p>また、現実的には、避難開始時点において地震種別（活断層型か海溝型か）が判明していない場合が多いと考えられるので、避難に際しては、事後の情報入手のため、ラジオ、携帯電話の携行が重要である。</p> <p>活断層型地震の場合、市内における+1m波高到達時間は</p> <table border="1" data-bbox="582 1608 1284 1839"> <thead> <tr> <th>地 点</th> <th>別府湾の地震</th> <th>周防灘断層群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国見町伊美港</td> <td>—</td> <td>18分</td> </tr> <tr> <td>国東町田深港</td> <td>24分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>武蔵町武蔵港</td> <td>23分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安岐町塩 屋</td> <td>17分</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>となっている。</p> <p>よって緊急避難場所が浸水予想図の浸水想定区域にある地区については、これら津波予想時間を勘案し、更なる避難先を検討しておかなければならない。</p>	地 点	別府湾の地震	周防灘断層群	国見町伊美港	—	18分	国東町田深港	24分	—	武蔵町武蔵港	23分	—	安岐町塩 屋	17分	—
地 点	別府湾の地震	周防灘断層群															
国見町伊美港	—	18分															
国東町田深港	24分	—															
武蔵町武蔵港	23分	—															
安岐町塩 屋	17分	—															

第3節 防災教育

1 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

- イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、市の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

二 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

イ 大分県における地震・津波の歴史

ロ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

二 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろからの防災担当部局、消防

署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育（総務課）

(1) 基本方針

イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

国東市は防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 地震・津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する基礎知識

(ロ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や指定避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

ロ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

ニ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

ホ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

ヘ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ト 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

チ 平素住民が実施しうる応急手当、3日分の食料・飲料水・携帯トイレ・トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷者の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

リ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、防災リーダーが中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会等への参加を計画する。

(5) 各種団体等に対する防災教育

防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

(6) 職員に対する防災教育

職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- イ 地震・津波に関する知識
- ロ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ハ 職員等が果たすべき役割
- ニ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ホ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団・ボランティアの育成・強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化（消防本部）

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成・強化策の推進

① 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、関係機関に対する協力要請等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団の資質向上を図るため、消防学校等における教育訓練の充実を図る。

2 事業所の自主防災体制の充実（各事業所）

多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- （1）防災訓練の実施、消火設備等の維持管理
- （2）消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- （3）防災要員の配備
- （4）情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かし

たきめ細やかな支援活動が不可欠である。

このため、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「おおいたボランティア・NPOセンター」及び「大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会」などと連携し、平時からボランティア・NPOと顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

4 大分県水難救済会

海上における救命防災体制を強化するため、大分県水難救済会への支援を行うとともに救命防災体制の確保を図る。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（福祉課、高齢者支援課、総務課）

（1）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

- （イ）在宅の肢体、視覚、聴覚障がい者のうち、その程度が1、2級の者
- （ロ）在宅の知的障がい者のうち、その程度が1、2級の者
- （ハ）在宅の精神障がい者のうち、その程度がA判定の者
- （二）在宅の要介護者のうち介護度3以上の者
- （ホ）70歳以上で独居の高齢者
- （ヘ）その他地域における支援組織が必要と認めた者

ロ 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(イ) 氏名

(ロ) 生年月日

(ハ) 性別

(ニ) 住所又は居所

(ホ) 電話番号その他連絡先

(ヘ) 避難支援等を必要とする事由

(ト) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ハ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

ニ 市は、避難行動要支援者名簿が避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものになるよう、住民の異動、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ホ 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者に名簿の情報を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

(イ) 国東市消防本部

(ロ) 国東警察署

(ハ) 民生委員

(ニ) 国東市社会福祉協議会

(ホ) 自主防災組織（自治会）

(ヘ) その他緊急時において、市長が特別に認めた組織及び団体

ハ 市は、名簿情報の提供に際し、名簿の提供を支援者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の厳守、施錠可能な場所等での厳重なる保管、複製の禁止等を指導するなど名簿情報の漏えい防止のための措置を講じる。

ト 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

チ 市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう、避難準備情報等の発令にあたっては、分かりやすい言葉や表現にするなど情報伝達について配慮するものとする。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地

域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ決めておくよう支援する。

(3) 福祉避難所の指定

指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、旅館・ホテル等との協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対して、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「安心情報キッド（安心

バトン)」の設置等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉課）

（1）組織体制の整備

イ 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するものとする。特に、夜間や荒天等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備するものとする。また、市、自主防災組織、行政区、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行うものとする。

（2）防災設備等の整備

イ 社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の地震災害に対する安全性を高めるとともに、地震災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備するものとする。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行うものとする。

（3）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を推進する。

3 要配慮者対策における体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。

ロ 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他都道府県の職員の応援を要請すること。

ハ 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における体制整備（市民健康課）

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（観光課）

（1）基本方針

国東市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地感のない観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

（2）実施内容

国東市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
- ロ 国東市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を推進する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保（活力創生課・観光課）

（1）基本方針

国際化の進展に伴い、市内に居住又は訪れる外国人が増加し多様化していることをふまえて、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（2）実施内容

国東市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 国東市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ハ 災害発生時に市内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。
- ニ 国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

7 旅行者、外国人の安全確保のための体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、旅行者や外国人にたいしても要配慮者と同様に特別な配慮が必要な場合があることから、実情にあった安全確保や適切な避難誘導を行うための体制を整備する。

第6節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、国東市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

1 国東市

(1) 防災会議

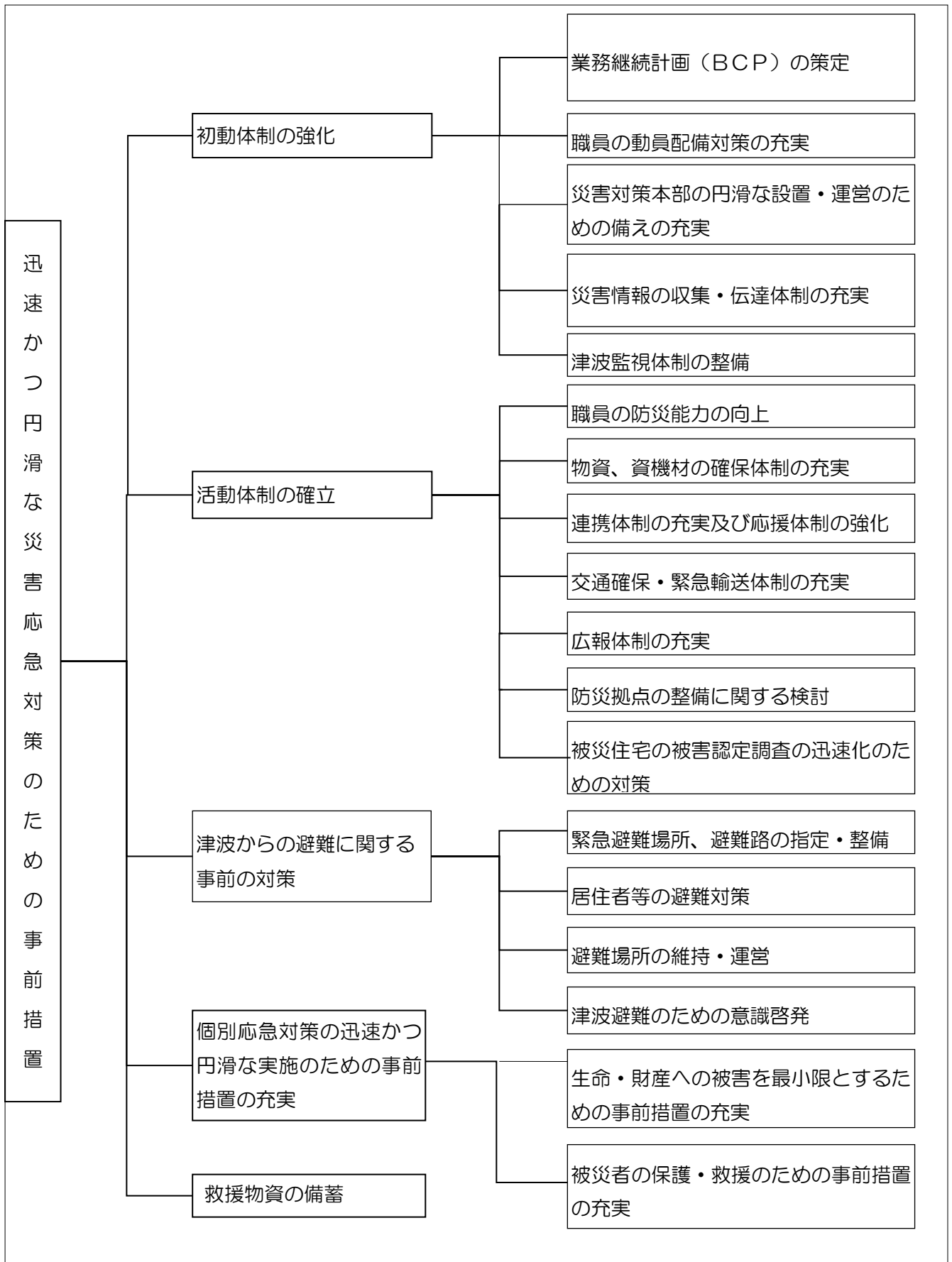
国東市防災会議は、国東市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。

(2) 初動マニュアルの整備

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害特別警戒本部室）や初動段階の職員参集基準等について、本庁及び総合支所の地域特性にあわせて事前に整備する。

2 防災関係機関

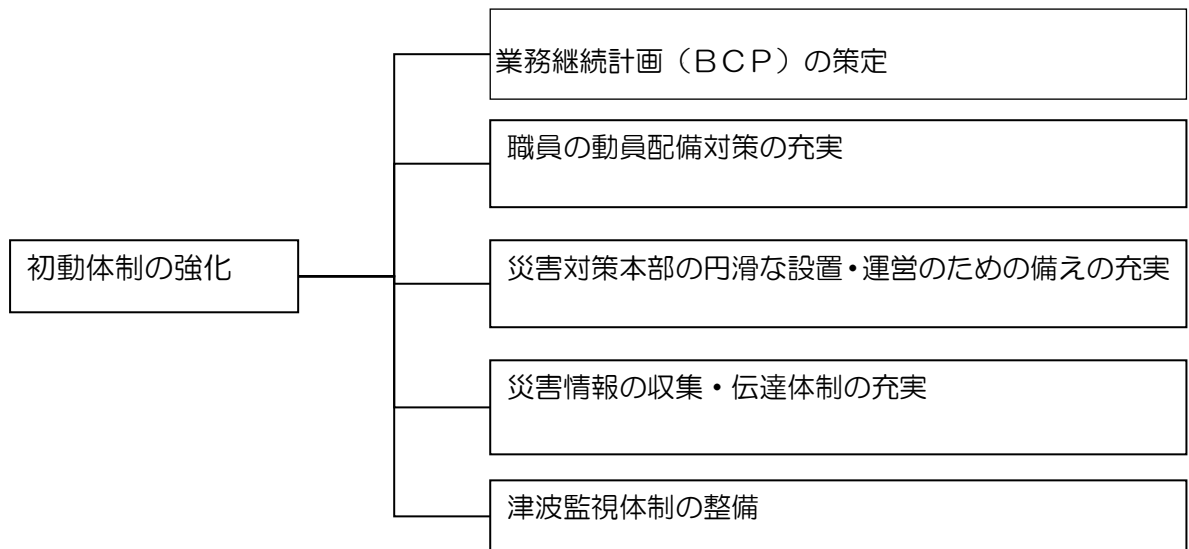
各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。



第1節 初動体制の強化（総務課）

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の4つの点を重点に初動体制の強化を図る。



1 業務継続計画（BCP）の策定

災害時応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この場合に、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施に訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

2 受援計画の策定

救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

3 職員の動員配備対策の充実

職員をできるだけ早くかつ多く配備することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、夜間及び休日において、職員が災害発生後速やかに参集し職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策職員用連絡体制の確立

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保が図れるよう連絡体制を確立する。

また、1次配備、2次配備の職員は、携帯電話等を常時携帯し、常に呼び出しが可能な体制を確立する。

ロ 庁内執務室等の安全確保

勤務時間中の地震発生時に、執務室内に備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、庁内執務室等の安全の確保を徹底する。

ハ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭においても防災対策を徹底し、本人並びに家族の被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の設置に関わる備品、資機材を整備するとともに、職員用に3日分の水、食料、毛布等の備蓄について検討する。

5 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、防災行政無線のデジタル化を含む通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要である。

また、大分県高度情報ネットワークシステムを活用して、情報の収集を図るとともに、職員との連絡体制を確立する。

なお、震災発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

さらに、ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

6 津波監視体制の整備

イ 津波監視体制の整備

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

□ 監視方法等

(イ) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(ロ) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(ハ) 津波監視担当者の専任

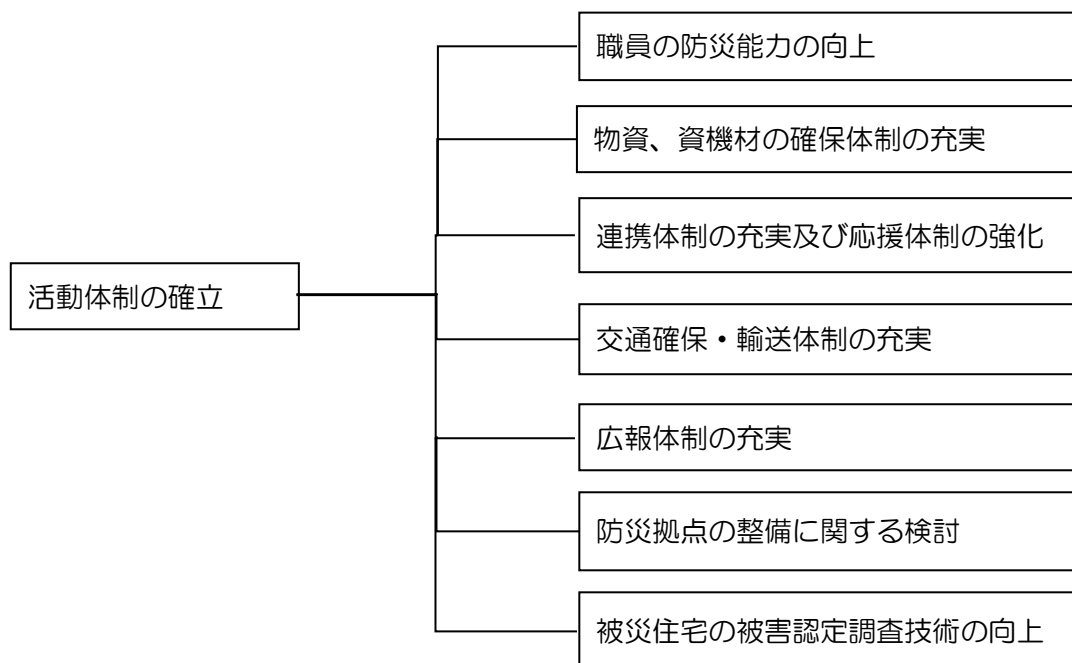
地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任するものとする。

(ニ) 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を検討する。

第2節 活動体制の確立（総務課）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の事前措置となる活動体制の強化と資機材等を整えておく必要がある。



1 職員の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要がある。

イ 防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を開催し、職員の資質の向上を図る。

ロ 参集訓練等の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到着させるため、複数の連絡網の整備とともに職員を対象とした参集訓練等を実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

2 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施に当たっては、膨大な数の救出救助用資機材、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、迅速に所要量を確保できる体制を推進する。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近に確保できるよう、自主防災組織単位での確保を柱とした整備を促進する。

- イ 家庭や事業所への備蓄に関する啓発
- ロ 消防機関への整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自主防災組織単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 家庭や事業所への備蓄啓発
- ロ 消防団積載車等の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品、医療用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄しておくことが難しいため、国東市民病院において備蓄するものとし、県等の支援を受けながら不足分については緊急調達を迅速に実施できるよう、業者との協定を検討する。

(4) 食料・水・被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実

食料・水・被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の支援については、時間がかかることが想定されることから、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるよう備蓄に関する啓発及び対策を講ずる。

(5) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、毎年5月末日を目標に、備蓄資機材を点検し、不足分の追加補充等その整備拡充を図ることとする。

3 連携体制の充実及び応援体制の強化

(1) 市町村間の相互応援協定

現在、大分県及び県内の全ての市町村との間で「大分県及び市町村間の災害時応援協定」を締結済みである。今後は災害時に迅速に運営できるよう平素から訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効あるものになるよう努めるものとする。

さらに、災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるようボランティア団体の育成及び活動拠点の整備、社会福祉協議会等との情報交換を促進する。

(3) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関の活動拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そのため市営施設で活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

(4) 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(5) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(6) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

イ 輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

災害による支障がない限り輸送拠点（緊急輸送基地）は、生涯学習課安岐分室とする。県等からの物資を集積し、避難所への輸送拠点とする。

ロ 緊急通行車両の事前届出

災害時の緊急輸送の確保を図るために交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには、緊急通行車両の確認が行われるため、公安委員会へ事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける。公用車についても、事前に届出をし、緊急時に迅速な対応ができるよう整備しておく。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そのためには、災害情報を報道機関を通じて、市民へ提供できるよう協力体制を構築するとともに、必要に応じて情報発信の場を設けるものとする。

また、報道機関等を通じての報道体制の確立や、国東市ホームページや携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

6 広域防災拠点の整備

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。防災拠点は、市及び市消防本部等の庁舎、災害医療拠点としての市民病院などであり、適宜必要な整備を検討する。また自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を確保する必要がある、公民館等の整備を推進していく。

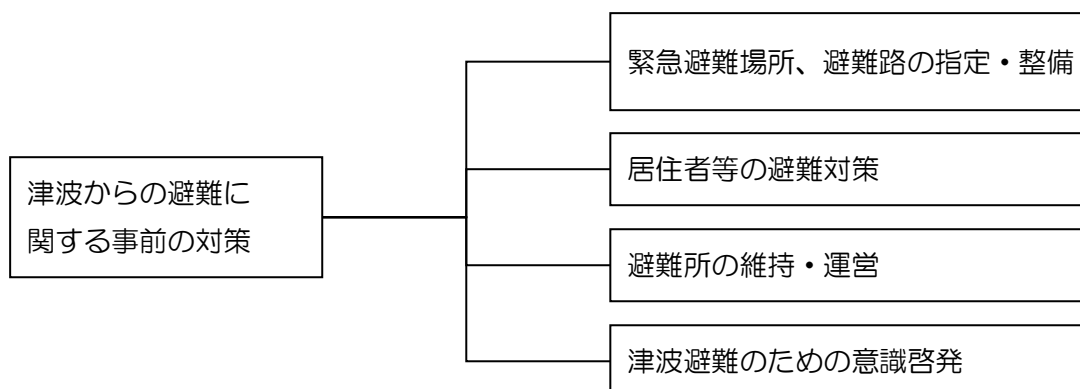
また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、研修会への参加等により、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。また、市町村間の相互応援協定の活用により被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の4つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を推めていく。



1 緊急避難場所・避難路等の指定・整備

(1) 緊急避難場所、避難路等の指定

津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ緊急避難場所や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報するものとする。

(2) 緊急避難場所等の整備

地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 避難路等の整備

地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、昼夜を問わず避難がスムーズに行えるよう、避難路とあわせて海拔表示板や避難所表示板、夜間や停電時の電源対策等についても整備していくものとする。

2 居住者等の避難対策

- (1) 避難対象地区内の居住者等は、緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。
- (2) 市及び自主防災組織は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。
- (3) 市及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるように県民安全・安心メール、防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導に配慮するものとする。
- (4) 市及び防災関係機関は、港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導に努めるものとする。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。
- (5) 東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、市及び防災関係機関は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。
- (6) 市以外の避難誘導を実施すべき機関にあっては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を確立するものとする。その際、地域防災計画等に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が確保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、必要資機材の整備に努める。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

4 難場所の維持・運営

避難した居住者等は、行政区、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

また、市は避難所の運営について、訓練を通じて事前に役割分担が把握できるよう指導に努めるものとする。

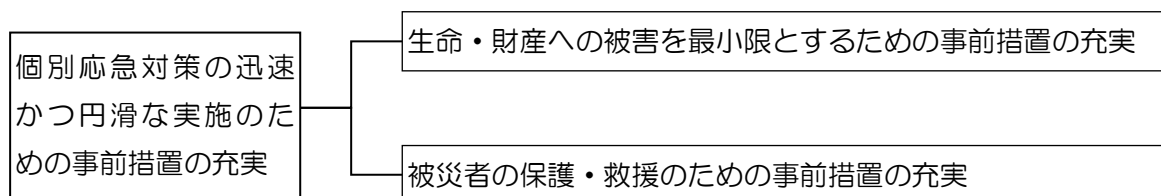
5 津波避難のための意識啓発

- (1) 避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の避難地、避難路等について周知徹底するものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、地震の余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。全国瞬時警報システム（Jアラート）や大分県防災情報システムから得られた情報を防災行政無線等により情報提供を行っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、国東市の居住者等及び一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、防災行政無線のデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線との接続、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（国東市ホームページ他）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を確立する必要がある。以下の対策を推進していくこととする。

- イ 社会福祉施設、学校、その他公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ロ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

(3) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるような訓練及び資機材整備の充実に努める。

(4) 救急医療対策の充実

大規模地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療措置を施すためには、地震災害に強い医療施設・設備の耐震化を進めていく必要がある。

そのためには医療関係者と連携し、総合的な救急医療対策を検討する。

(5) 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- ・ 防火水槽や消防車両等の消防防災施設・設備の充実を図る。
- ・ 消防団員確保のために、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進する。

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できるよう被災宅地危険度判定士の育成に努める。

(8) 各種情報システム・データの適切な保全

市民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

- イ 教職員の役割の事前規定
- ロ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- ハ シャワー室、和室の整備
- ニ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ホ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- ヘ トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 生活必需品等の備蓄

大規模災害に対応できるよう備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し道具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(3) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常用持出品の準備に努めるよう啓発を行う。

(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、設置場所の設定を行う。

(5) 文教対策に関する事前措置

- ・学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方法等）及び学校教職員の行動方針等の検討
- ・時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の安否確認及び被災状況の把握方法の検討
- ・時間外災害発生時の教職員の安否確認及び被災状況の把握方法の検討
- ・文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立と指導

(6) 環境衛生対策に関する事前措置

- ・非常用トイレの確保
- ・清掃車、し尿処理車の確保
- ・消毒用動力噴霧器及び薬剤の確保

(7) 船舶、防災ヘリコプターの活用

大規模な地震・その他の災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送に大きな障害が発生する可能性が高い。

市としては、船舶等を利用するとともに、防災ヘリコプターを最大限活用するものとする。

(8) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、市は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討する。

第5節 救助物資の備蓄

東日本大震災の最大非難人口割合を踏まえ、市内の最大避難者数を4千人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布を、下記表により計画的に備蓄を行う他、感染症対策として備えるべきブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資等について備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

(2020. 4.1現在)

No	品 目	数 量
1	アルファー米	12,805 食
2	缶詰(主食用)	8,592 食
3	保存飲料水	9,754 L
4	ポリタンク	1 個
5	懐中電灯	77 個
6	携帯ラジオ	— 個
7	乾電池	524 本
8	救急箱	2 個
9	防水シート	67 枚
10	布団	— 組
11	毛布	1,187 枚
12	土のう袋	10,650 枚
13	簡易トイレ	42 個
14	車イス	7 台

第3部 災害応急対策

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な震災応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。国東市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速・的確な震災応急対応が遂行されなければならない。

そのため、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。

2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

本市の場合、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、多数の観光客が訪れることに留意した震災応急対策を遂行する。

高齢者、観光客、障がい者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した震災応急対策を遂行する。

3 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め市民が容易に知ることができる方法で提供することが不可欠である。

市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、市報、広報車、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、インターネット(市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等)等の多様な方法を用いて広報を行う。

第2節 市民に期待する行動

地震又は津波による災害から市民の生命及び財産を守るためには、「自らの生命・財産を自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域を自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。もちろん、防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるために、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意し、安全な場所に迅速に避難する。

また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部、警察署等の出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市役所、消防本部、警察署（駐在所）等の防災関係機関に問合せることは、防災関係機関の的確な活動の妨げとなることがある。）。

2 地域

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って、安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営に当たっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。

また、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、行政区や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器等を用いて初期消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団等の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近隣の高齢者、障がい者等の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者（寝たきり、一人暮らし等）、障がい者など要配慮者の避難、初期消火等の支援・援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市役所、消防本部、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や来客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期消火に努める。自衛消防組織をもつ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、行政区）の活動への協力

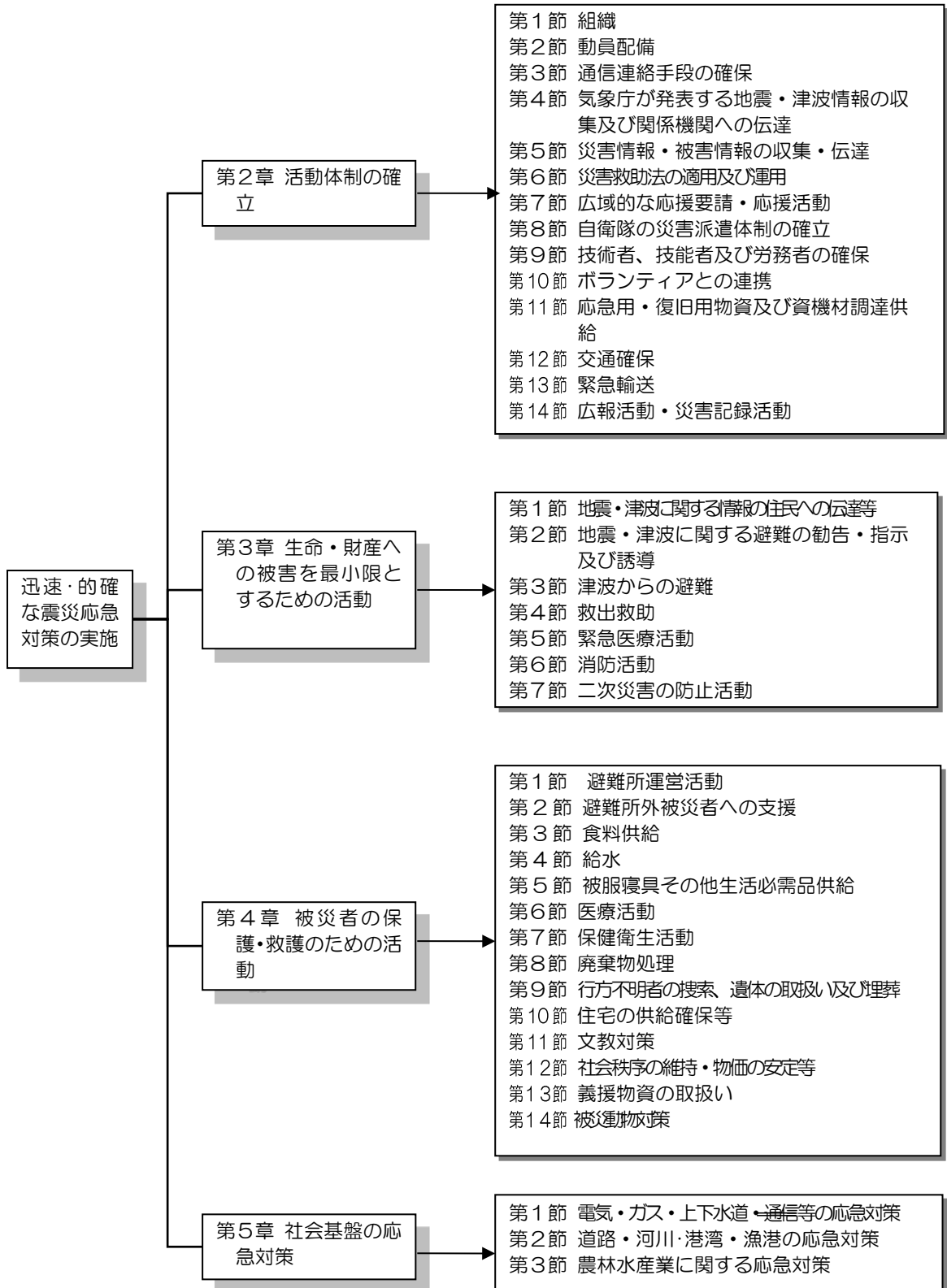
事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力するものとする。

4 災害対応職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

第3節 災害応急対策の体系

震災応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

地震又は津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防ぎよし又は拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を以下により整備する。

本計画に定めるほかの個別具体的な事項については、「国東市災害対策本部条例」、「職員初動マニュアル」等により確立する。

2 災害発生時における組織体制

市長は、地震又は津波による大規模災害が発生又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

	組織体制の内容
① 設置基準	<ul style="list-style-type: none">・市内で震度4の地震が発生したとき。・気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表したとき。・その他、総務課長が必要と認めたとき。
② 設置場所	<ul style="list-style-type: none">・市役所総務課内に災害対策連絡室を設置
③ 組織職制	災害対策連絡室 <ul style="list-style-type: none">・室長（防災係長）・副室長（建設課工務係長・農政課耕地係長）・室員（警戒配備要員）
④ 処理すべき 主な事務	<ul style="list-style-type: none">・被害情報収集・巡視・県への連絡
⑤ 廃止基準	<ul style="list-style-type: none">・注意報等が解除され、各種情報により室長が廃止を決定したとき。・災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

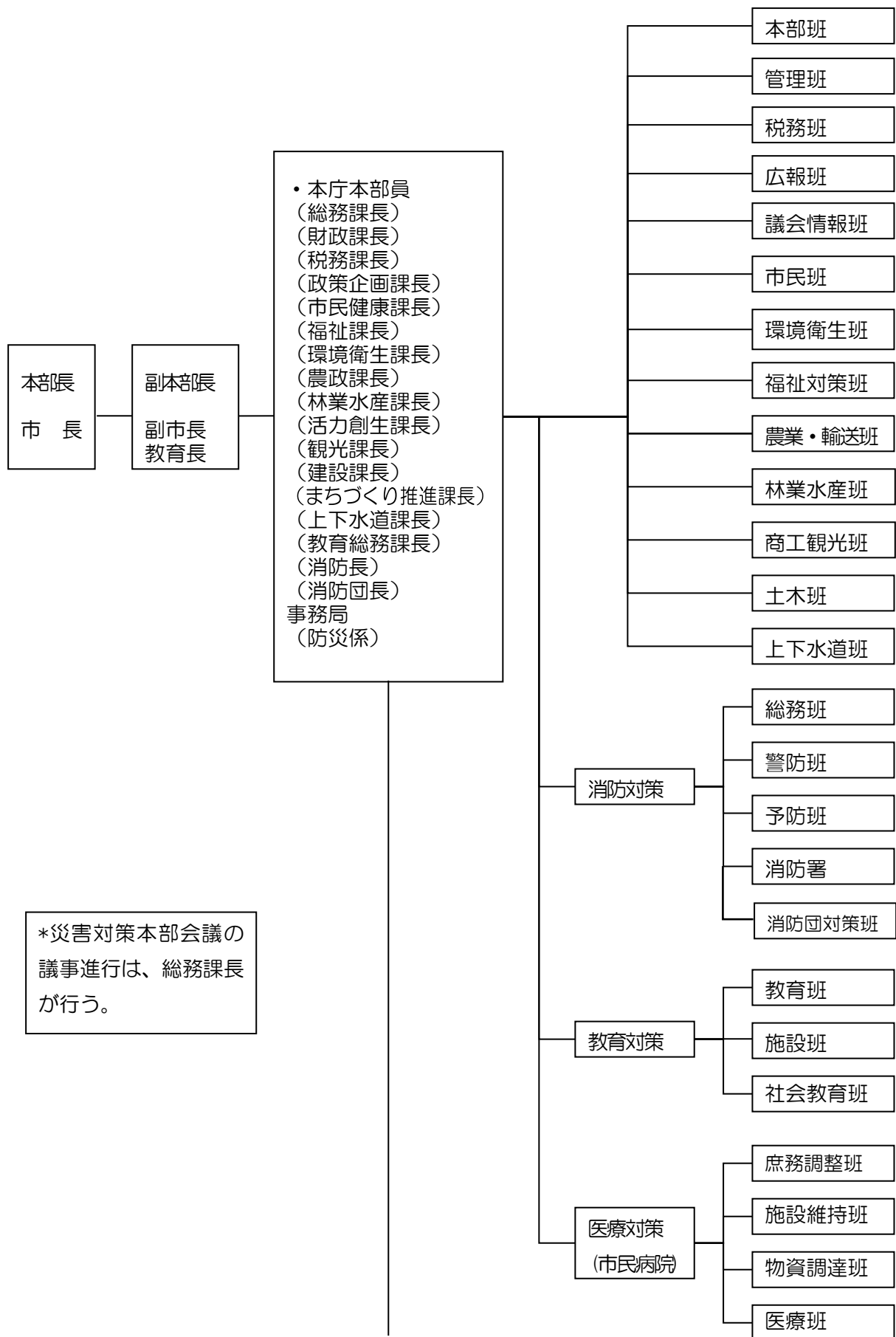
(2) 災害警戒本部

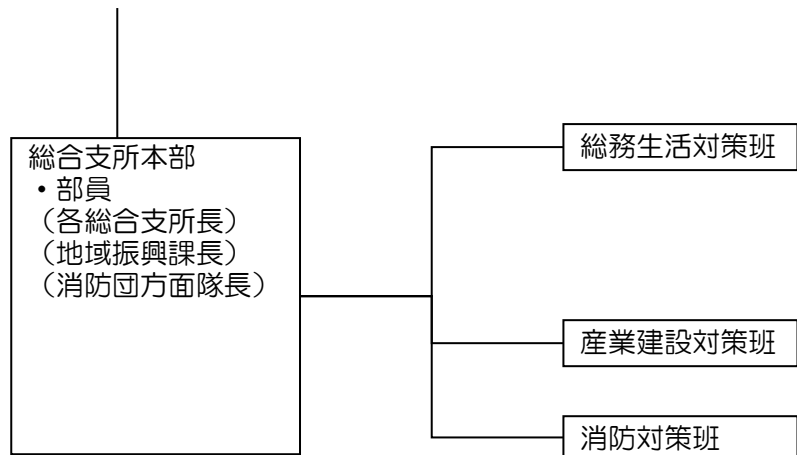
	組織体制の内容
① 設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度 5 弱の地震が発生したとき。 ・気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に「津波警報」を発表したとき。 ・災害の発生が予想されるとき。 ・軽微な災害が発生したとき。 ・その他、総務課長が必要と認めるとき。
② 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内会議室に災害警戒本部を設置
③ 組織職制	災害警戒本部 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長（総務課長）・副本部長（建設課長・農政課長） ・部員（1 次要員）
④ 処理すべき 主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報収集・把握 ・連絡活動及び住民への周知 ・災害応急活動が速やかに実施できる体制準備
⑤ 廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・警報が解除され、各種情報により本部長が廃止を決定したとき。 ・災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。

(3) 災害対策本部

	組織体制の内容
① 設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき。 ・気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に大津波警報を発表したとき。 ・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ・災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 ・その他、市長が必要と認めるとき。
② 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内会議室に災害対策本部を設置
③ 組織職制	災害対策本部組織図参照
④ 処理すべき 主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の開催 ・協議決定事項参照
⑤ 廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき。 ・災害警戒本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。

(3) 災害対策本部組織図





(4) 処理すべき主な事務

- ・本部会議の開催

●対策本部会議の協議決定事項

本部会議の進行は、総務課長が進める。市長が総括する。

●本部会議の協議・決定内容

1) 本部設置後、すぐに決定・指示する内容

- ① 地震等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ② 総合支所との連絡調整
- ③ 避難準備情報の伝達、避難の勧告・指示
- ④ 市民への広報
- ⑤ 消防活動、水防活動その他応急措置

2) 本部設置後の状況に応じて決定・指示する内容

- ① 総合支所からの被災状況の収集と被害拡大予測の検討
- ② 被災者の救助・救護・保護
- ③ 被災者に対する飲料水及び食料・生活必需品の供給・輸送
- ④ 食料・生活必需品の調達
- ⑤ 災害救助法の適用検討
- ⑥ 自衛隊の災害派遣要請検討
- ⑦ 県災害対策本部への報告
- ⑧ 防疫その他の保健衛生
- ⑨ その他必要な災害応急対策の実施
- ⑩ 県東部振興局との災害応急対策についての連携
- ⑪ 県への要請
- ⑫ 災害対策に要する経費
- ⑬ 施設、設備の応急復旧
- ⑭ 災害本部体制の廃止

●総合支所対策本部の協議内容

総合支所本部会議の進行並びに総括は総合支所長が行う。

●総合支所本部会議の協議・決定内容

1) 本部設置後、すぐに決定・指示する内容

- ① 地震等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ② 本部との連絡調整
- ③ 避難の勧告・指示の伝達
- ④ 市民への広報

2) 本部設置後の状況に応じて決定・指示する内容

- ① 被災者の救助・救護・保護
- ② 被災者に対する飲料水及び食料・生活必需品の供給・輸送
- ③ 食料・生活必需品の調達
- ④ その他必要な災害応急対策の実施
- ⑤ 本部への支援要請
- ⑥ 施設、設備の応急復旧
- ⑦ 総合支所対策本部体制の廃止

・災害対策本部・総合支所災害対策本部の事務分掌

部	班	班の事務分掌
救護対策	本部班：総務課 選挙管理委員会事務局 班 長：総務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置準備に関すること。 ○災害対策本部の運営に関すること。 ○本部会議の運営に関すること。 ○消防団員の配備・出動に関すること。 ○自衛隊の派遣要請に関すること。 ○県及び市町村への応援依頼に関すること。 ○県、関係機関への被害状況等の報告に関すること。 ○避難準備情報、避難勧告・指示の伝達に関すること。 ○防災行政無線、通信機器に関すること。 ○総合支所災害対策本部との連絡調整に関すること。 ○区長会との連絡調整に関すること。 ○職員の動員に関すること。 ○派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関すること。 ○広域避難及び応援の要請に関すること。 ○公用令書に関すること。 ○職員の人員調整に関すること。 ○その他対策全般に関すること。
	管理班：財政課 班 長：財政課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の一般経理に関すること。 ○本庁舎、総合支所、各出張所の建物の被害調査に関すること。 ○市所管の建物などの被害調査に関すること。 ○情報管理機器の維持管理に関すること。 ○通信設備の確保 ○専用回線の設置
	税務班：税務課 班 長：税務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○税の減免に関すること。 ○り災証明に関わる調査に関すること。 ○見舞金受理及び管理に関すること。 ○見舞金の配分に関すること。
	広報班：広報室 監査事務局 班 長：広報室長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策活動の広報に関すること。 ○報道機関との連絡と相互協力に関すること。 ○写真等の収集、記録に関すること。 ○ケーブルテレビに関すること。
	議会情報班：政策企画課 議会事務局 班 長：政策企画課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○各種被害情報の収集、集計に関すること。 ○市民からの問合せ、各種相談に関すること。

部	班	班の事務分掌
救護対策	市民班：市民健康課 会計課 医療保健課 班 長：市民健康課長 副班長：会計課長 医療保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の安否問合せに関する事。 ○被災者の実態調査に関する事。 ○市民からの各種相談に関する事。 ○保健所、医療機関との連絡調整に関する事。 ○災害対策にかかる現金の出納に関する事。 ○医療救護班の編成に関する事。 ○医療救護所の設置に関する事。 ○負傷者の収容、搬送に関する事。 ○感染症の予防、健康・栄養相談に関する事。 ○衛生医薬品等の確保に関する事。 ○助産及び乳幼児の救護に関する事。 ○避難者のメンタルヘルスに関する事。 ○各施設の被害調査に関する事。 ○施設入所者の避難、保護に関する事。
	環境衛生班： 環境衛生課 人権啓発・部落別 解消推進課 クリーンセンター 隣保館 班 長：環境衛生課長 副班長：人権啓発・部落別 解消推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレ、し尿処理に関する事。 ○ごみ処理及び清掃に関する事。 ○被災地域の防疫及び消毒に関する事。 ○遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。 ○愛がん動物に関する事。
	福祉対策班： 福祉課 高齢者支援課 保育所 班 長：福祉課長 副班長：高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の開設に関する事。 ○指定避難所における食料、物資の配布に関する事。 ○指定避難所の運営に関する事。 ○指定避難所における被災者からの要望状況の把握 ○ボランティア受入れに関する事。 ○ボランティアの要請及び派遣についての調整 ○被災高齢者等（要配慮者）の援護に関する事。 ○要配慮者に関する人的被害調査に関する事。 ○指定避難所の閉鎖に関する事。 ○施設入所者・園児の避難、保護に関する事。 ○各施設の被害調査に関する事。 ○応急保育に関する事。 ○義援物資の取扱いに関する事。

部	班	班の事務分掌
救護対策	農業・輸送班： 農政課 農業委員会事務局 班 長：農政課長 副班長：農業委員会事務局長	○農地・農業施設、畜産物の被害調査に関する事 ○農林畜産事業者に対する支援に関する事 ○炊出しの食材（米、野菜等）の調達に関する事 ○輸送車両の確保に関する事 ○食料・物資の輸送に関する事 ○人員の輸送に関する事
	林業水産班：林業水産課 班 長：林業水産課長 副班長：指定職員	○林地、漁港の被害調査に関する事 ○水産事業者に対する支援に関する事 ○漁港の復旧に関する事 ○林道に関する事
	商工観光班：活力創生課 観光課 班 長：活力創生課長 副班長：観光課長	○観光旅行者への避難の伝達に関する事 ○食品・生活必需品の調達に関する事 ○商工観光施設の被害調査に関する事 ○資機材の調達に関する事 ○生活関連物資の価格調査及び監視 ○小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
	土木班：建設課 まちづくり推進課 班 長：建設課長 副班長：指定職員	○公共土木施設の被害調査に関する事 ○自家発電設備の確保に関する事 ○土木建築関係業者の動員に関する事 ○重機による救助活動に関する事 ○関係機関との連絡調整に関する事 ○障害物の除去に関する事 ○応急復旧資機材の調達に関する事 ○公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 ○市街地の住宅及び市営住宅の被害調査に関する事 ○仮設住宅の建設に関する事 ○建築物の応急危険度判定に関する事 ○被災宅地の危険度判定に関する事 ○交通規制の実施
上下水道班：上下水道課 班 長：上下水道課長 副班長：指定職員	○上下水道施設の被害調査に関する事 ○飲料水の確保及び応急給水活動に関する事 ○上下水道施設の応急対策及び復旧に関する事	

部	班	班の事務分掌
消防対策 (消防本部 ・消防団)	総務班 総務課・連絡調整 ・支援活動 班 長：総務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部との連絡調整に関すること。 ○資機材・燃料等の調達、輸送に関すること。 ○消防職員、団員の食料調達、輸送に関すること。 ○所管車両の配車に関すること。 ○消防庁舎施設の保守に関すること。 ○消防団各部に所属する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 ○消防署員、団員の公務災害補償に関すること。 ○消防団との災害活動の調整に関すること。
	警防班 警防課・警防 ・通信指令 班 長：警防課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○応援協定に関する応援隊の派遣要請に関すること。 ○支援協定に関する支援隊の派遣要請に関すること。 ○建設重機による救助活動に関すること。 ○医療関係者の現地派遣要請に関すること。 ○災害応急対策の指導に関すること。 ○被災情報の掌握に関すること。 ○人命危険情報収集に関すること。 ○安全管理に関すること。 ○消防通信・指令に関すること。 ○緊急情報の収集に関すること。
	予防班 予防課・情報活動 ・調査活動 ・危険物対策 班 長：予防課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の伝達、広報に関すること。 ○災害現場における危険物等の処理に関すること。 ○災害応急対策の指導に関すること。 ○火災、災害等原因の調査及び損害の調査記録に関すること。 ○被災等の証明に関すること。 ○報道対応に関すること。
	消防署 ・消火活動 ・救急活動 ・救助活動 班 長：消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の現地調査に関すること。 ○災害の警戒、警備及び警戒区域の設定に関すること。 ○避難等の誘導・指示・伝達(戸別)に関すること。 ○災害の警戒及び防ぎよに関すること。 ○行方不明者の捜索に関すること。 ○逃げ遅れ者などの現地確認に関すること。 ○消火活動に関すること。 ○救急救助活動に関すること。 ○応急給水活動の協力に関すること。

部	班	班の事務分掌
消防対策 (消防本部 ・消防団)	消防団対策班 班 長：消防団長 副班長：指定職員 消防団副団長	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の動員に関する事。 ○消火活動に関する事。 ○市民への広報活動に関する事。 ○水防活動に関する事。 ○災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 ○被災者の救助、救出に関する事。 ○行方不明者の捜索に関する事。 ○避難等の誘導・指示・伝達(戸別)に関する事。
教育対策	教育班：学校教育課 小中学校 幼稚園 班 長：学校教育課長 副班長：学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○応急教育に関する事。 ○職員・生徒等の被災状況の把握 ○児童・生徒・園児の避難に関する事。 ○教職員の動員 配置に関する事。 ○児童・生徒・園児の被災状況調査に関する事。 ○避難施設の運営協力に関する事。
	施設班：教育総務課 給食センター 班 長：教育総務課長 副班長：給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、給食センター施設の災害調査に関する事。 ○学校、給食センター施設の応急対策及び復旧に関する事。 ○学校関係機関、その他団体との連絡調整に関する事。 ○学用品及び教科書の調達、配分に関する事。
	社会教育班：社会教育課 文化財課 図書館 分室 班 長：社会教育課長 副班長：文化財課長	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の利用者の避難に関する事。 ○社会教育施設の被害調査に関する事。 ○避難施設の運営協力に関する事。 ○社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事。 ○社会教育団体との連絡調整に関する事。 ○文化財施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。

部	班	班の事務分掌
医療対策 (市民病院)	庶務調整班 責任者：庶務課長 地域連携室長	○参集職員の把握 ○病院の被災状況の情報収集・伝達 ○被災者受け入れ状況の情報収集・伝達 ○被災家族とマスコミの対応・情報収集
	施設維持班 責任者：施設部門長	○施設・設備の被災状況の把握 ○施設の安全管理と機能保全 ○ライフラインの確保 ○損傷施設、設備の復旧作業
	物資調達班 責任者：薬局長 栄養士長	○医薬品・医療資機材の確保と調達 ○食料の確保と調達
	医療班 責任者：医 師	○トリアージの実施 ○赤・黄・緑の各エリアにおける医療活動

第2節 動員配備

災害時において、防災機関が災害を防ぎよし、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 動員体制の確立

災害を防ぎよし、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配置は災害対策本部編成事務分掌表において、各課に必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序、方法を重点的に定めるものとする。

2 動員配備体制

(1) 職員等の動員順序

1) 注意体制（総合支所も同様とする。）

	組織体制の内容
① 動員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度4の地震が発生したとき。 ・気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表したとき。 ・その他、総務課長（総合支所長）が必要と認めたとき。
② 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報収集、関係機関への連絡活動を円滑に行い得る体制とする。 ・災害対策連絡室の要員と指名された職員の動員とする。 ・被害情報収集、県への連絡
③ 要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒配備基準に基づいて、要員を確保する。 ・勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 ・勤務時間外は、警戒配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。

2) 警戒体制（総合支所も同様とする。）

	組織体制の内容
① 動員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が発生したとき。 ・気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に「津波警報」を発表したとき。 ・災害発生危険性があるとき。 ・軽微な災害が発生したとき。 ・その他、総務課長（総合支所長）が必要と認めたとき。
② 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の要員と指名された職員を動員する。 ・被害情報収集、把握、連絡活動及び住民への周知 ・災害応急活動が速やかに実施できる体制準備
③ 要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1次配備基準に基づいて、要員を確保する。 ・勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外は、1次配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。
--	---

3) 非常体制（総合支所も同様とする。）

	組織体制の内容
① 動員の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5強以上の地震が発生した場合。 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に大津波警報を発表したとき。 大規模な災害が発生し、その被害が相当規模におよぶおそれがあるとき。 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 その他、市長が必要と認めたとき。
② 活動	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の本部員と全職員を動員する。 初動マニュアルに基づく活動を実施する。
③ 要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> 配備基準に基づいて、全職員を確保する。 勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 勤務時間外は、配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。

(2) 動員配備方針

1) 注意体制（総合支所も同様とする。）

	組織体制の内容
① 災害対策連絡室の要員と指名された職員	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策連絡室に参集する。（総務課） 総合支所災害対策連絡室に参集する。（地域振興課）
② その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> 動員配備に関する指示に留意し、待機する。

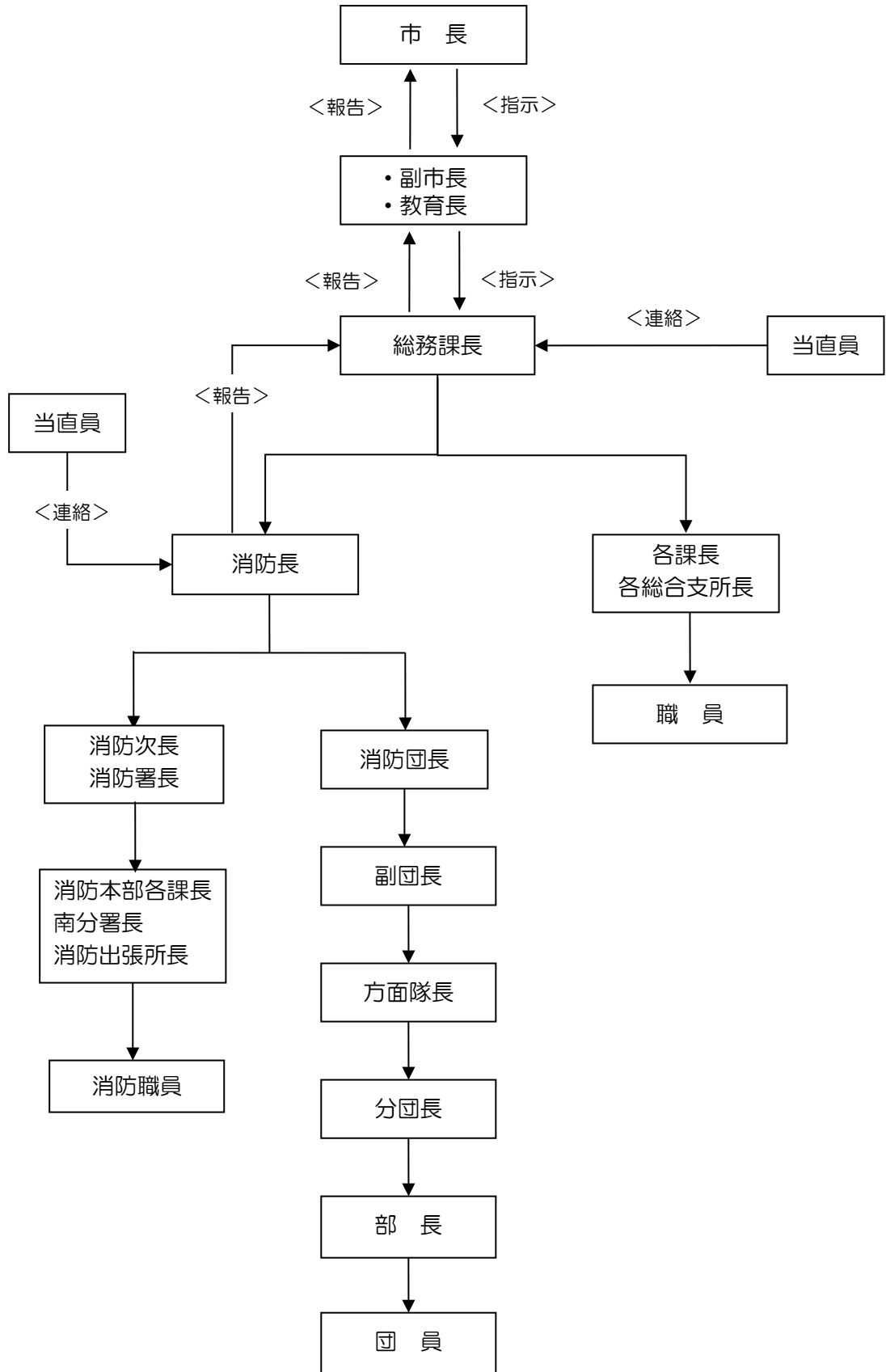
2) 警戒体制（総合支所も同様とする。）

	組織体制の内容
① 災害警戒本部の要員と指名された職員	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部に参集する。（本庁会議室） 総合支所災害警戒本部に参集する。（総合支所会議室）
② その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> 各部の要員は各所属課に参集する。 動員配備に関する指示に留意し、待機する。

3) 非常体制（総合支所も同様とする。）

	組織体制の内容
① 災害対策本部の人員	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の本部員は、災害対策本部に参集する。（本庁会議室） 総合支所災害対策本部に参集する。（総合支所会議室）
② その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> 全職員は、勤務地に参集する。

2) 勤務時間外



(4) 時間外の参集に当たっての留意事項

1) 災害の状況により勤務地に参集できないときの対応

災害の状況により勤務地に参集できない場合は、次に掲げる市の班へ参集し、当該班長、又は当該班長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

- ・第2の参集場所：本庁若しくは最寄りの総合支所
- ・第3の参集場所：最寄りの避難所
- ・第4の参集場所：最寄りの消防団詰所

2) 揺れを覚知した際の対応

局地的に大きな震度を記録し、迅速な応援体制を確立する必要がある場合を想定し、職員は、揺れを覚知した際には、必ずテレビ・ラジオ等で震度情報の確認を行う。

3) 参集にあたっては、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。

4) 参集手段

徒歩又は2輪車（自転車、バイク）での参集を原則とする。

5) 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず初動マニュアルに定める様式にしたがって所属長等に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第1に、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

（被害情報報告様式を活用のこと）

(5) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの文章事務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて総務課は要員の配置転換等を行う。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防ぎよ又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 市の通信連絡手段の確立措置

市における通信連絡手段の確立措置は、次により行うものとする。特に、市内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう関係機関の協力も得ながら、確立するものとする。

○ 通信連絡方法

① NTT回線の利用

通常の連絡手段は、NTT回線を利用する。災害等によりNTT回線が輻輳等で通話の困難な場合は、災害時優先電話を利用する。

② 衛星携帯電話

回線が切断され、NTT回線が不通の際には、災害現場等において衛星携帯電話を利用する。

③ 国東市防災行政無線

④ 大分県防災行政無線の利用

NTT回線が使用できない場合は、県との交信は県防災行政無線を活用する。

⑤ ケーブルテレビによる通信連絡

⑥ 報道機関の利用

報道機関との連絡調整は、総務対策部がこれを行う。

3 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線を利用して通信の確保を図る。

4 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、大分地区非常通信協議会（事務局：大分県防災対策室内）を構成する無線局に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- ・人命救助に関すること
- ・被災地への救援に関すること
- ・交通通信の確保に関すること
- ・秩序の維持に関すること
- ・その他緊急な事項

(2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、無線局に対しておおむね次の基準により「非常電文用紙」を使用して通信文を依頼するものとする。

通報文（本文の末尾に記載する発信者名を含む）は、普通の文書形式とし、おおむね3分以内で通話できる程度（かな書き換算して200字以内）にとりまとめる。

宛名、発信人の住所、氏名及び加入電話がある場合は、その電話番号を記入する。通信文の余白に必ず「非常」と朱記明記する。

(3) 非常通信受領後の措置

非常通信を受領した受信者は、その後の通報の受領については、受取人を当該取扱い無線局に派遣する等必要な措置をとる。

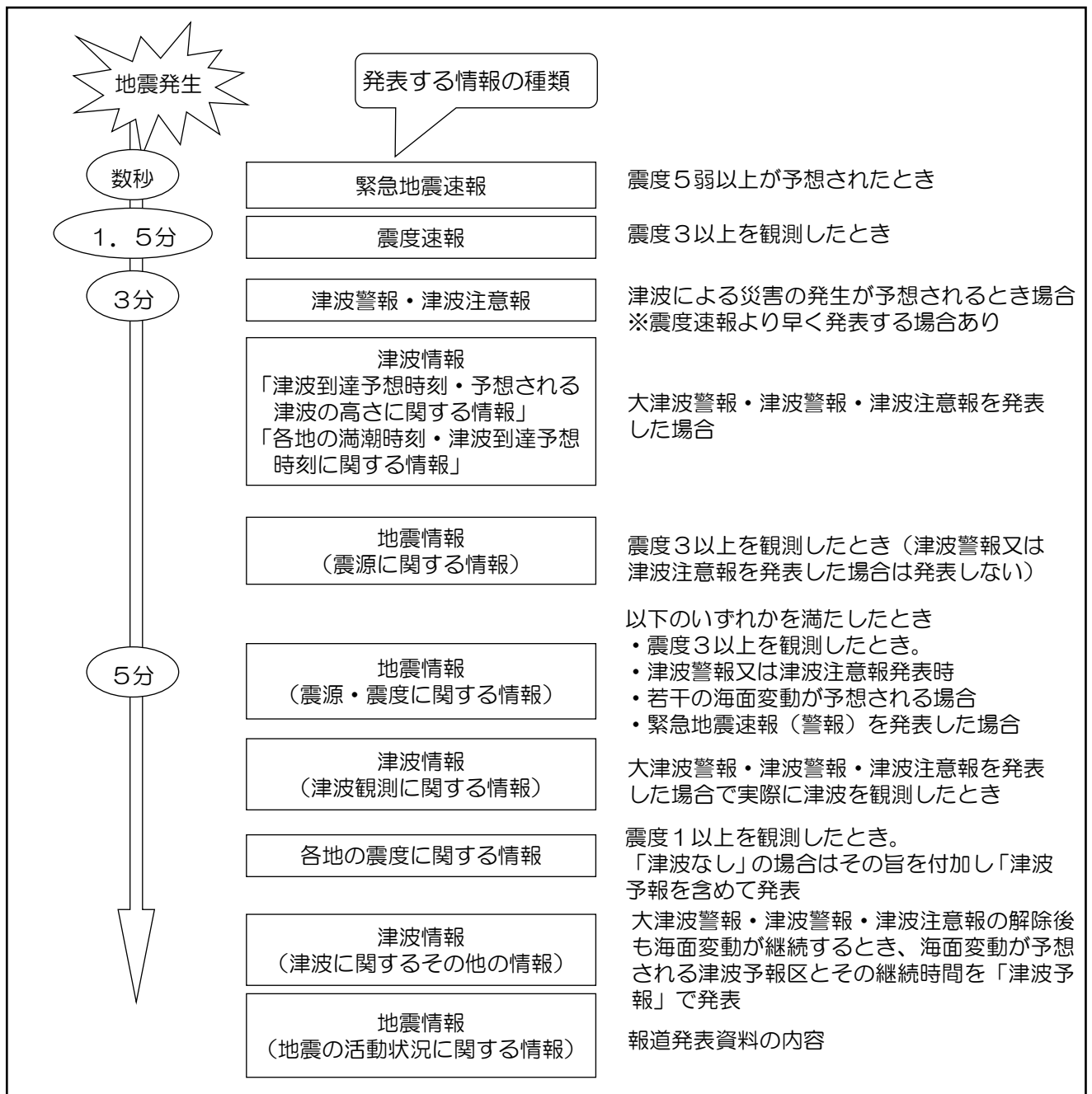
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、気象庁が発表する震度速報、震度情報の収集、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報および津波予報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

1 基本方針（地震）

地震発生後、気象庁から発表される震度速報については、各防災関係機関において直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。また、地震情報については気象庁が発表する情報を防災情報提供システム(専用線)又はインターネット回線により入手し、通常の伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。

① 情報発表の流れ



② 用語解説

情報の種類		解 説
緊急地震速報（警報）		震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報が強い揺れの到達に間に合わない場合もある。
震度速報		震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発言時刻を伝える。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
大津波警報・津波警報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現*で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。
地震情報	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5～10分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表。

各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。
地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。


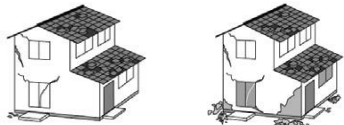

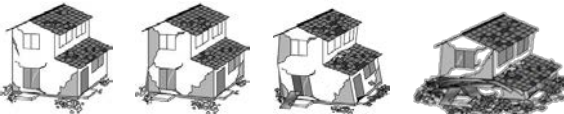
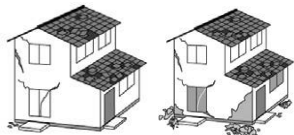


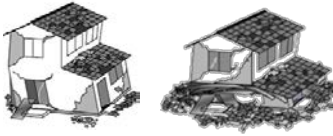
③ 気象庁震度階級関連解説表

イ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動く	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる

7	こともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
---	--------------------	------------------------------------	--

□ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

ハ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

二 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ホ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

ハ 大規模構造物への影響

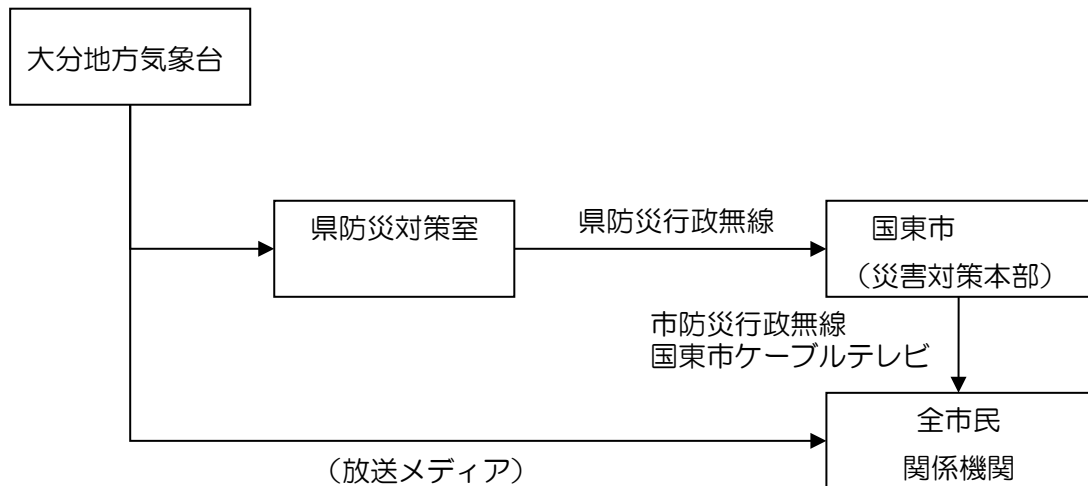
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2 市の措置

関係機関から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び市民に伝達し、初期の段階から市民の生命、財産への被害を最小限とする体制を整える。

<伝達図> (防災無線、CATV)等



3 基本方針（津波）

地震発生後に気象庁から発表される津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報については、第一次的には防災情報提供システムによるほか、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手することが可能である。これらは、県内での地震による揺れが小さい場合にも発表されることがあるので、初期の段階から県内の防災関係機関が一丸となって被害を最小限とする体制を整えるため、揺れの大小に関わらず直ちにテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

4 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等

(1) 発表基準

地震発生後、「大分県瀬戸内海沿岸」において、津波による災害が予想される場合に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

○津波予報区

九州・山口県については16の津波予報区に分けられ、大分県の沿岸は「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に分けられている。

津波予報区	大分県瀬戸内海沿岸	大分県豊後水道沿岸
区 域	大分県（関崎東端以南を除く）	大分県（関崎東端以南に限る）
大分県沿岸 市町村名	中津市、宇佐市、豊後高田市、姫島村、 国東市、杵築市、日出町、別府市、大分 市	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市



(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 大津波警報は、津波特別警報に位置づけられています。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

□ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波の高さと予想される被害の関係

津波の高さ (m)	1	2	4	8	16	32
津波の形態 ・緩斜面 ・急斜面	岸で盛り上がる 速い潮汐	沖でも水の壁 第二波が砕波 急斜面では速い 潮汐	先端の砕波 が増える	第一波が巻き波、砕 波		
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリート	持ちこたえる				全面破壊	
漁船		被害発生	被害率50%	被害率100%		
防潮林(幅 20m)	被害軽減、漂流物阻止、津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖いかだ	被害発生					

(2) 各機関の措置

イ 大分地方気象台

大分地方気象台は、気象庁が津波警報等を発表・解除した場合は、直ちに大分県及び防災関係機関に通知する。

ロ 大分県（警察本部を除く。）の措置

(イ) 県（防災対策室又は災害対策本部）は、大分地方気象台から津波警報等の発表・解除（以下「津波に関する情報」という。）の通知を受けた場合は、直ちに沿岸の市町村、消防本部及び関係する振興局へ通知する。

(ロ) 漁港及び港湾の管理者（以下「管理者」という。）は、海上保安部長（港長）と連携しながら、港湾（漁港）の関係者及び港（漁港）内在船舶へ通知する。

なお、操業中の漁船等は、漁業無線局に周知依頼を行う。

ハ 大分県警察本部の措置

大分県警察本部は、大分地方気象台又は九州管区警察局から津波に関する情報の通知を受けた場合、沿岸区域を管轄する警察署へ、また警察署はそれぞれの定めるルートにしたがって駐在所及び交番並びに沿岸市町村へ直ちに通知する。

6 海面状態の監視等

(1) 海面状態の監視

津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、高台等津波の危険性のない場所において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

(2) 異常現象を発見した場合の措置等

海面の異常現象を発見した場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官より異常現象の通報を受けた場合は、速やかに知事に通報するものとする。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼するものとする。

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより実施する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は、関係機関等に協力を求めて調査収集し、とりまとめて防災GIS（地理情報システム）により県に報告する。

2 災害情報の収集調査基準

市及び関係機関は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

なお、災害に関する情報の調査収集・報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

3 国東市の災害情報・被害情報収集・共有体制

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

各班は所掌事項の被害状況を住民、行政区その他関係機関の協力を求め収集し、又は現地調査等の方法により調査収集する。各班が把握した被害状況は、速やかに別に定める様式により本部に報告する。

① 人的被害・住家被害・火災に関する情報（推定情報を含む。）の収集

災害救助法適用や自衛隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

② 避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、発信する情報を入手した時刻に留意する。

③ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

医療活動に係る要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

④ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

⑤ 電気、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

迅速な被災現場での活動、応援内容の決定のために不可欠な情報であり、情報のソース、現場の位置に留意する。

⑥ 九州地方整備局職員の受入

国東市内において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、「国東市における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局現

地情報連絡員を災害対策本部に受け入れる。

⑦ ICTの活用

各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。

⑧ その他

大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

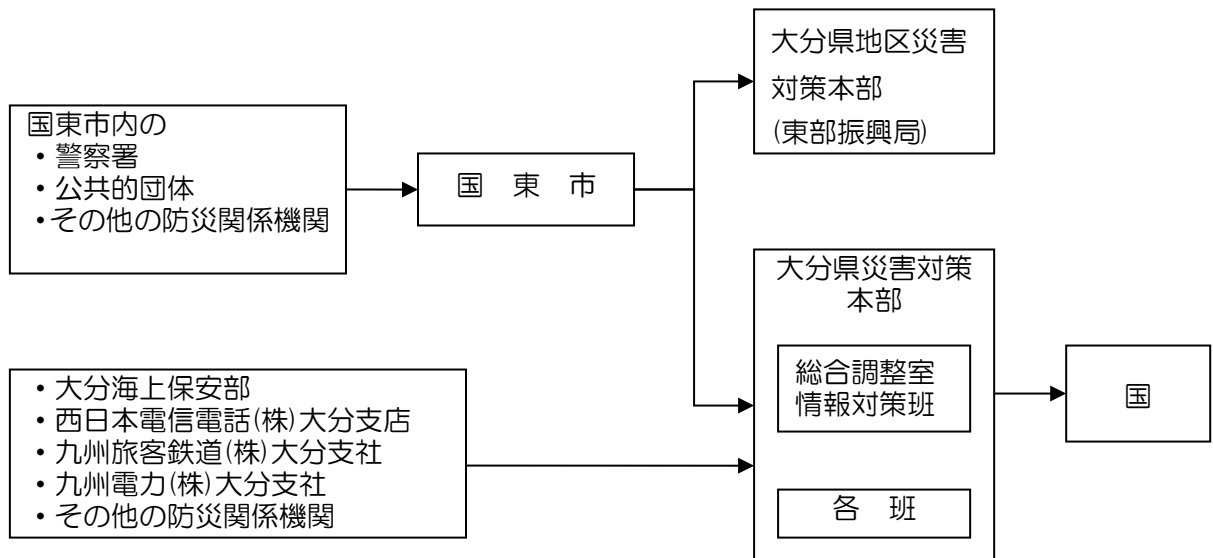
なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。

(2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置

各班が把握した被害状況は、速やかに防災GIS等により県に報告する。

(3) 収集・伝達

総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集・伝達するものとする。



(4) 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置

県への報告手段が途絶した場合は、国（総務省消防庁）へ直接報告する。

市内において、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接総務省消防庁に報告する。

資料編の連絡先を参照のこと。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この計画の定めるところによって実施する。

1 災害の認定基準

災害救助における被害の認定基準は、次のとおりである。

(1) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

(2) 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(3) 全壊（焼）、流失

住家が滅失したものでは具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

(4) 半壊（焼）

住家の損壊が甚だしいが補修すれば再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

(5) 床上浸水

前記(3)及び(4)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(6) 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(7) 一部破損

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

(8) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(9) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

(10) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。「負傷」のうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は次のとおりである。

(1) 1号適用の場合

本市区域内において60世帯以上の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号、以下同様の例による)

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	30	40	50	60※	80	100	150

※ 国東市該当

(2) 2号適用の場合

大分県下で1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市区域内においても、30世帯以上の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第2号)

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	15	20	25	30※	40	50	75

※ 国東市該当

(3) 3号前段適用の場合

大分県下で7,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市区域内においても、多数の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第3号前段)

(4) 3号後段適用の場合

本市区域内において、被災世帯を含む被害地域がほかの集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、り災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。(令第1条第1項第3号後段)

(5) 4号適用の場合

多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 災害救助法の適用の手続き

市長は、災害が発生したときは本市区域内の被害状況を収集把握して速やかに県知事に報告するものとし、県知事は救助を実施する場合には、速やかにその内容を市長に通知するとともに公表する。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死があきらかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害の発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	1. 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

遺体の処理取扱い	災害の際死亡した者（埋葬を除く。）	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び人夫費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の処理 取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

- ① 県知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。
- ② 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

救助の実施に関する職権の一部を委任された市長は、救助実施記録日計票等を2部作成し、1部は災害対策本部へ、もう1部は担当部署で保管しておくとともに当日提出できない場合は、次の事項を電話等の方法により総務班へ情報提供するものとする。

救助の種類	情報提供事項
避難所の設置	箇所数、収容人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供給	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にあった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にあった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小・中学校別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体処理数
障害物の除去	対象世帯数

第7節 広域的な応援要請・応援活動

防災関係機関の応援協力は、地震・津波の大規模災害が発生し、市独自では応急対策等の実施が困難な場合は、この節に定めるところにより実施するものとする。

なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県や他市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。

1 相互応援協力体制

(1) 大分県及び市町村相互間の応援協力

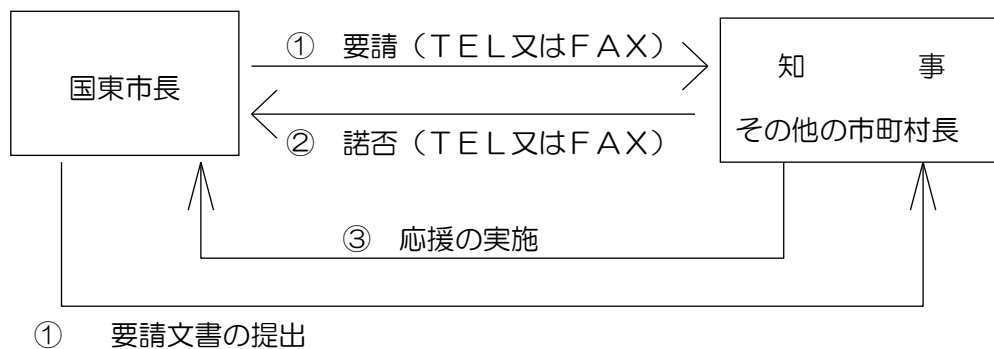
大分県及び大分県内の市町村は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づき災害応急措置に必要な応援を行うものとする。応援の内容は以下のとおりである。

(応援の内容)

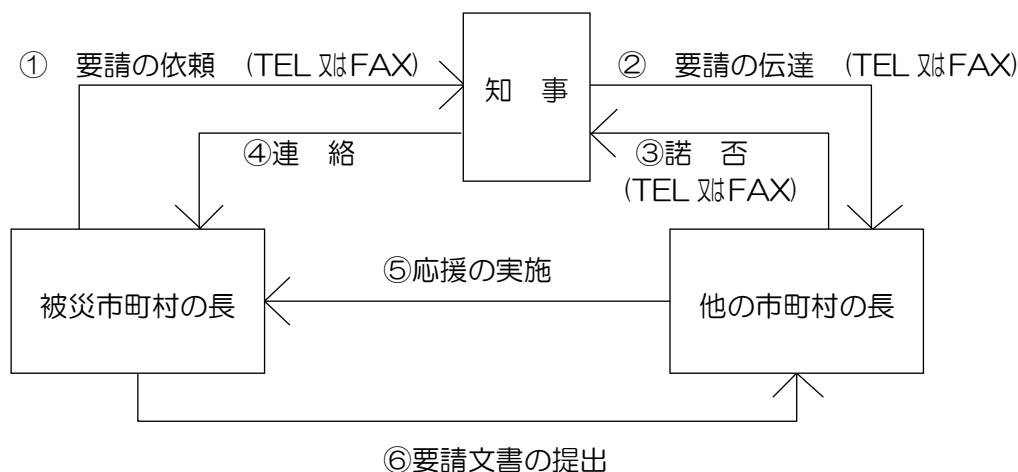
- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容のための施設の提供
- ④ 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 救助及び救難活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- ⑥ ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- ⑦ 火葬場の提供
- ⑧ その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

(2) 応援の手続及び応援の実施

① 国東市が個別に要請するとき



② 個別に応援要請するいとまがないとき



(3) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

(4) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。
- ② 発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（東部振興局の所管区域内）の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- ③ 災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

2 県及び市町村と指定公共機関等相互との連携

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が発生した場合、自ら又は被災関係機関からの要請に基づき、速やかに、必要な応援協力を努めるものとする。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が大規模なものとなった場合、県（総合調整室）は、自ら又は被災を受けた機関からの要請に基づき、近隣市町村、その他関係防災機関に出動を求めるなど必要な応援協力を努めるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)による県及び市町村の援助協力の範囲は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 被災者の避難保護措置
 - ② 被災者に対する給食給水措置
 - ③ 傷病者に対する応急的な医療救護
 - ④ 応急復旧用資機材の調達供給
 - ⑤ その他被害の拡大を防止するために必要な措置

(4) 他の都道府県等への応援要請

イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請

県単位では十分に緊急対策や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合は、県は九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）や国（総務省）に対し応援を要請する。

1) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他応援のための必要な事項

また、この協定等に基づく応援によっても十分な災害緊急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9件被災地支援対策本部から関西広域連合に応援を要請する。

2) 応援要請の種類

上記1)に加えて「資機材の提供」

ロ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請

県は、上記ロの応援によっても十分な災害緊急対策等が期待できないと判断される場合は、他のブロック知事会を構成する都道府県に対して、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。

1) 応援要請の種類

- ① 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- ② 施設、提供業務の種類又はあっせんの内容
- ③ 職種及び人数
- ④ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- ⑤ 応援期間
- ⑥ 前各号に定めるものの他必要な事項

ハ 「国東市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく応援要請

国東市内において大規模災害が発生した場合、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の災害対策用車両等を有する国土交通省九州地方整備局に応援要請を行う。

3 応援の受け入れ体制の確保

応援決定がなされた場合は、以下の点について検討する。

イ 受入れにあたっての交通ルート

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

4 計費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた国東市の負担とする。

(2) 要請先等

要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長 大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
	西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-2111	隊長 大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長 大分県の西部(日田市、日田郡及び玖珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長 九州北部4県(大分県含む)全域
	西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (陸軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内 線 2256,2257	総監 九州・沖縄(大分県含む)全域
海 上 自 衛 隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	総監 大分県沿岸部全域を管轄
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2333~4 FAX 092-581-4031 内線6923	司令官 大分県全域を管轄
地 本 等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長 緊急の場合等における連絡先
	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370	隊長 呉地方総監部との連絡調整

(3) 要請先

大分県生活環境部防防災対策室：大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3155、3152 FAX 097-533-0930

防災行政無線 200-264、204 FAX 200-387

第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

電話 093-321-2931

大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町系原

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

3 災害派遣部隊の受入体制

次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

(1) 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

(2) 連絡調整員の指定

自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

(3) 宿舍のあっせん

派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。この場合、学校、公民館等を宿泊施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

(4) ヘリポートの設置

以下の臨時ヘリポートの基準を満たす用地をヘリポートとして設定する。

- ・ 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- ・ 着陸地点には、基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。
- ・ 着陸地点及びその近傍において運航上の支障となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- ・ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(5) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

(6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- ・ 遭難者等の搜索救助
- ・ 水防活動

- 消防活動の支援
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- 炊飯及び給水
- 援助物資の無償貸付又は譲与
- 危険物の保安及び除去
- その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

- 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- 他人の土地等の一時使用等
- 現場の被災工作物等の除去等
- 住民等を応急措置の業務に従事させること。
- 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容	
交 通 等	フルドーザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土 2. 側溝掘削 3. 土砂運搬 4. 地ならし	
		中 型		
		大 型		
	バスケットローダ	1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り		
	クレーダ	1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪		
	トラッククレーン (20トン)	1. 重量物の吊り上げ(クレーン) 2. 土砂掘除、積込み(ショベル、その他)		
	ダン プ	2 1/2ト、3 1/2ト	土砂運搬	
		4トン		
	油圧シャベル		側溝掘削	
	橋(人員用)		人員の通過	
(車 両 用 橋)	鋼製道板橋(MZ)	車両の通過		
	浮のう橋(M4AZ)	//		
	自走架柱橋	//		
	自走浮橋	//		
ボート		人員、物量の水上輸送		
給水給食	浄水セット	浄水(1セットの展開に約10m ² の地積が必要)		
	野外炊事1号	給食		
消 毒 ・ 衛 生	除染車			
	化学加熱器			
	噴 霧 器	背負式		
		車載式		
		動力I型		
	入浴セット	入浴		
洗濯セット	洗濯			

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(急患又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄旗	緊急事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

派遣の目的を完了し、またその必要がなくなった場合は、市長は県知事に対して、撤収について要請するものとする。撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請するものとする。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常派遣を受けた側の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と県知事が協議して定めるものとする。

- 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置及び通話料金
- 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- その他協議により決定したもの

第9節 技術者、技能者及び労務者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、この節に定めるところによって行うものとする。

1 技術者、技能者の確保体制

市長は、市が実施する災害応急対策に必要な技術者、技能者の確保を行う。

国東市災害対策本部の各班は、人員の確保が必要な場合、本部班を通じて人員の確保を求める。

市において災害応急対策に必要な技術者、技能者の確保が困難な場合は、県に人員の確保を要請する。

1) 技術者及び技能者の確保対策

応急対策を実施する場合、市の職員を動員しても技術者及び技能者が不足するときは、県及び他の防災機関並びに民間に応援を求めるものとする。

市長は、技術者、技能者を確保するために特に必要がある場合は、災害対策基本法第65条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

また、同法第71条の規定により、県知事から委任を受けた場合についても、従事命令を執行することができる。

2 労務者の確保対策

(1) 労務供給の実施責任体制

イ 災害対策に必要な労務者の要員の供給は、市長が行う。

ロ 実施担当

労務供給の実施は、市長の指示により関係機関の協力を得て各対策部が担当するものとする。

(2) 労務者の確保要請

災害の状況により、各対策部が労務者を必要とするときは、理由、作業内容、従事場所、所要人員、集合場所等を示し、各対策部長に要請するものとする。

(3) 労務者の確保方法

① 民間団体の活用

婦人会、区長会等の民間団体に、次に掲げる事項について労務提供を要請するものとする。

- ・避難所に収容されたり災者の世話
- ・炊出し
- ・救助物資の配布
- ・飲料水の供給
- ・清掃及び防疫作業
- ・被害調査
- ・その他災害応急措置の応援

② 県に対する応援及び派遣要請

市において応急対策を実施する労務の調達、供給が困難な場合は、県に応援又は派遣の要請を行うものとする。

③ 労務者の雇上げ

市の災害対策部員及民間団体等の協力を求めても労力に不足を生じたときは、次により労務者の雇上げをするものとする。

・ 労務者雇上げの範囲

- a 被災者の避難
- b 医療助産のための移送
- c 被災者の救出及び救出に要する機械器具資材の操作
- d 飲料水の供給
- e 救助物資の整理、輸送及び配布
- f 遺体の搜索処理

・ 職業安定所長に対する労務者の確保要請

市において労務者の雇上げができないときは、別府公共職業安定所に対し、労務者の確保を要請するものとする。

④ 労務者雇上げ賃金の基準

労務者の賃金は、市における通常の日雇民間賃金のおおむね2～3割高以内とする。

⑤ 災害救助法の適用による労務者の雇上げ

災害救助法が適用された場合は、被災者の救助を実施するため必要な労務者は、県がこれを実施する。ただし、救助を迅速に行う必要のあるときは市が県知事の委任を受けて実施する。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	<ul style="list-style-type: none"> ・救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 <p>(注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。</p>
行方不明者の捜索	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「遺体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

□ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第10節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応じられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定されボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。このため、県及び市においてはボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、ボランティアの参加を促すとともに、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 組織体制

災害時から復旧期まで福祉対策班にボランティア受入担当をおき、ボランティアへの情報提供等、市のボランティアに関する総合窓口としての活動を行う。

3 ボランティア活動の支援

社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動に関する総合調整活動を支援するとともに、これらの団体に対し被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供に努める。

(1) 情報の提供

ライフライン・公共機関の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、各種ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体に的確に提供する。

(2) 活動拠点の提供

被災地もしくは災害対策本部周辺に災害ボランティアセンタースペースを提供し、ボランティアの活動拠点の提供に努める。

(3) 活動資材の提供

ボランティア活動拠点における、必要な各種資機材の提供に努める。

4 現地災害ボランティアセンターの役割

イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。

ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。

○一般ボランティア・NPO活動例

- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・救援物資の搬入、仕分及び配布

- ・その他被災者の生活支援に関する活動

○専門ボランティア・NPO活動例

- ・生活支援ニーズの把握
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物など資材の輸送
- ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

第11節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した際には、交通網の寸断等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という）が多数発生することが予想される。このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、市町村のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

国東市及び防災関係機関においては市民・事業所等に対して、各種の手段により、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、代替交通手段を確保するため、交通事業者と調整を図るものとする。

第12節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところによって実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施するものとする。

2 応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保対策

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、土木班において調達供給するものとし、生産、出荷、販売等の業者に対して、文書又は関係職員を派遣して以下の要請を行い、応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保を図る。

(1) 業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

- ・指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- ・指定する品目について適正な価格による受給に関する要請
- ・指定する品目について数量の確保に関する要請
- ・指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- ・その他必要と認める事項についての要請

(2) 物資等の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。市外業者等から調達供給する場合は、大分県知事に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 応急用・復旧用物資及び資機材の調達が困難な場合の措置

大規模な災害の発生等により、応急用・復旧用物資及び資機材の調達が市内において困難な場合は、県又は指定地方行政機関に対して、必要な物資及び資機材の調達、あっせんを求め、その調達供給を行う。

4 物資等の強制調達措置

災害対策基本法第71条第2項の規定により、県知事から従事命令等の委任を受けた場合は、県地域防災計画の物資等強制調達措置に基づいて、物資及び資機材の保管又は収容を実施する。

第13節 交通確保

災害時における道路施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等は、この節の定めるところによる。

1 交通確保の基本方針

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速・的確な交通の確保を図るものとする。

2 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置の体制

(1) 被災状況の把握

災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送路線及びその他主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

(2) 道路管理者との連携

区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに大分県地区災害対策本部庶務班及び警察署に通報するとともに、当該道路管理者と連携して代替道路の確保や大分県建設業協会国東支部との「大規模災害時等における応急復旧工事等についての協定書」により応急措置の実施に努めるものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

3 災害時における交通規制

(1) 道路交通の規制対策

① 交通状況の収集

警察機関は、関係機関の協力を得て常に市内の交通事情を収集し、その状況を一般の公表に付すものとする。

土木班は常に警察機関と協力して所管区域内の交通事情の収集、把握とその復旧に努めるものとする。

② 交通規制の法的根拠

災害時の交通規制は、次の法令の規定に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	市内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条1項
	同上	市内又は隣接市町村に災害が発生した場合に、災害対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。 県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条第1項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法第5条1項
警察官	同上	災害発生において車両等の通行が著しく停滞し、又混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。	車両	道路交通法第6条2項
	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき。	歩行者 車両	道路交通法第6条4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき。	同上	道路法第46条1項

③ 災害応急対策のための交通規制

緊急通行車両以外の交通規制として、大分県公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、路線の交差点から道路の区間（災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

④ 車両運転者の責務の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

- 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
 - ・ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 避難のために車両を使用しないこと。

●災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること。

- 速やかに、車両を次の場所に移動させること。(道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所、区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所)
- 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車すること。その際、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

(2) 海上交通規制対策

① 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部に要請し航路又は区域を指定し、船舶の港泊を禁止し又は制限する。

② 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関等に協力を求めるものとする。

第14節 緊急輸送

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この節の定めるところによって迅速的確に実施する。

1 緊急輸送の責任体制

災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災機関がその全機能をあげて実施するものとする。この場合、被災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、市がこれを実施し、他の防災機関は、この緊急輸送に積極的に協力するものとする。

なお、市長は輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、次のうち最も適切、かつ迅速に行われるもの又はそれらの組合せの方法を用いて実施するものとし、当該輸送を実施する機関が災害の状況に応じて決定するものとする。

ただし、災害の状況により道路交通が途絶した場合のほかは、車両によって輸送を行うものとする。

(1) 車両による輸送（道路によるもの）

イ 車両の確保及び配車

農業・輸送班は、緊急輸送時の車両の掌握、確保及び配車を計画的に行うものとする。

ロ 配車の要請

各班は、車両を必要とする場合は農業・輸送班に配車要請を行うものとする。

ハ 市有車両以外の車両の確保

災害の状況により、市有車両以外の車両を必要とする場合は、農業・輸送班長は、他の公共団体及び民間の車両を確保し、配車するものとする。

ニ 緊急輸送のための交通規制の要請

広範囲にわたる緊急輸送を実施する場合において、当該輸送区間における緊急車両以外の車両の通行禁止等の制限を必要とするときは、市長は国東警察署を通じて公安委員会に制限の実施を要請するものとする。

また、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を推進するものとする。

(2) 船舶による輸送

災害の状況により陸上輸送が不可能な場合、又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要物資、人員等の輸送を実施するものとする。この場合、市内の船舶を借上げて行うものとする。

(3) 航空機による輸送（空中によるもの）

地上輸送がすべて不可能で、緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ県の防災ヘリコプター若しくは自衛隊にヘリコプター等の出動を要請するものとする。

(4) 人力による輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行うものとする。

3 緊急輸送の基準

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な道路（国道213号、主要県道等）や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地へ搬送する傷病者及び被災者
- ④ 輸送施設（道路等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

4 輸送拠点（緊急輸送基地）の設置

県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点を、教育委員会生涯学習課安岐分室とする。

5 緊急輸送の調整

大規模な災害における救済用資機材の緊急輸送は、おおむね次の例により誘導指示を実施するため、誘導指示を受けた他の防災機関は、これに協力するものとする。

- ① 市内における輸送経路、輸送場所及び配送・配分については国東市又は警察署
- ② 県内市町村間又は県外からの輸送経路、輸送場所又は転送については警察本部、警察署及び大分県

6 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に救済用物資を緊急輸送する場合、関係防災機関は相互に協力するものとし、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。

防災関係機関が緊急輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ緊急輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て、当該輸送区間における緊急車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

7 災害救助法の規定による緊急輸送

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県がこれを実施する。ただし県の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が県知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲と期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は発生しようとする1両日
医療に関する輸送(人員輸送)		発生の日から14日以内
助産に関する輸送(人員輸送)		発生の日から13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		発生の日から3日以内
飲料水の供給に関する輸送(飲料水,ろ水機等,資機材輸送)		発生の日から7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食料、調味料及び燃料等の輸送	発生の日から7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	発生の日から14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	発生の日から10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内（救護用物資輸送）
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		発生の日から10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

市における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ・輸送料（運賃）
- ・借上料
- ・燃料費
- ・消耗品機材
- ・修繕料

(3) 帳簿等の整備

災害救助法に基づく輸送を実施した場合には次の帳簿等を整備し、保存しておかねばならない。

- 輸送記録簿
- 燃料及び消耗品受払簿
- 修繕費支払簿
- 輸送費関係支払証拠書類
- 救助実施記録日計票

8 輸送用車両等の確保

自動車による輸送の場合は、市が保有する車両を使用するが、不足する場合は民間営業用車等を借上げる。さらに、不足する分は民間自家用のものを借上げるものとする。

自動車以外の輸送機物による輸送を必要とする場合には、関係機関に対し輸送を要請し、また民間営業用のものを借上げる。

第15節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節の定めるところによって実施する。

1 広報・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるよう、あらゆるメディアを活用して積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、市民からの通報や問合せに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だし、それを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 広報・災害記録活動の措置

(1) 実施体制

災害対策本部が設置されている間の広報は広報班が担当する。

(2) 広報資料の収集

情報班は関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の情報及びその資料を収集する。

- ・ 災害情報及びその資料
- ・ 避難等の措置の状況
- ・ 消防本部、消防団、自衛隊等の出動状況
- ・ 応急対策の情報及びその資料
- ・ その他、災害に関する各種措置の情報
- ・ 美談などの災害関連情報

(3) 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- ・ 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- ・ 記事、写真、動画、図表の整備、記事の他添付資料の整備に留意すること。
- ・ 広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

(4) 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- ・ 災害の発生場所及び発生原因
- ・ 災害の種別及び発生日時
- ・ 被害の状況
- ・ 安否情報

- ・ 応急対策の状況
 - ・ 住民に対する避難勧告・避難指示及び避難所等の状況
 - ・ 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- (5) 庁内の広報措置及び関係機関に対する連絡
- ・ 気象情報、災害情報及び被害状況の推移を庁内LAN等の手段を用いて職員に周知する。
 - ・ 特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。
- (6) 住民に対する広報
- 住民に対する災害情報及び応急措置の状況は次の区分により広報する。
- ① 災害発生前
- 災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等をとりまとめ、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。
- ② 災害発生後
- 災害の発生中又は発生後は被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等を具体的に周知し、人身の安全を重点にして防災行政無線やケーブルテレビ(CATV)、電話、広報車等を活用し、住民に周知する。
- (7) 要配慮者対策
- 在宅高齢者、障がい者に対する広報は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる人を通じて行うものとする。
- 旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者を通じて行うものとする。
- (8) 市民からの通報、問合せへの対応
- 市民からの通報、問合せについては、情報班が対応し、重要事項については、関係対策班に伝達する。
- (9) 災害記録活動
- 広報班は、災害の情報を集約し、写真又はビデオ等を用いて独自に災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。
- (10) 安否情報の対応
- 市は、被災者の安否について住民等から照会のあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等

本節は、地震による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

市内の計測震度計で震度5強以上の地震が発生した場合、住民に対して出火防止、山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市内で震度5強以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合、防災行政無線、防災情報提供メール（県民安全・安心メール等）、ケーブルテレビ(CATV)、広報車、インターネット（ホームページ等）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、消防本部、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。（災害対策基本法第54条）

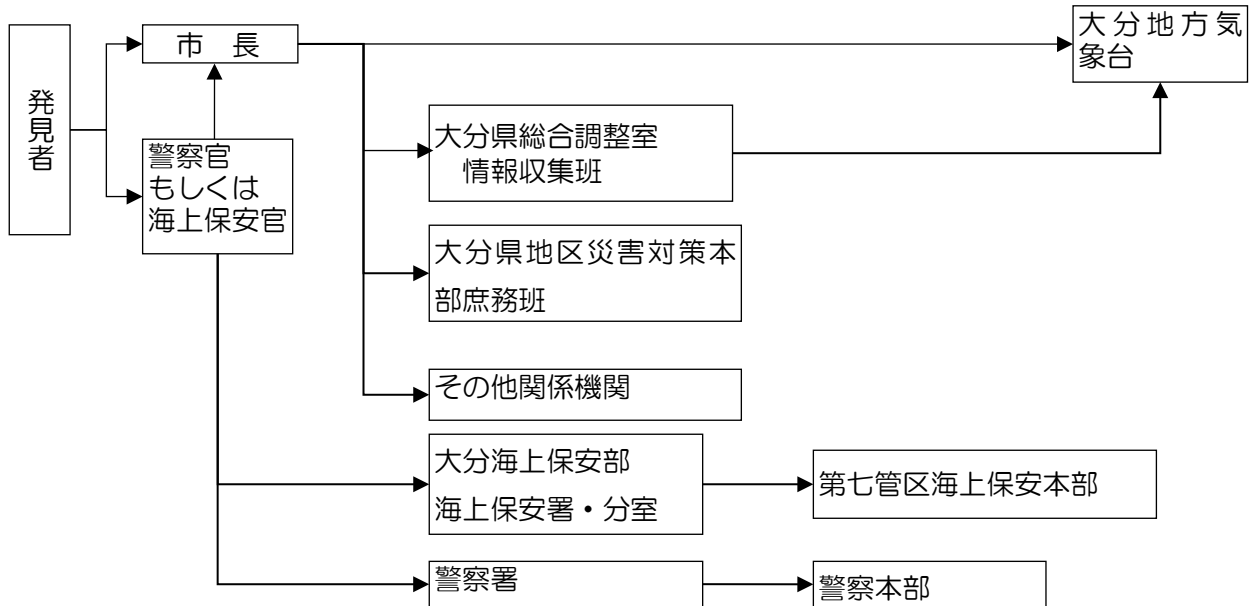
○発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（決壊のおそれのある堤防の水もれ、地割れ、海鳴り等）を発見した者は、次の最も近いところに通報するものとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (イ) 市役所（執務時間中は総務課 | ☎0978-72-5160 |
| （国見総合支所 | ☎0978-82-1111 |
| （武蔵総合支所 | ☎0978-68-1111 |
| （安岐総合支所 | ☎0978-67-1111 |
| （執務時間外は市役所宿日直警備員へ | ☎0978-72-1111 |
| 災害対策本部設置時は、 | ☎0978-72-1111 |
| (ロ) 国東市消防本部 | ☎0978-72-1101 |
| (ハ) 国東警察署 | ☎0978-72-2131 |

(2) 市の措置

発見者、警察官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、関係機関に通報し必要な措置を求める。



(3) 関係機関への通報

異常現象発見の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに、必要に応じて次の機関に通報するものとする。

- ① 大分地方気象台 (☎097-532-2247)
- ② 大分県(防災対策室) (☎097-506-3155)
- ③ 東部振興局 (☎0978-72-1212)
- ④ 国東土木事務所 (☎0978-72-1321)
- ⑤ 国東警察署 (☎0978-72-2131)
- ⑥ 消防本部 (☎0978-72-1101)
- ⑦ その他関係機関

3 津波に関する情報の住民への伝達等

(1) 海面状態の監視等

イ 海面状態の監視

津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

ロ 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報するものとする。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼するものとする。

(2) 津波災害に備えた住民等への呼びかけ ー津波に対する自衛措置ー

イ 市の措置

(イ) 津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

- ・市長は、海岸付近の住民はもとより、観光客、釣り客、ドライバー、漁業従事者、港湾労働者等の海浜にいる者に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。
- ・市は、テレビ、ラジオ放送を聴取するよう努める。

(ロ) 大分県瀬戸内海沿岸に津波警報等が発表された場合、または、前(1)の海面監視で異常を覚知した場合、各防災関係機関の協力を得ながら、次の措置を行う。

- ・海岸付近の住民、海浜にいる者等に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。
- ・放送ルート以外の法定伝達ルート等により、市長に津波警報等が連絡された場合も、同様の措置を行う。

ロ 海岸付近の住民等の措置

海岸付近の住民、海浜にいる者等は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビ等の放送を聴取する。また、報道機関から津波警報等が放送されたときも、同様の措置をとる。






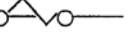

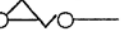
なお、異常現象を発見した者は、直ちに防災関係機関等へ通報するものとする。

ハ 住民への呼びかけ手段

市及び県は、広報車、市防災無線（同報無線）、県民安全・安心メール、防災情報提

供メール、インターネット（ホームページ等）、サイレン、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレン又は半鐘によって周知させる場合の標識は次のとおりである。（サイレン音は、J-ALERT による標準音を使用する。）また、津波情報の呼びかけの例を以下に示す。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との班打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との班打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

〔呼びかけの例1〕

こちらは、〇〇市です。
 ただいま、大津波警報が発表されました。ただいま、大津波警報が発表されました。
 大津波が予想されますから、沿岸部にいる方々は、ただちに高台などの安全なところに避難してください。
 なお、避難の際には、車を使用しないでください。
 (繰り返し)

〔呼びかけの例2〕

こちらは、〇〇市です。
 津波情報をお知らせします。
 津波情報をお知らせします。
 ただいま、〇〇港で津波の第1波を観測しました。
 波の高さは、約〇〇メートルです。
 津波は何回も押し寄せてきますから引続き警戒してください。
 (繰り返し)

〔呼びかけの例3〕有線放送、無線放送、広報車等による呼びかけ例

こちらは〇〇市です。

〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。

津波の高さは〇〇沿岸では高いところで5 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで1 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）

海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。

〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。

避難する時には、車を使わないでください。

津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。

（繰り返し）

※ 東日本大震災で1人の死者も出さなかった茨城県大洗町の防災行政無線の事例では、①普段は使用しない命令調の表現を用いたことや②同じ内容の繰り返しではなく具体的指示や津波の現況情報等放送内容を刻々と変化させたことにより緊急事態の雰囲気伝わり避難行動を促進したとされているため、地域の実情に応じた効果的な伝え方を検討しておく必要がある。

第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

1 避難勧告・措置の責任体制

災害の発生に伴う建物倒壊、火災延焼拡大等の危険のある場合、危険地域の住民等に対し、立ち退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、それぞれの実施責任者が時期を逸しないよう必要な措置をとらなければならない。特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、県知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

● 避難勧告・指示を行う者

- ・市長（災害対策基本法第60条）
- ・警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ・水防管理者（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る（自衛隊法第94条））

2 避難勧告・指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

（1）避難措置の区分

① 避難準備（要配慮者避難）情報

地震・津波により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。

② 避難勧告…事前避難

余震により倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適切と判断される場合は事前に避難させる。

③ 避難指示…緊急避難

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫し、避難を要すると判断されるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

④ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生使用としている場合において、危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

○発令基準

区 分	発 令 判 断 基 準	
	津 波	地 震
避難準備情報	瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき	震度4以上の地震が発生したとき
避難勧告	津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき	震度4以上の地震の後に余震が続き、がけ崩れや建物の倒壊等の災害発生のおそれがあるとき
避難指示	津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき	がけ崩れや建物の倒壊等の被害発生のおそれがあり、緊急避難の必要があると認められるとき

○津波避難想定区

旧 町	行 政 区
国 見 町	岡、国見浦手、鬼籠、櫛海、川西、本城、浜中、下櫛来、古江、下岐部、小熊毛、大熊毛、向田
国 東 町	浜陽、浜陰、奈良原、深江、塩屋、柳、富来浦手、松原、浜崎、富来田深、北江、安国寺、今在家、興導寺、小原、黒津、下治郎丸、綱井重藤
武 蔵 町	池ノ内、内田、藤本、古市下、古市上、糸春下、糸原上、南糸原、今市
安 岐 町	中園、上馬場、下馬場、下原上、下原港、下原中、下原下、塩屋第1塩谷第2、西本

(2) 避難経路及び誘導方法

- ① 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。
- ② 避難者の誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。
- ③ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。
- ④ 避難が遅れたものを救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。
- ⑤ 避難者の誘導の経路はできる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
- ⑥ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、安全を期する。
- ⑦ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会単位で行う。
- ⑧ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等

としその他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。服装はできる限り軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

- ⑨ 避難を指示するための信号は、おおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 避難所の指定

避難所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、地震時には次の点に留意する。

- ① 避難所の開設に当たって、市長は、避難所の管理者等の協力を得て、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- ② 市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あっせんを求める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産保護の措置
- ⑤ その他

(5) 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

(6) 学校、社会福祉施設等における避難

イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領及び措置

(7) 車両等の乗客の避難措置

イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。

ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 伝達の方法

市長は避難の勧告又は指示をしたときは、関係機関と協力して次の方法のうち実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。また、県知事、警察官等から避難の指示等があった場合も同様とする。避難措置を実施したときは、速やかにその内容を大分県総合調整室情報収集班又は大分県地区災害対策本部庶務班に報告する。

- ・サイレン、警鐘
- ・防災行政無線
- ・ケーブルテレビ（CATV）
- ・電話
- ・広報車等
- ・消防職員、消防団員、警察官、市職員による巡回
- ・自主防災組織
- ・報道機関

4 津波に関する避難の勧告・指示及び誘導

（1）沿岸の住民への避難勧告等の実施

津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに高台等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。

また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう勧告又は指示するものとする。

市長が必要と認める場合は、知事を通して、指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。

（2）速やかな避難誘導の実施

沿岸の住民及び海浜にある者に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って緊急避難場所、避難所、避難路を指示し、市職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、沿岸の住民等は、前第1節の3（2）ロにあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された緊急避難場所に速やかに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。

5 避難勧告等の解除

避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、地震の際活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することが難しいため、強い揺れを感じたら、まずは直ちに高い場所に避難し、地震の状況を確認した後、より大きな津波のおそれがある海溝型地震の場合は、さらに高い場所への避難というように段階的な避難を考えておくなど、活断層型地震による到達時間が短い津波を想定して行動することが必要である。

今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否情報確認等が行われるよう努めるものとする。ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。そのうえで、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

2 居住者等に求められる避難への備え

避難対象地区内の居住者等は、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努めるものとする。

3 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- 懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- 地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

4 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に要配慮者にあっては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

5 居住者等に求められる避難

(1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板や避難所案内板等を参考にして、指定緊急避難場所へ直ちに避難する。

なお、津波到達時間が短い場合は、直ちに近隣の高い場所等、いわゆる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全を確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。

(2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。

(3) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・携帯メールなど、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。

(4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

6 船舶に求められる避難

(1) 強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、時間的余裕のある場合は、直ちに港外（水深の深い広い地域）に避難し、船首を津波の方向に向け、津波に備える。

(2) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。

(3) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表された時には、直ちに港外に避難する。

(4) 港外に避難できない小型船舶は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

(5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。

※ 港外避難、小型船舶の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。

第4節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この計画の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送については、市長が警察等関係機関の応援を求めて速やかに実施する。自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

2 救出対象者

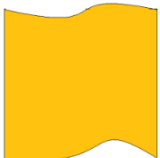

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

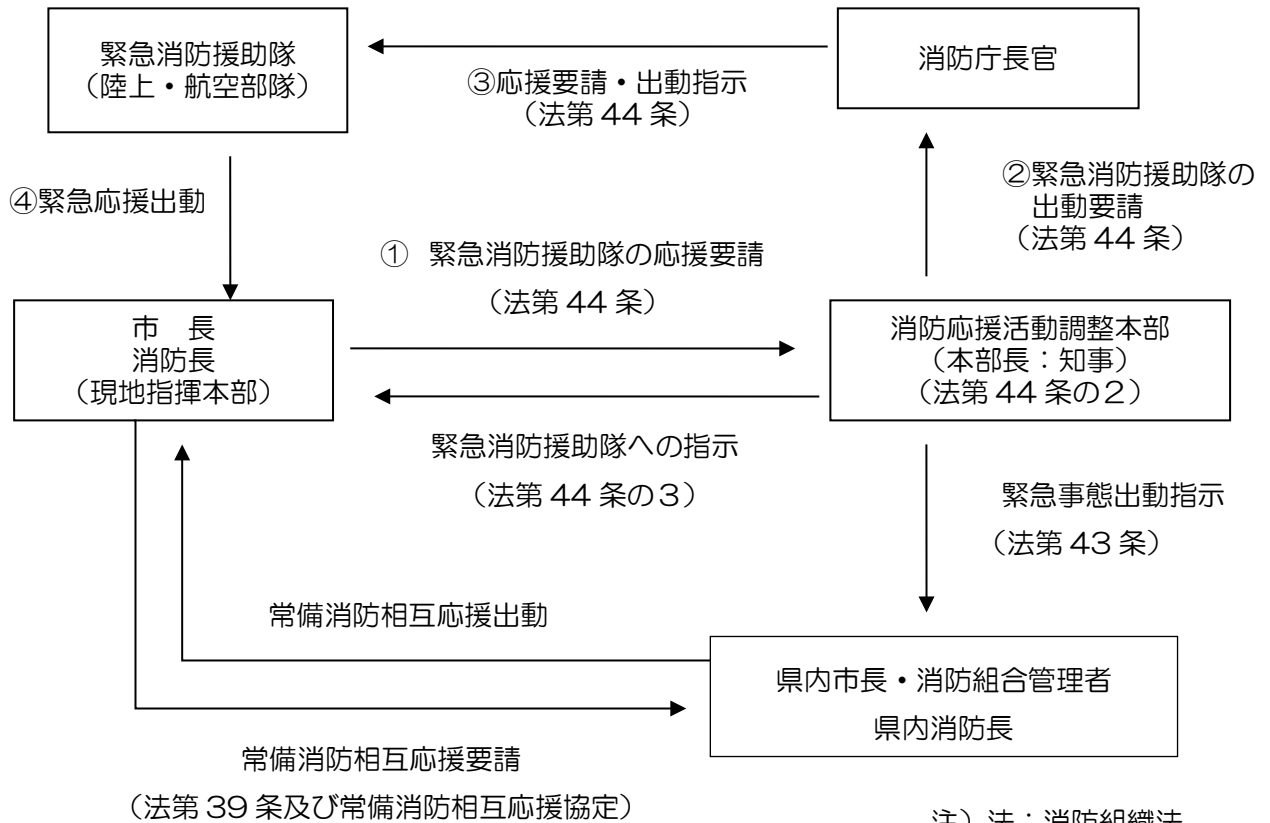
規格 布(概ね2m×2m)

① 黄色 	避難者がいることを示す	② 赤色 	避難者の中に、負傷者や要援護者等の緊急な救助を要するがいることを示す
---	-------------	---	------------------------------------

4 市の救出救助

救出救助及び搬送は、消防を中心に救出班を編成、警察官等と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

市長が外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下のとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づいて市長は、次の基準により被災者の救出について必要な措置を行う。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんに関わらず、また、災害にかかった者の住家の被害に係らず、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を大分県が負担する。

イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費の通常の実費範囲内とする。

(4) 救出を実施する期間

救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 帳簿等の整備

市長は、県知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 被災者救出用器具燃料受払簿

ハ 被災者救出状況記録簿

ニ 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 救急医療活動の実施（市民班）

（1）医療救護所の設置

- イ 管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。
- ロ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等に協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

（2）災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣依頼

地震等により負傷者等が多数発生した場合、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣要請を行う。

（3）救急医療活動の調整

市民班は、大分DMAT、医療救護班、災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

2 医療救護班の編成

この計画に定める医療及び助産の業務を行うため医療救護班を編成する。東部保健所国東保健部及び国東市民病院においては、医療救護班の編成に努める。

医療救護班の編成は、おおむね次のとおりである。

- ・医師 1 名
- ・保健師又は看護師 1 名
- ・その他 1 名
- ・車両 1
- ・救急品一式

3 災害救助法の規定による医療又は助産

（1）医療の実施基準

① 医療の実施範囲

- ・診察（疾病の状態を判断する）
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術、その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

② 医療の対象者

- ・災害のための医療の途を失った者（り災の有無を問わない）
- ・応急的な医療を施す必要のある者

③ 医療の方法

医療救護班によって行うことを原則とする。ただし、特別の事情がある場合には一般医療機関による救護を行うことができる。

④ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情がない限り災害発生の日から 14 日以内の期間とする。

⑤ 医療のため負担する費用の範囲

- ・医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- ・病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- ・施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内

(2) 助産の実施基準

① 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前、分娩後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

② 助産の対象者

- ・災害のため助産の途を失った者
- ・災害発生の日の前後 7 日以内に分娩した者

③ 助産の方法

医療救護班によって行うことを原則とするが、特別の事情がある場合には産院又は一般医療機関で行うことができる。

④ 医療の実施期間

医療の実施期間は特別の事情がない限り、分娩した日から 7 日以内とする。ただし、災害発生の日前に分娩した者は、分娩の日から 7 日以内の期間が災害発生の日から 7 日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

⑤ 助産のため負担する費用の範囲

- ・医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- ・産院、その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の 8 割以内の額

第6節 消防活動

地震による火災に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限度に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 消防活動の実施体制

消防本部は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動を行うとともに、消防本部の活動に積極的に協力する。

2 消防活動

(1) 消防本部

災害時における活動については、警防計画等各種計画の定めるところによる。

(2) 消防団の活動

地震・津波により大きな被害が予想される場合、自主的に参集し迅速な活動がとれる体制を確立する。

災害発生後は、速やかに出動し、出火防止の呼びかけ及び初期消火、人命救助、避難誘導等を行う。

尚、災害対策本部をはじめとする関係機関と最新の情報を共有し、活動を行う上で事故が発生しないよう十分配慮するものとする。

3 応援要請

大規模な火災等の発生により外部からの応援が必要と判断した場合は、「大分県常備消防相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県に対して、「緊急消防援助隊」や自衛隊等の応援の要請を依頼する。

第7節 二次災害防止活動

地震後の余震、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

市及び防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

2 二次災害防止活動

市においては、各班において、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、各対策班は次の活動を行うものとする。

① 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

管理班は、市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

② 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

土木班は、市所管の道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

③ 応急危険度判定士、斜面判定士の派遣依頼

災害により危険建築物並びに危険箇所の判定は専門的知識を必要とすることから、県へ派遣依頼するものとする。

(2) 土砂災害等の防止活動

土木班は、土砂災害の危険箇所等として指定されている箇所の点検、パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるとともに、その状況を本部班に報告する。

なお、点検パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ・ 砂防指定地
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 保安林及び保安施設地区
- ・ 山地災害危険地区
- ・ 海岸危険地域
- ・ 落石等危険箇所
- ・ ため池
- ・ その他の二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

消防団は、水防区域の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、情報班へ報告する。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

土木班は、高潮、波浪等による危険がある箇所(point)の点検、パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるとともに、その状況を本部班に報告する。

点検パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ・港湾施設
- ・海岸保全施設
- ・地すべり防止区域
- ・河川施設
- ・漁港施設
- ・農地海岸保全施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

消防機関は、爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、関係機関と連携し、次に掲げる施設等の被害の防止に努める。

- ・危険物施設
- ・火薬保管施設
- ・ガス施設
- ・毒劇物施設
- ・その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

本部班は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)等により市民に注意を呼びかける。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、施設管理者、ボランティア等の協力を得ながら国東市が行う。災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づいて国東市が行う。市は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。その他防災関係機関は避難所の管理運営に積極的に協力するものとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2 避難所の開設（福祉対策班）

（1）避難所の開設方法

避難所は、あらかじめ定めた公共の学校・公民館などの既存の施設を利用するものとする。ただし、これらの施設が利用できないときはプレハブを仮設し、又はテントを借上げ設置するものとする。避難所の開設に当たって、市長は避難場所の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

予定した避難所が使用できないとき、又は災害が激甚で市内に避難所を設置することが困難な場合は、県知事又は隣接市町村長に被災者の収容について要請する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

（2）避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

（3）避難所開設の場合の手続き

避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

① 避難所開設の周知

速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等の関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

② 避難者名簿の作成

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、必要に応じて区長等の協力を得て迅速かつ的確な避難者名簿の作成に努める。

③ 避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人員、ニーズ）を開設後直ちに大分県総合調整室情報収集班又は大分県

地区災害対策本部庶務班に報告する。

また、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、大分県総合調整室情報収集班又は大分県地区災害対策本部庶務班に報告する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 施設箇所数及び収容人員
- 避難者名簿
- 開設見込期間

④ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所開設に要する費用は、毎年度内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- A 賃金職員等雇上費 B 消耗器材費 C 建物の使用謝金
- D 器物の使用謝金 E 借上費又は購入費 F 光熱水費
- G 仮設便所等の設置費

⑤ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、あらかじめその理由を県福祉保健部地域福祉推進室に申し出て承認を受ける。

⑥ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 避難者名簿
- (ロ) 救助実施記録日計票
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (ニ) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

(1) 住民への周知

住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。また、発熱や咳

等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(5) 避難所内での感染予防

避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。

ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

4 要配慮者の避難等の措置（福祉対策班）

避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

なお、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館・ホテル等の借り上げを行う。

また、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、大分県地区災害対策本部庶務班及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、県内外の社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について、福祉対策課を通じて大分県地区災害対策本部庶務班へ報告する。

(2) 広域避難施設の選定

(1)の報告内容をふまえ、大分県福祉保健医療部福祉保健衛生班は、厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

(3) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、総合調整室広域応援対策班は必要に応じて、自衛隊（総合調整室総務班）、輸送関係指定地方公共機関等（通信・輸送部）に応援を要請する。

(4) 広域避難施設への応援措置

要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、大分県総合調整室広域応援対策班、大分県地区災害対策本部被災者支援班・保健班と連携し、受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、ボランティア組織の協力を得ながら市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（区長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、協力を依頼する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいを持つ避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けるなど適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

また、避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別の更衣（又は化粧）スペースや女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。

ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所での外国人への配慮

日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、大分県被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

災害後速やかに地元の協力を得ながら、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

2 避難所外のと配慮者

避難所外のと配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等へ移送するよう努める。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等のと配慮者者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

市は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

1 食料の供給責任体制

食料供給は、国東市が行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）。国東市による食料供給が実質困難な場合は、速やかに大分県へ要請するものとする。大分県は、物資の確保及び配送を行い、直接これを配布する。その他の関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

（1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ① 避難者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 応急対策等への従事者の状況
- ④ 電気、ガス、水道の状況

（2）食料供給の実施

食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

（1）市の手続

農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

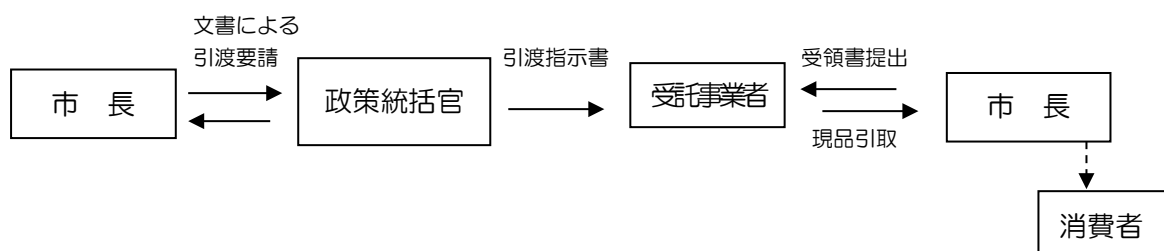
市長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 被災地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が政策統括官に直接要請を行った場合、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとする。

○ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4 市が実施する食料の供給措置

県知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を県福祉保健部地域福祉推進室に情報提供し必要な指示を受けるものとする。

また、市長が県知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(1) 炊き出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被害者の範囲

(イ) 避難所に収容された者

(ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

(ハ) 旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で(イ)又は(ロ)と同一の状態にある者

(ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

(ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

(イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

(ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること(原材料(小麦粉、米穀、醤油等)及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。)

(ハ) 食品の給与は産業給食(弁当等)によっても差し支えない。

(ニ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

ニ 費用の負担

福祉保健部地域福祉推進室はイからハの基準に基づき、国東市に実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

(イ) 主食費

a 知事が一括売却を受け配分した場合の主食

- b 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等
- (ロ) 副食費及び調味料費
- (ハ) 炊出し用の燃料費
- (二) 雑費
- 器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 帳簿等の整備

炊出し、その他の食品を給与する場合には、各責任者は次の帳簿を整備し保存する。

- ・ 救助実記録日計表（炊出し受給者名簿、炊出し用物品借用簿）
- ・ 炊出し給与状況
- ・ 炊出し、その他による食品給与用物品受払簿
- ・ 炊出し、その他による食品給与に関する証拠書類

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制

給水は、国東市が行う（災害救助法が適用された場合、県の委任に基づいて市が行う。）。その他防災関係機関は市の要請に対して積極的に協力するものとする。

2 給水活動の流れ

(1) 被災者に対する給水の必要性の判断

以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。飲料水の汚染状況の把握は、保健所に協力を求める。

- ① 被災者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 通水状況
- ④ 飲料水の衛生状況

(2) 給水の実施

(1)で給水が必要と判断された場合は、「災害時における救援物資提供に関する協定書」等により飲料水を確保するとともに給水を行う。その際、給水する水の水質確認については、保健所に協力を求める。また、次の点に留意して給水活動を行う。

- ① 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線やケーブルテレビ(CATV)等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- ② 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ③ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

3 給水の方法

給水は次のとおり行う。

(1) 飲料水

- ・ ボトル水の配給による給水
- ・ 給水車による給水
- ・ ろ水器によるろ過給水
- ・ その他水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

- ・ 学校プールその他適当な貯水槽による給水
- ・ 個人、専業用井戸又は湧水による給水

4 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、必要な措置をとるものとする。

イ 給水の基準

(イ) 飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(ロ) 飲料水の供給方法

- a 水道法による水道用水の緊急応援
- b ろ水器等による浄水の供給
- c ボトル水等水入り容器の支給

(ハ) 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

(ニ) 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

ロ 給水のための費用

(イ) 水の購入費（但し、真にやむを得ない場合に限る）

(ロ) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費

(ハ) 浄水用の薬品及び資材費

(ニ) ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は国東市が行う。災害救助法が適用された場合、県知事の委任により活動を行う。その他防災関係機関は市の要請に対して積極的に協力するものとする。

2 給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- ① 被災者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、市は、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部地域福祉推進室に情報提供する。

災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

① 給与又は貸与の対象者

- ・災害により住家に被害を受けた者(住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。)
- ・被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ・被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 給与又は貸与品目

- ・寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等）
- ・外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、箸等）
- ・日用品（石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

③ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

④ 給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、毎年度内閣総理大臣が定める基準の以内とする。

⑤ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与を終るものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

① 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

※ 国東市該当

市町村の人口	15,000人 未 満	15,000人 以 上	30,000人 以 上	50,000人 以 上	100,000人 以 上	備 考
		30,000人 未 満	50,000人 未 満	100,000人 未 満		
被 災 世 帯	10	17	20 ※	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

② 給与実施基準

イの災害を受けた世帯が、次の数に達する場合。

③ 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年度内閣府告示第228号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

④ その他必要な事項

災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 帳簿等の整備

被災世帯に対し、救援物資の給与又は貸与をした場合には次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ・ 物資購入（配分）計画表
- ・ 物資受払簿
- ・ 物資購入及び支払証拠書類
- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 物資の給与状況
- ・ 備蓄物資払出証拠書類

6 救助物資の備蓄

(1) 市の備蓄

救助物資の給与又は貸与のため、財政の許す範囲において物資の備蓄に努め、常時被災者の保護に備えるものとする。

(2) 関係防災機関の備蓄

その他の関係防災機関においても、当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は市民の医療確保に万全を期す必要がある。この場合「第3章 第4節 救急医療活動」に基づき、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

市民班は、医療機関と連携して次の情報を収集し、災害対策本部に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- ・ 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- ・ 医療機関等の状況
- ・ 電気、水道の被害状況、復旧状況
- ・ 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

市民班は、以下の情報を集約し、本部班を通じて県に報告し、報道機関等から一般に広報する。

また、相談電話を設置して市民からの問合せに応じる。

- ・ 医療機関の被災状況、稼働状況
- ・ 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- ・ 現地での医療品、人員等の確保状況
- ・ 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- ・ 負傷者の発生状況
- ・ 移送が必要な病人の発生状況
- ・ 透析患者等への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、国東市が実施するものとする。また、市のみで対応が困難な場合は、県に代行又は支援を要請する。

2 保健衛生活動の実施体制

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

市民班は、東部保健所国東保健部と協力して以下の公衆衛生ニーズを把握する。

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の実施

被災地・被災者の情報収集、分析から公衆衛生ニーズを的確に把握し、以下の活動を実施する。

- イ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整
- ロ 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- ハ 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- ニ 栄養指導対策
避難所等を巡回し、市等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- ホ 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
- ヘ 家庭訪問
被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行い、心ケアについても配慮する。

3 健康管理活動の実施

市民班は、2-(1)で把握した情報をもとに、以下に示す活動を例として必要な活動を実施する。

(1) 巡回健康相談の実施

避難所を中心に巡回して相談に応じる。

(2) 精神保健活動（こころのケア）の実施

関係機関の協力を得て巡回する。また、チラシ等で必要な情報を提供する

(3) 予防接種の実施、マスク等の供給等予防措置の実施

予防接種の実施、マスク等の供給等により、疾病の予防を図る。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫の責任体制

被災地の防疫に関する計画の樹立及び実施は市長が行う。ただし、重大な災害発生のため、市のみで実施することが困難な場合は県知事に協力を求める。

(2) 防疫体制の確立

東部保健所国東保健部、国東市医師会等と緊密な連携をとり、感染症についての広報、防疫機器及び薬剤の点検確保並びに防疫組織の整備等に留意し、防疫活動の円滑化を図るよう努める。

(3) 防疫班の編成

この計画に定める防疫の業務を行うため、防疫班を編成し、東部保健所国東保健部、国東市医師会等と連絡を密にし、住民の協力を求めて効果的な防疫活動を行う。

(4) 防疫対象

① 調査及び健康診断

災害発生地域に感染症患者が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害地全般にわたり調査並びに健康診断を行うものとする。

② 実施方法

家屋内外の掃除、溝の清掃、汚物やゴミの処理を行うものとする。

③ 消毒方法

災害発生により感染症の病原体に汚染されたとと思われる室内各部、便所、溝、井戸、水槽等に対して薬物散布、その他の方法により消毒を行う。

④ 防疫知識の普及・啓発

調査、健康診断又は消毒方法等を実施する際には、災害発生地域の住民に対して防疫について、各家庭における個人衛生等の正しい衛生思想普及を図り、防疫活動が円滑にできるよう努める。

5 保健衛生活動の広報

保健衛生活動の広報は、広報班を通じ一般に広報する。

第8節 廃棄物処理

本節は、地震・津波によって発生する大量の廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

1 災害廃棄物処理の実施（環境衛生課）

（1）災害廃棄物処理の実施

地震・津波廃棄物を処理するにあたって、「国東市震災・水害廃棄物処理計画」を定め、処理を行う。

（2）災害廃棄物等の種類

木くず、コンクリートがら等、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿

（3）処理計画の内容

- イ 震災発生時におけるがれき発生量の推計
- ロ 廃棄物の仮置場、集積所の確保
- ニ 廃棄物の分別・処分計画
- ホ 有害廃棄物対策
- ヘ 仮置き場における環境汚染防止対策・事故防止対策

（4）支援要請について

国東市単独で処理ができない場合は、大分県、県内市町村へ支援要請を行う。

（5）処理体制の構築

仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収納、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市、警察署、県及びその他防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市への通報

国東警察署は行方不明者の届出の受理を行った後、市及び関係機関への通報・連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市及び関係機関は国東警察署と相互に協力し、搜索班を編成して行方不明者の搜索にあたる。

① 搜索する行方不明者の範囲

災害のため行方不明の状態にある者。

② 支出する費用

イ 搜索期間中の舟艇、その他搜索のために必要な機械器具の借上費

ロ 搜索のため使用した機械器具の修繕費

ハ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

ニ 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

③ 支出費用の限度額

当該搜索地における実費とする。

④ 搜索の期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から10日以内とする。

⑤ 関係機関の応援要請

市長は、災害の状況により市のみでは、行方不明者の搜索が困難であると認める場合には、大分県総合調整室庶務班を通じ、関係機関に協力を求めるものとする。

3 死体の処理（環境衛生班）

（1）遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、市が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

（2）遺体の検視及び検案

遺体は、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

（3）遺体の安置（検視後）

- ① 遺体の安置所を設置する。
- ② 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。
- ③ 納棺した遺体についての遺体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。
- ④ 遺体引取の申し出があったときは、遺体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬（環境衛生班）

遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、広域火葬を実施する。

（1）遺体埋葬のための措置

① 遺体の火葬

- イ 火葬に付する場合は、遺体安置所から火葬場に移送するものとする。
- ロ 火葬に付した遺体の遺留品は包装し、氏名票を付しておくものとする。
- ハ 骨引取の申出があったときは、焼骨を引渡すものとする。

② 仮埋葬の取扱い

- イ 収容遺体が多数のため火葬場で処理し得ないときは、寺院、その他適当な場所に仮埋葬するものとする。
- ロ 仮埋葬遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、あるいは正規の墓地に改葬するものとする。

（2）身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体は、火葬又は仮埋葬し、遺留品とともに寺院その他適当な場所に保管し、1年以内に引取人の判明しないものは、身元不明遺骨又は不明遺体として寺院その他に移管するものとする。

5 救助法適用に関する事項

(1) 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の遺体搜索について、必要な措置を行うものとする。

① 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない）。

② 支出する費用

イ 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費

ロ 搜索のため使用した機械器具の修繕費

ハ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

ニ 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

③ 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

④ 搜索の期間

特別の事情のない限り災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 遺体の取扱い

① 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者とする。

② 遺体の処理内容

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

ロ 遺体の一時保存

ハ 遺体の検案

③ 支出する費用の限度

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ロ 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 検案のための費用は、医療救護班以外の一般開業医等が実施した場合について、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

④ 遺体の処理の期間

遺体の処理を行う期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋葬

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の遺体埋葬について、必要な措置を行うものとする。

① 埋葬を行う範囲

- イ 災害の時の混乱の際に死亡した者。
- ロ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合。

② 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨の役務の提供により行う。

③ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

④ 埋葬の期間

埋葬の期間は、特別の事情がない限り発生の日から 10 日以内とする。

(4) 帳簿等の整備

県知事の委任に基づき市長が遺体の搜索、収容処理及び埋葬を実施した場合は次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 遺体搜索状況記録簿
- ハ 搜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保等（土木班）

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、市が主体となって実施する。ただし、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去は、主として県が市長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅供給及び応急確保の措置は、おおむね次の方法により実施する。

- ① 住宅が滅失した世帯に対する応急仮設住宅の建設及び災害公営住宅の建設
- ② 住宅が半焼、半壊の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- ③ 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 応急仮設住宅の設置

（1）設置基準

① 構造及び規模

1戸当たりの規模は建築面積 29.7 m²（9 坪）を基準とする。構造は原則として木造平屋建てとし、パイプ式組立住宅資材によることができる。

② 費用

1戸当たりの費用については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

③ 設置場所

原則として公有地、それが困難なときは私有地。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

④ 設置の方法

請負工事又は直営工事により設置する。

⑤ 着工期日

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

（2）入居世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから区長及び民生委員等の意見を聞き、り災者の資力、その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した世帯
- ② 居住する住家がない世帯
- ③ 自らの資力をもって住家を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあつては、地域コミュニティの維持及び構築に

配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

(3) 供給期間

建設工事が完了した日から2年以内とする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の基準

住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもって応急修理ができない者。

- ① 応急修理については、面積等の制限はしないが居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない住宅部分とする。
- ② 応急修理は、大工又は技術者等による修理もしくは請負工事によって実施する。
- ③ 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完成させなければならない。
- ④ 応急修理に要する1戸あたりの費用については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(2) 応急修理を受ける世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから区長、民生委員等の意見を聞き、り災者の資力、その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

- ① 住宅が半焼、半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- ② 当面の生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で応急修理ができない世帯

5 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(1) 応急的な除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- ④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 応急的な除去を受ける世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから区長及び民生委員等の意見を聞きり災者の資力、その他の生活条件等を勘案し市長が決定する。

- ① 住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活を営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 帳簿等の整備

県の委託に基づく住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を実施したときは次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 障害物除去の状況記録簿
- ③ 障害物除去費支払関係証拠書類

6 災害救助法の適用がない場合（市が実施する住宅の供給及び確保措置）

(1) 県の基準の準用

災害救助法の適用のない応急住宅の仮設、住宅の応急修理及び住居の障害物の応急的な除去を実施する必要がある場合は、県の実施する基準に準じて行うものとする。

(2) 県への要請

市長は、被災者に対する住宅の供給及び確保等を実施するうえで必要な事項について、県に要請するものとする。

- イ 住宅の建設又は仮設上、不足する資器材の供給あつせん
- ロ 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあつせん
- ハ 県有地の優先的な貸付又は払下げ
- ニ その他特に必要と認める事項

7 被災住宅の被害認定調査の対応

被災住宅の被害認定調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

1 責任体制

教育施設及び設備の被災は、幼児・児童・生徒の教育に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長が保護者をはじめとするPTAなどの関係機関の協力を求めて実施し、第二順位として市教育委員会がこれにあたる。

また、市長は各教育対策班の実施する応急措置を援助するとともに必要な措置を講ずる。

学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、各教育対策班と大分県児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

学校長はおおむね次の事項を基準に応急措置を実施する。

(1) 教室の確保

必要な教室等を確保するため所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報連絡するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、各教育対策班、災害対策本部へ応援を求める。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。

ハ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会所等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

ニ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急校舎を建設する。

(2) 応急授業等の実施

災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず休校の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。

(3) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、棄損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、県からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

① 給与の対象

学用品の給与は、災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受けた世帯の幼児・児童・生徒で、学用品を喪失又は棄損した者。

② 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

・教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

・文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

・通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

③ 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区分：小学校 中学校

教科書及び教材：実費

文房具通学用品：生徒又は児童 1 人あたりの学用品の給与に要する経費は内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

④ 給与期間及び給与の方法

特別な事情のない限り、教科書及び教材は、災害発生の日から 1 か月以内に現物を支給。学用品通学用品は、災害発生の日から 15 日以内に現物を給与するものとする。

⑤ 帳簿等の整備

学用品の給与を実施した場合には次の帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 学用品の給与状況

ハ 学用品購入関係支払証拠書類

ニ 備蓄物資払出証拠書類

(4) 転校・転園措置及び進路指導

各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、国東市育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(5) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防本部、医療機関等の関係機関及び保護者、地域住民と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い安全確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

二 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(6) 学校保健衛生措置

各学校は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、教育対策部、災害対策本部へ応援を求める。また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制を確立する。

- ・ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- ・ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ・ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- ・ 飲料水の取扱いについて必要な監視を行う。

3 その他の応急措置

教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

- イ 幼児・児童・生徒の集団的な移動教育
- ロ 応急仮設校舎の設置
- ハ 就園奨励措置

4 学校等が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- ・ 在校・在園中に発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- ・ 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

5 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市教育委員会 ⇄ 県教育委員会 ⇄ 文化庁（国指定文化財）

(2) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

市・市教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものとする。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、市が警察等と協力して実施する。物価の安定等に関する活動は、市が県等の関係機関と協力して実施する。

2 社会秩序維持のための活動

市は、警察、自主防災組織、地域住民等と協力して、防犯パトロールや地域安全情報の広報を実施する等、地域の安全の確保に努める。

3 物価の安定等に関する活動

商工団体、県等の協力のもと定期的に物価を監視する。また、消費生活相談所を設置し、消費生活に関する相談に応じる。

第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に市に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

企業や自治体からの義援物資について、被災者が必要とする物資内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受け入れ方針を決定のうえ周知する。

また、義援物資の受入、仕分け、配送に関して、必要に応じて市社会福祉協議会等に協力を求める。

2 市に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

福祉対策班は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決定する。

本部班は、福祉対策班が決定した事項について県あるいは直接報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、福祉対策班、本部班が連携して実施する。

第14節 被災動物対策（環境衛生班）

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼす恐れがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

地区対策本部保健所班と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- イ 避難所での動物の飼育状況の把握及び県への支援要請
- ロ 避難所での飼育指導

4 応急仮設住宅等での対応

市は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針（事業者）

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害による被害を被ったときには二次災害の防止及び早期復旧に努める。市その他の防災関係機関は、業者から要請があった場合その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制

人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、市、警察署、消防本部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策に当たっての市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を実施しようとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- ・道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- ・道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- ・復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての公共施設の貸与
- ・広報車両、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、港湾、漁港の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、港湾、漁港の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針（管理者）

道路、河川、港湾、漁港に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市その他の防災関係機関は管理者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 被害状況、応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況、応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

3 応急対策に当たっての市の支援

各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また市民向けの広報を実施しようとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第4部 災害復旧・復興

第4部 災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進するものである。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予想することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業の復旧やり災者の立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い郷土を後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の国東市の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者及び被災事業者が災害から立ち直るための支援を、きめ細かく十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けることができると判断される場合、必要な事項を速やかに調査し、県知事に報告する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の国東市の姿を明確にして、計画的な災害に強い郷土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の趣旨に沿い、緊急度を勘案のうえ、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の趣旨等に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

4 その他の災害復旧事業の促進

公立学校施設その他の公共施設の災害復旧についても、その緊急度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 市民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、設置等運用に当たって柔軟に対応する。

（1）各種手続の総合窓口

見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。また、中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士会等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図るうえでさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者台帳の整備及び情報提供

（1）被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（2）被災者の生活再建等のための情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報の提供を行う。

3 災害義えん金の配分

(1) 配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて市に義えん金配分委員会を設立する。

① 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- 国東市
- 国東市区長会
- 社会福祉法人国東市社会福祉協議会
- その他の関係機関

② 配分委員会の組織

• 委員の任命

市長は、委員会構成機関の構成員、職員の中から委員を任命する。

• 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

• 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

• 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めるときは、会長に委員会の招集を求めることができる。

• 配分資料の整備、保管

会長は義えん金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんに係わらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

1 災害弔慰金

支援の種類	給 付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給。 2 支給額 ① 生計維持者が死亡した場合:500万円 ② その他の者が死亡した場合:250万円
対 象 者	1 災害により被害を受けた当時、国東市内に住所を有した者の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母とし、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

2 災害障害見舞金

支援の種類	給 付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給する。 2 災害障害見舞金の支給額は次のとおり。 ① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合:250万円 ② その他の者が重度の障がいを受けた場合:125万円
対 象 者	災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人

3 災害援護資金

(1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	イ 当該負傷のみ	150万円
	ロ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ハ 住居の半壊	270万円
	ニ 住居の全壊	350万円
	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	イ 家財の3分の1以上の損害	150万円
	ロ 住居の半壊	170万円
	ハ 住居の全壊(ニの場合を除く)	250万円
	ニ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ② 家財の1/3以上の損害
- ③ 住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

- ① 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。
- ② 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

資金の目的：住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費

【福祉費】

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	① 連帯保証人を立てた場合 無利子 ② 連帯保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	12か月以内

- ③ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ① 低所得世帯、障害者のいる世帯、65才以上の高齢者のいる世帯
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：県、国東市、社会福祉協議会

5 母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容 対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭、父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金については、貸付けの日から1年、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から6ヶ月を超えない範囲で据置期間を延長できる。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> ① 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ② 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） ③ 母子・父子福祉団体（法人） ④ 父母のいない児童（20歳未満）

	<p>2 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象）</p> <p>① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者）</p> <p>② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者</p>
問 合 先	県、福祉事務所

6 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<p>1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。</p> <p>2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること</p> <p>3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。</p>
対 象 者	<p>1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方</p> <p>2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。</p>
問 合 先	県、市

7 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<p>1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</p> <p>2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。</p> <p>4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ること</p>

	<p>により、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>5 申告などの期限の延長</p> <p>災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。</p> <p>これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。</p> <p>※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。</p>
対 象 者	<p>1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減税法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</p> <p>2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</p> <p>4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。</p> <p>5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。</p>
問 合 先	税務署

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ① 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。
- ② 制度の対象となる自然災害
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
- ③ 支給額は、下記の2つの支援金の合計額。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

イ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

項目	住宅の被害程度		
支給額	全壊、解体、長期避難	支給額	中規模半壊
	100万円	50万円	—

ロ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

項目	住宅の再建方法		
支給額	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
全壊、解体、 長期避難	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。

※支援金の用途は限定されない。

(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 問合先：県、国東市

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ① 災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。 ※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。
- ② 支給額は、下記の2つの支援金の合計額。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

イ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

項目	住宅の被害程度		
	全壊	半壊	床上浸水
支給額	100万円	50万円	5万円

ロ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

※床上浸水は加算支援金ない

項目		住宅の再建方法		
		再建・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
支給額	全壊	200万円	100万円	50万円
	半壊	80万円	80万円	50万円
	床上	—	—	—

※支援金の用途は限定されない。

(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、半壊又は床上浸水し居住していた市町村に引き続き居住する世帯

留意事項

- 1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金について支給されない。
- 3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度で支給される。
 (住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯)

(4) 問合先：県、国東市

3 災害復興住宅融資（建設）

（1）支援の種類：融資

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ② 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。
- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

（3）問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

（1）支援の種類：融資

① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

② 貸付限度額

貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

（2）対象者

① 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯

② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

（3）問合せ先：県、国東市、社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉資金の住宅資金

（1）支援の種類：融資

① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

② 貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

（2）対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

（3）問合せ先：県、国東市、社会福祉協議会

6 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用され、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>（※大規模半壊以上の世帯については資力は問わない）</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市に相談すること。</p>
問合せ先	県、国東市

7 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

- ① 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。
- ② 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は 新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1,400万円		25年
特例加算	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間

●中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種 別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

2 問合せ先：国東市

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度

(1) 支援の種類：融資

- ① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額 の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

- (2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額 の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30% 未 満の者 (激甚災適用の場合)	6. 5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上 の者 (激甚災適用の場合)	5. 5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3. 0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上 でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入 の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入 の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ先：国東市

2 農林漁業者に対する資金貸付

支援の種類	融資											
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。											
	1 株式会社日本政策金融公庫											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット 資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>農林漁業施設 資金</td> <td>災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資</td> <td>一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低</td> <td>15年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット 資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）	農林漁業施設 資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間									
農林漁業セーフティネット 資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）									
農林漁業施設 資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低	15年以内（うち3年以内の据置可能）									

			い額 特認：負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内（うち10年以内の据置可能）	
農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	個人3億円、法人10億円	25年以内（うち10年以内の据置可能）	
経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	①負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内（うち3年以内の据置可能）	
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年	

			80%	以内の据置可能) ③林道：20年以内 (うち3年以内の 据置可能) ※別途特認要件あり
	漁業基盤整備 資金	漁港、漁場施設の復 旧のための資金を 融資	負担額の80%	20年以内(うち3 年以 内の据置可能)
2 農協・漁協等				
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農業近代化資金	災害により被災した 農業施設等の復旧た めの資金を融資(認 定農業者、集落営農 組織のみ)	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内(うち 7年以内の据置可 能)
	農業経営負担軽減 支援資金	既往債務の負担を軽 減するための負債整 理資金を融資	営農負債の残 高	15年以内(うち 3年以内の据置可 能)
	漁業近代化資金	災害により被災した 漁船、漁業用施設等 の復旧のための資金 を融資	1,800万円 ～3.6億円	15年以内(うち 3年以内の据置可 能)
●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各 種貸付事業の詳細については下記問合先まで。				
対象者	農林漁業者			
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資

- ① 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。
- ② 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。
- ③ 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○国民生活事業

貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内

○中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

④ 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

⑤ 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3) 問合先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資

① 大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

(2) 対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

① 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合

② 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	<p>1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。</p> <p>2 貸付限度額：20百万円</p> <p>3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内） 運転資金は7年以内（措置期間1年以内）</p>
対象者	<p>1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。</p>
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	<p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。</p>
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

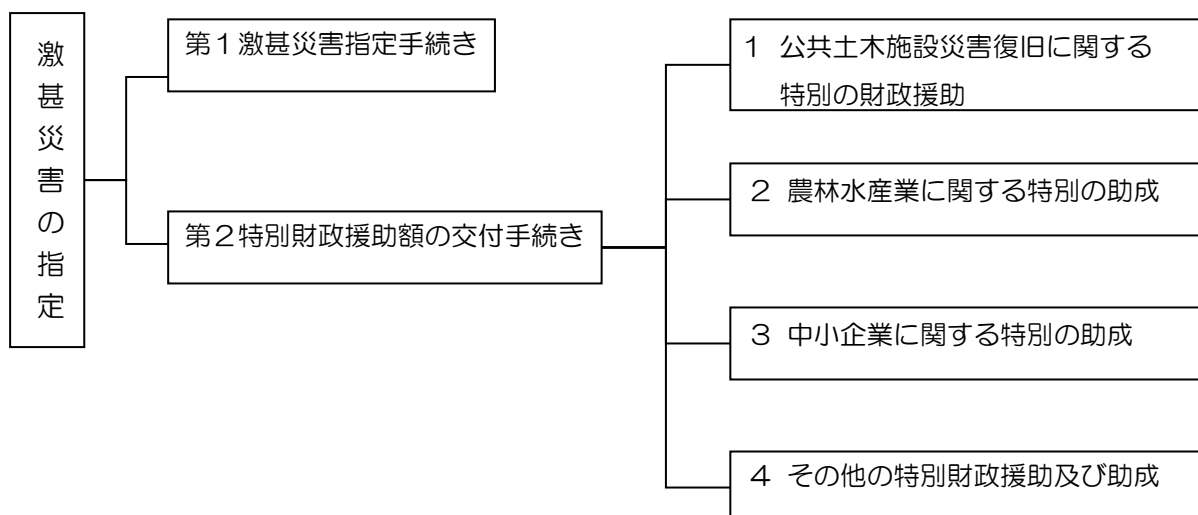
支援の種類	経営相談
支援の内容	<p>1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。</p> <p>2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。</p>
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第5章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- 災害対策基本法第97条～第98条
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律



第1節 激甚災害指定の手續

市長は、市内において大規模な災害が発生した場合、直ちに県知事へ報告するものとする。

県知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

(注) 局地激甚災害の指定については、原則として1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

1 激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は中央防災会議決定指定基準のとおりとする。

(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項（適用措置）	指定基準	担当部局
激甚法第3条、第4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%	土木建築部 河川課
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円	農林水産部 農村基盤整備課
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。	農林水産部 団体指導・金融課

<p>激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%</p> <p>ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>	<p>農林水産部 団体指導 ・金融課</p>
<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）</p>	<p>A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% 2 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.0%</p> <p>ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>	<p>農林水産部 森林保全課、 林務管理課</p>
<p>激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p>	<p>中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>	<p>商工観光労働部 経営創造 ・金融課</p>
<p>激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>	<p>教育庁 教育財務課</p>
<p>激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 又は B 1 被災地滅失全域戸数≥2,000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸 (2)住宅戸数の1割以上 又は 2 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸 (2)住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。</p>	<p>土木建築部 建築住宅課</p>
<p>激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。 災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>	
<p>上記以外の措置</p>		

2 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は中央防災会議決定指定基準のとおりとする。（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準	担当部局
激甚法第2章（第3、第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。） イ 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が1千万円未満のものを除く。） ロ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業額が2億5千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入×20%を超える市町村 ハ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から50億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	土木建築部 河川課
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	農林水産部 農村基盤整備課
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が1千万円未満の者を除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	農林水産部 団体指導・金融課
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 2 その他の災害にあっては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%	農林水産部 森林保全課、林務管理課
激甚法第12条（中小企	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%	商工観光

業信用保険法による災害関係保証の特例)	(被害額が1千万円未満のものを除く。)ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	労働部 経営創造 ・金融課
激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。	

第2節 特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第2章:第3条、第4条)

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年8月27日法律247号)等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6~8割程度であるが、激甚災害の場合には、7~9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年5月10日法律169号)(以下「暫定措置法」という。)に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第 8 条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年 8 月 5 日法律 136 号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者 200 万円→ 250 万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖漁業者等 500 万円→ 600 万円）及び償還期限延長（3～6 年→4～7 年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被害者に対して 0～1.0% の低利で貸すなどの措置がとられている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第 11 条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その 2 分の 1 を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第 11 条の 2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の 2 分の 1 を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年 12 月 14 日法律 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第 12 条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2 億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の 3 分の 2 を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の 2 分の 1 を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の 3 分の 2 を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の 3 分の 1 を補助する予算制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第 22 条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の 4 分の 3 を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率 3 分の 2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第 24 条）

激甚災害によってを生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない 1 箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 昭和 25 年 5 月 30 日法律 211 号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約 100%）。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、国東市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

国東市の地震防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、国東市地域防災計画地震・津波編（以下地震・津波編とする。）「第1部 第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

市又は河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「第2部第2章 災害に強いまちづくり」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、ヘリポート、ヘリコプターの臨時発着場、港湾、漁港等の整備を計画的に行うものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」及び「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

- 2 管轄区域内の居住者、各種団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関

係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネットの利用、コンビニエンスストア、郵便局株式会社等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導」に定める発令基準による。

第4節 津波対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導」に定める津波避難想定区のとおり。
- 2 津波から迅速に避難するための、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。
その他避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2部 地震・津波に関する避難の勧告・指示及び誘導」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。
- 3 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5節 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

2 電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のための必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講ずるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 放送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、津波に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(3) 放送事業者は、火災発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第7節 交通対策

1 道路

道路管理者は、関係機関と連携を密にし、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

2 海上及び航空

(1) 港湾、漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

(2) 空港管理者は、津波のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知するものとする。

3 乗客等の避難誘導

空港・港湾等の管理者等は、乗客や、空港、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

第8節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

(1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。

(2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。

(3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。

(4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。

(5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。

(6) 警察署、関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

具体的な措置内容は、施設ごとに定めるものとする。

(1) 各施設に共通する事項

イ 津波警報等の来訪者等への情報伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意するものとする。

(イ) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

(ロ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

ロ 来訪者等の安全確保のための退避等の措置

ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置

ニ 出火防止の措置

ホ 水、食料等の備蓄

ヘ 消防用設備の点検、整備

ト 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

チ 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

イ 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

ロ 学校等にあつては、次の措置をとるものとする。

(イ) 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(ロ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

ハ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- イ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ロ 無線通信機等通信手段の確保
- ハ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

5 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第9節 迅速な救助

1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「第3部第3章第4節 救出救助」、「第3部第3章第5節 救急医療活動」、「第3部第3章第6節 消防活動によるものとする。

また、救命・救助に必要となる車両や資機材の確保・充実については、「第2部第4章第2節 活動体制の確立」に基づき、計画的に図っていくものとする。

2 自衛隊・海上保安部・警察・消防等実働部隊の応援と連携

自衛隊・海上保安部・警察・消防等実働部隊の応援体制等具体的な活動要領や連携方策は、別に定める受援計画によるものとする。

3 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「第2部第3章第4節 消防団・ボランティアの育成、強化」、「第2部第3章第2節 防災訓練」、「第2部第3章第3節 防災教育」によるものとする。

また、救助等のために必要な車両や資機材の充実については、上記1によるものとする。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○概要

(1) 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）等に備えて、災害応急対策を実施する。

臨時情報の種類	具体的な基準
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合

(2) 基本方針

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に萎縮することは防がなければならない。そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は、速やかに関係部局長会議又は災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- （1）情報の収集・伝達における市関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- （2）市と県、国、関係機関との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- （1）情報の収集・伝達における市関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- （2）市と県、国、関係機関との連絡体制図については「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- （3）市は、災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の前に、既に災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第15節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備する。

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5節 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、あらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、あらかじめ定める地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）については、以下の方針に則り定める。

（1）事前避難対象地域等の設定

イ 事前避難対象地域

津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象とする。ただし、上記地域にかかわらず、市の判断で地域の实情に沿って、事前避難対象地域の対象を拡大することができる。

ロ 住民事前避難対象地域

同地域は設置せず、後発地震発生時には高台（津波避難タワー等を含む）など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とする。

ハ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とする。

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導」による。

（2）避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、市は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津

波警報又は津波警報に伴い避難勧告等を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。

市は、上記以外で、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難についても同様に受け入れを行う。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や県ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

2 避難所の運営

避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」による。

市は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。

市は、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。

第6節 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

2 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。

3 ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。

ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずる。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のための必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講ずるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 放送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、津波に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(3) 放送事業者は、火災発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第8節 交通対策

1 道路

道路管理者は、関係機関と連携を密にし、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

2 海上及び航空

(1) 港湾、漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

(2) 空港管理者は、津波のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知するものとする。

3 乗客等の避難誘導

空港・港湾等の管理者等は、乗客や、空港、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

第9節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとりべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 警察署、関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

具体的な措置内容は、施設ごとに定めるものとする。

(1) 各施設に共通する事項

イ 津波警報等の来訪者等への情報伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意するものとする。

- (イ) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (ロ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

ロ 来訪者等の安全確保のための退避等の措置

ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置

- ニ 出火防止の措置
- ホ 水、食料等の備蓄
- ヘ 消防用設備の点検、整備
- ト 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- チ 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

- イ 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ロ 学校等にあつては、次の措置をとるものとする。
 - (イ) 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (ロ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- ハ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- イ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ロ 無線通信機等通信手段の確保
- ハ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

5 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第10節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- （1）情報の収集・伝達における市関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- （2）国、県、関係機関等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- （3）市は、災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第15節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

第3節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

市及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に関わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

県から市への資機材等の提供、職員の派遣等に関する事項は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」及び「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定実施要領」に定めるところによる。

1 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

（1）食料の調達・給与確保に関する事項は、「第3部第4章第3節 食料供給」によるものとする。

（2）飲料水の調達・供給に関する事項は、「第3部第4章第4節 給水」によるものとする。

（3）被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

2 人員の配備

災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労務者の確保に関する事項は、「第3部第2章第9節 技術者、技能者及び労務者の確保」によるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第3部第2章第12節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応急要請の必要がある場合は、「第3部第2章第7節 広域的な応援要請・応援活動」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立」によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、「第3部第2章第11節 帰宅困難者対策」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

市及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

- (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - ① 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - ② 道路、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

2 必要な施設等の整備

市及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

(1) 緊急避難場所等の整備

市は、居住者等及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。

(2) 避難路の整備

市は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び避難地誘導標識の整備を計画的に行うものとする。

(3) 津波対策施設の整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。

(4) 消防用施設の整備

市及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備

市及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。

(6) 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、地震・津波編「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。

- ・防災行政無線
- ・ケーブルテレビ(CATV)
- ・その他の防災機関等の無線

第6章 防災訓練

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

防災訓練の実施に当たっては、「第2部第3章第2節 防災訓練」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第2部第3章第3部 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

第8章 南海トラフ地震防災対策計画

地震防災対策推進地域に指定された地域内で、水深30cm以上の浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき公表した浸水想定において、南海トラフ地震を想定した場合の浸水域及び浸水深を基準とする。）において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、次の事項を定めた対策計画を策定するものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保

（1）共通事項

- ① 津波に関する情報の伝達等
- ② 避難対策
- ③ 応急対策の実施要員の確保等

（2）個別事項

- ① 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - イ 津波警報等の顧客等への伝達
 - ロ 顧客等の避難のための措置
 - ハ 施設の安全性を踏まえた措置
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施等
- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - イ 津波警報等の旅客等への伝達
 - ロ 運行等に関する措置
- ④ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - 避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ⑤ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
 - 第2章第6節に準じるものとする。

2 防災訓練

3 地震防災上必要な教育及び広報